

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月13日
【発行者名】	SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 辰 野 温
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番 (2, Rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治 同 白 川 剛 士 同 中 野 恵 太
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	クオンティック・トラスト ー 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03 (Quantic Trust - Target Early Termination Smart Brain Fund 202003)
【届出の対象とした募集（売 出）外国投資信託受益証券の 金額】	10億米ドル（約1,095億円） (注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2019年 12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米 ドル＝109.54円）による。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

クオンティック・トラスト

－ 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

(Quantic Trust

- Target Early Termination Smart Brain Fund 202003)

（注１）早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03（以下「ファンド」ということがある。）は、アンブレラ・ファンドであるクオンティック・トラスト（以下「トラスト」ということがある。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みをいう。

（注２）ファンドの名称の表記として「クオンティック・トラスト」を省略することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券（以下「受益証券」ということがある。）は、記名式無額面受益証券であり、単位型である。

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10億米ドル（約1,095億円）

（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2019年12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.54円）による。以下同じ。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券1口当たり100米ドル

（５）【申込手数料】

申込手数料は、課せられない。（ただし、ファンドの発行価格の2%相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社（以下において定義される。）に支払われる。）

なお、管理会社は、以下に従って、ファンドの勘定で計算される買戻し手数料を、買い戻される各受益証券の買戻代金から控除することができる。日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかからない。

※ 換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合（ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合において、管理会社がファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定したことによりファンドが早期償還される場合を含む。）にもかかる。

下記期間中（両端の日を含む。） の買戻日における買戻し	買戻し手数料
設定日から 2021年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>
2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>
2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>
2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>
2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>
2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>
2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>
2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>
2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>
2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>

（注）「設定日」とは、2020年3月31日をいう。

（６）【申込単位】

1口以上1口単位

（７）【申込期間】

2020年3月2日（月曜日）から

2020年3月27日（金曜日）まで

（８）【申込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

ホームページ：<https://www.smbc.co.jp>

電話番号：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012

平日・土・日・祝日 9:00～21:00 ※1月1日～3日と5月3日～5日を除く。

（以下「三井住友銀行」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記日本における販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

受益証券の投資者は、2020年3月27日の午後3時までに日本における販売会社に対して申込金額を支払うものとする。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社であるSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（以下「保管会社」という。）のファンドの口座に、2020年3月31日までに、米ドル貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】**① 申込証拠金はない。****② 引受等の概要**

（イ）三井住友銀行は、管理会社との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2020年2月13日付の契約を締結している（随時改訂される。）。

（ロ）日本における販売会社は、投資者より受けた受益証券の販売・買戻請求の管理事務代行会社への取次ぎを行う。

（ハ）管理会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス証券という。」）をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

③ 申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、米ドル貨で支払われるものとする。投資者は、2020年3月27日の午後3時まで日本における販売会社に対して、申込金額を支払うものとする。日本における販売会社は、2020年3月31日に、保管会社のファンドの口座に、米ドル貨で申込金額の総額を払い込む。

④ 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われない。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、ファンドの投資者に適用されない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額

クォンティック・トラスト（以下「トラスト」ということがある。）は、本書の日付現在、早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03（以下「ファンド」ということがある。）を含む2本のサブ・ファンドにより構成されている。

受託会社および管理会社は、2017年2月7日付基本信託証書（随時改正および補完される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、トラストの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

ファンドの目的は、ファンドの満期償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、米ドル建て投資元本の100%を確保することを目指しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指すことである。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

② ファンドの基本的性格

トラストおよびファンドは、基本信託証書および関係する信託証書補遺（以下、それぞれを「信託証書補遺」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でファンドの投資運用についてすべての責任を負う。

受託会社および管理会社は、ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務業務を担当し、ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

ファンドは、本書に定める一定の状況下で早期償還されない限り、2030年3月27日に終了する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づき、受益者決議またはファンド決議を経ずに、トラストの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。ファンドの投資収益は、ファンドの純資産価額の上昇または下落（場合による。）およびファンドの資産の運用成績のみに依拠する。ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法（以下の方法を含むがこれらに限定されない。）を決定する権限を有するものとする。

- （i）各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- （ii）受託会社および／または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬（運用に関連する報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。）を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。

- (iii) 為替取引に起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- (iv) ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができる（ただし、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。）。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格とする。

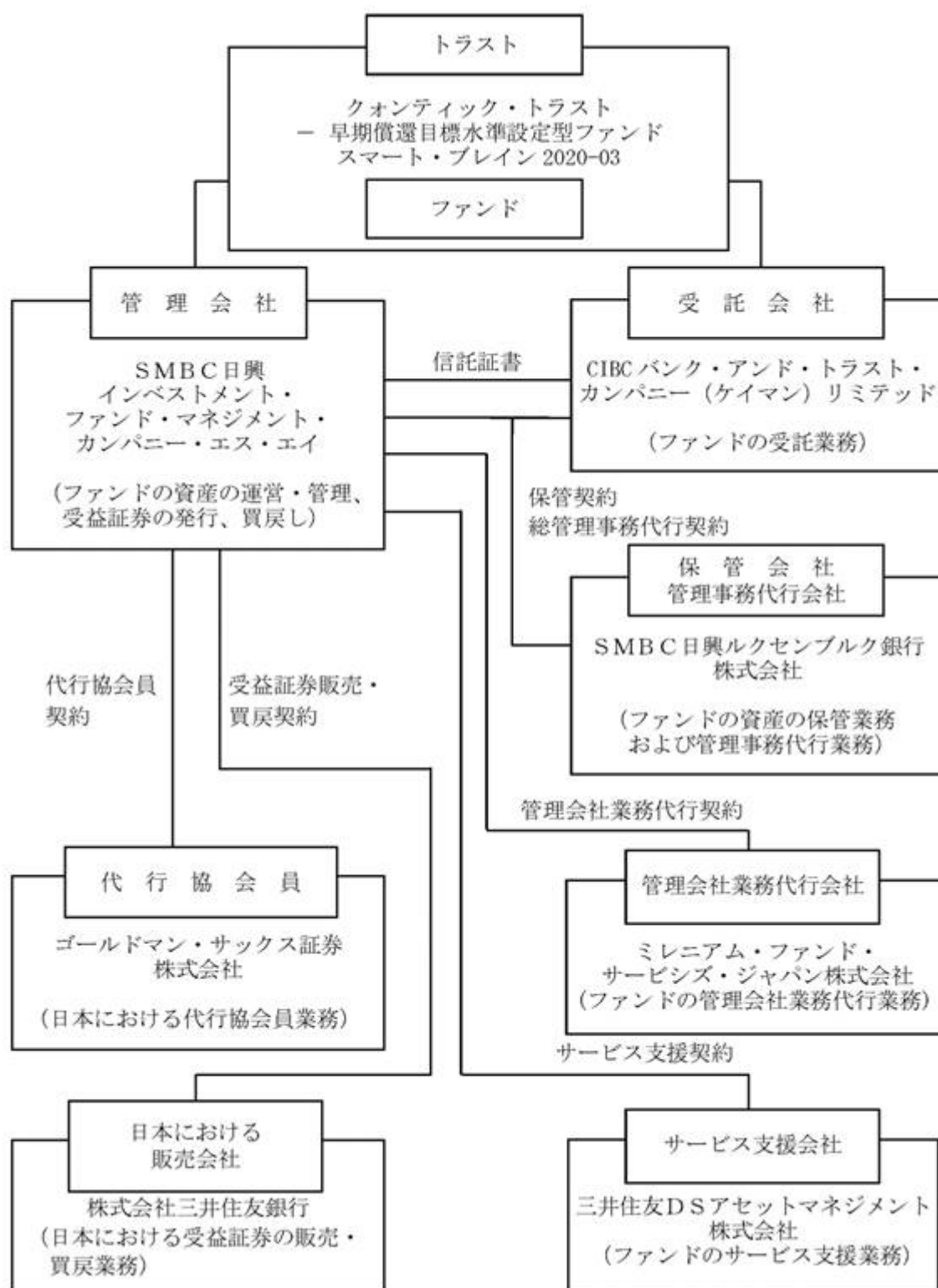
トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）（以下「2013年法」という。）第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

（２）【ファンドの沿革】

1992年2月27日	管理会社設立
2017年2月7日	基本信託証書締結およびトラストの設立
2020年2月10日	信託証書補遺締結およびファンドの設立
2020年3月2日	ファンドの募集開始（予定）
2020年3月31日	ファンドの運用開始（設定日）（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
SMBC日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カン パニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管を行う。 管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約（注2）を締結。ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
ミレニアム・ファンド・サービス・ ジャパン株式会社	管理会社業務代行会社	管理会社との間で管理会社業務代行契約（注3）を締結（随時改訂される。）。ファンドについて管理会社業務代行業務を行う。
三井住友DSアセットマネジメント 株式会社	サービス支援会社	管理会社との間でサービス支援契約（注4）を締結（随時改訂される。）。ファンドについてサービス支援業務を行う。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代行協会員	管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結（随時改訂される。）。日本における代行協会員業務を行う。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結（随時改訂される。）。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注3）管理会社業務代行契約とは、管理会社によって選任された管理会社業務代行会社が、ファンドの投資先債券の発行および早期償還に関連する一定の管理業務を代行することを約する契約である。

（注4）サービス支援契約とは、管理会社によって選任されたサービス支援会社がサービス支援業務を行うことを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I FMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、A I FMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（以下「A I FM」という。）として業務を提供する。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125―2条に規定された範囲内の投資信託（以下「UC I」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのUC Iを管理しなければならない。

(ハ) 資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億6,733万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,451円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.53円）による。以下同じ。

(ニ) 会社の沿革

1992年2月27日設立。

(ホ) 大株主の状況

（2019年12月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番	272,311株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

② 準拠法の内容

（イ）ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどの採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資顧問会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者として旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにC I M Aに提出しなければならない。

トラストは、C I M Aが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、C I M Aに報告する法的義務を負っている。

- （i）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ii）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （iii）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （iv）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （v）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - － ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - － 金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）
 - － マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）
 - － 免許条件

トラストおよびファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ（ケイマン諸島）である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

トラストは、毎年8月31日までに同年2月の最終暦日に終了する計算期間の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、トラストの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、（a）当該事実を受託会社に書面で報告し、（b）当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をCIMAに提出し、その報告書またはその適切な要約を、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むトラストの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- （c）前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- （d）純資産総額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命を変更しようとするときは、CIMA、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社を変更しようとするときは、CIMA、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

ファンドの計算期間は、毎年2月の最終暦日（以下「決算日」という。）に終了する。2月の最終暦日がファンド営業日でなかった場合、監査済財務書類を準備する際には2月の最終の純資産価額が用いられる。ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成された監査済財務書類を含むファンドの年次報告書の写しは、かかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も、関連する期間の終了後3か月以内に作成され受益者に送付される。8月の最終暦日がファンド営業日でなかった場合、未監査の半期報告書を準備する際には8月の最終の純資産価額が用いられる。最初の半期報告書は、2020年8月31日付で作成される。

さらに、年次報告書および財務書類の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、更に、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるゴールドマン・サックス証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてトラストまたはファンドの活動を調査する権限を有しているものの、トラストは、その投資活動またはトラストのポートフォリオの組成に関して、CIMAまた

はケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）（以下「税務情報庁法」という。）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年改正）（以下「貯蓄収入情報報告（EU）法」という。）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの目的は、ファンドの満期償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、米ドル建て投資元本の100%を確保することを目指しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指すことである。

ファンドは、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの設定時に予期されるファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、特別目的会社（SPC）であるシグナム・ミレニアII・リミテッド（Signum Millenia II Limited）（以下「投資先債券発行会社」という。）により発行される、10年満期米ドル建てパフォーマンス・リンク債（以下「投資先債券」という。）に投資する。

投資先債券への投資は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供する。

- （a）ファンドの満期日において、ファンドの受益証券に対して発行価格の100%である目標リターン（以下「満期時目標償還水準」という。）を達成することを目指す債券および当該債券に関連するデリバティブ取引のポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）
- （b）以下の差額に対するボラティリティおよびモメンタム・リスクを制御したエクスポージャーから、年率0.50%の控除率を控除した合成ポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）
 - （i）MA AMC Limited（以下「参照ファンド」という。）の持分への想定上の投資により構成されるストラテジー・アセットに対する想定上の投資のパフォーマンス（年率0.35%のアセット・サービシング・コスト控除後）
 - （ii）想定上の利付預金のパフォーマンス（かかる超過はプラスの場合もマイナスの場合もある。）

投資先債券の概要は、以下に記載される。

管理会社業務代行会社は、受益証券の発行および買戻しに応じて、投資先債券の発行および早期償還に関連する一定の管理業務を、管理会社を代行して行う。

計算代理人は、ファンドの設定日の後、市場環境等により、投資先債券の安定運用部分へ配分する満期時目標償還水準を達成するために必要な最低金額と積極運用部分に配分する残余の金額を短期間で確定する。

- ※ 発行体は、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社である。特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用される。
- ※ 安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指す。
- ※ 積極運用部分は、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指す。
- ※ 安定運用部分と積極運用部分および通貨スワップ取引と（後述の）コールオプション取引は、説明の便宜上分けているが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではない。

ファンドからの投資資産は、投資先債券発行会社固有の資産とは分別して管理される。

1

ファンドは、シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドが発行する債券（投資先債券）への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%（満期時目標償還水準）を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせ運用します。

※シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドは、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。

・特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

※安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指します。

※積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。

・超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり（ファンドの発行価格×運動率×参照戦略の収益率）によって算出される値に相当します。

・参照戦略の収益率は、運用開始基準日から判定基準日までの収益率を指します。

・運動率は、100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

※安定運用部分と積極運用部分および（上述）通貨スワップ取引とコールオプション取引は説明の便宜上分けておりますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

※米ドル建ての投資元本の確保を必ずしもお約束するものではありません。

2

ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

● 申込期間は、2020年3月2日から2020年3月27日までとします。

● 信託期間は、2020年3月31日から2030年3月29日までとします。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合その他一定の事項が発生した場合、ファンドは早期償還されます。

3

ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日（2023年4月1日）以降、投資先債券の価格が下記的水準（ターゲット水準）以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%（早期償還目標水準）以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。

ターゲット水準一覧（ファンドの償還価格が投資元本の120%以上となることが期待される場合）

当初3年 経過後の日程	2023年 4月1日から 2024年 3月31日の間	2024年 4月1日から 2025年 3月31日の間	2025年 4月1日から 2026年 3月31日の間	2026年 4月1日から 2027年 3月31日の間	2027年 4月1日から 2028年 3月31日の間	2028年 4月1日から 2029年 3月31日の間	2029年 4月1日から 2030年 3月26日の間
投資先債券*	124.4%	124.2%	124.0%	123.8%	123.6%	123.4%	123.2%

※投資先債券の元本に対する割合。投資先債券の価格はファンドの1口当たり純資産価格とは一致しません。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日（2030年3月29日）までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。

※ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。

※早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではありません。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想されます。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合があります。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達し、早期償還のために投資先債券が売却された場合、事前に提出されかつ効力が発生していないすべての換金（買戻し）請求は取り消されます。また、早期償還が決定した後、換金（買戻し）請求の受付は停止されます。

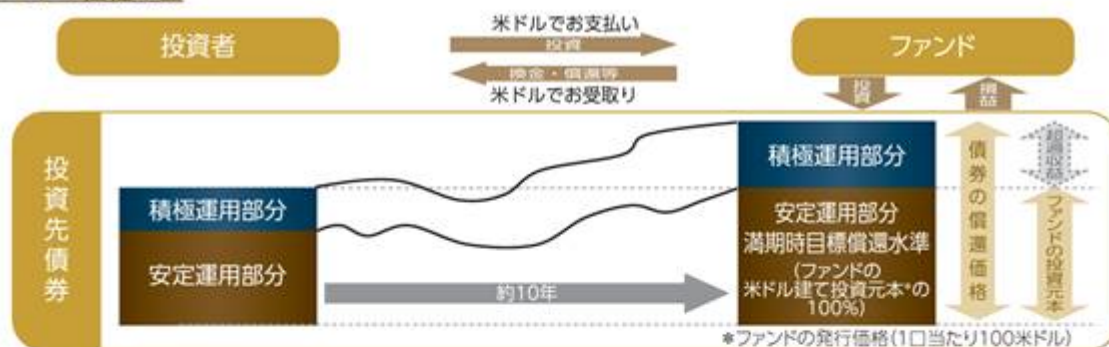
※換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかります。

※投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合があります。

4

原則として収益の分配は行いません。

ファンドの仕組み図



- ファンドは、シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドが発行する債券(投資先債券)への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%(満期時目標償還水準)を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせて運用します。

- ※シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドは、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。
 - ・特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。
- ※安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指します。
- ※積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。
 - ・超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり(ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率)によって算出される値に相当します。
 - ・参照戦略の収益率は、運用開始基準日から判定基準日までの収益率を指します。
 - ・連動率は、100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。
- ※安定運用部分と積極運用部分および(上述)通貨スワップ取引とコールオプション取引は説明の便宜上分けておりますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

- 原則として収益の分配は行いません。

- ※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。
- ※ファンドの満期日に満期時目標償還水準(米ドル建て投資元本の100%)確保を目指しますが、満期時目標償還水準での償還が保証されているわけではありません。投資先債券の発行体、裏付け資産である日本国債、通貨スワップ取引の相手方であるGSIがデフォルトした場合等には満期時目標償還水準を下回る可能性があります。
- ※ファンドの受益証券の期中における1口当たり純資産価格は市場動向により変動し、米ドル建て投資元本を下回ることがあります。従って途中換金の場合、満期時目標償還水準を達成することができないことがあり、換金価格はファンドの米ドル建て投資元本を下回る場合があります。
- ※積極運用部分がゼロとなった場合でも、ファンドの満期償還日に米ドル建て投資元本の確保を目指します。ただし投資元本が保証されているわけではありません。
- ※ファンドは米ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。特に、ご換金時・償還時に円高局面である場合は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。また満期時目標償還水準は米ドル建てで設定されるため、償還時における円建ての目標はありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

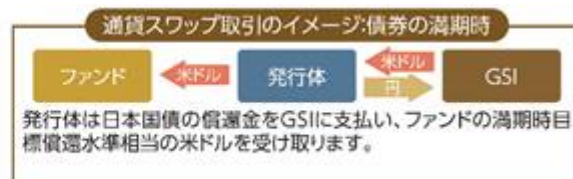
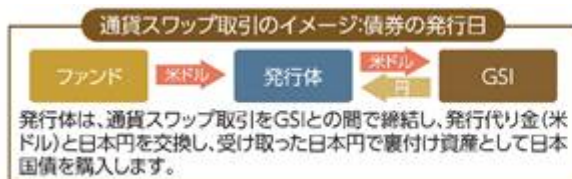
安定運用部分の運用について

安定運用部分は、日本国債およびファンドの基準通貨(米ドル)と円を交換する通貨スワップ取引を用いて組成される。

米ドルの需要が円の需要を上回る状態が続くことが予想されていること等を背景に、このような組成手法を通じて取得可能であると想定される金利が、米国債等への投資により取得できる金利と比較して高くなることが期待されている。

ファンドは、安定運用部分を通じて、一定のクーポンを四半期毎に受領する。クーポンは、ファンドの報酬および費用の支払に充当される。

上記の通貨スワップ取引は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「GSI」という場合がある。)を取引相手方とする。



ファンドは、投資先債券の発行体の信用リスクに加えて裏付け資産である日本国債、通貨スワップ取引の相手方であるG S Iの信用リスクを負っている。

なお、通貨スワップ取引については、発行体およびG S Iとの間での信用補完契約に基づいて、先進国の国債（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ）または現金等の担保が交換される。

※ ファンドの満期日に満期時目標償還水準（米ドル建て投資元本の100%）確保を目指す、満期時目標償還水準での償還が保証されているわけではない。投資先債券の発行体、裏付け資産である日本国債、通貨スワップ取引の相手方であるG S Iがデフォルトした場合等には満期時目標償還水準を下回る可能性がある。

※ ファンドの受益証券の期中における1口当たり純資産価格は市場動向により変動し、米ドル建て投資元本を下回ることがある。従って途中換金の場合、満期時目標償還水準を達成することができないことがあり、換金価額はファンドの基準通貨建て投資元本を下回る場合がある。

※ ファンドは基準通貨建てで設定され、円から投資する場合にはファンドの基準通貨との為替変動リスクが発生する。また満期時目標償還水準はファンドの基準通貨建てで設定され、償還時における円建ての目標はない。

積極運用部分の運用について

積極運用部分は、発行体とG S Iの間に締結されるコールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指す。

超過収益は、基本的に参照戦略にかかる、運用開始基準日から判定基準日までの収益率に連動する水準に決定する。収益率がゼロまたはマイナスの場合、超過収益がゼロになる。

当該コールオプション取引は、発行体およびG S Iとの間での信用補完契約に基づいて、先進国の国債（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ）または現金等の担保が交換される。

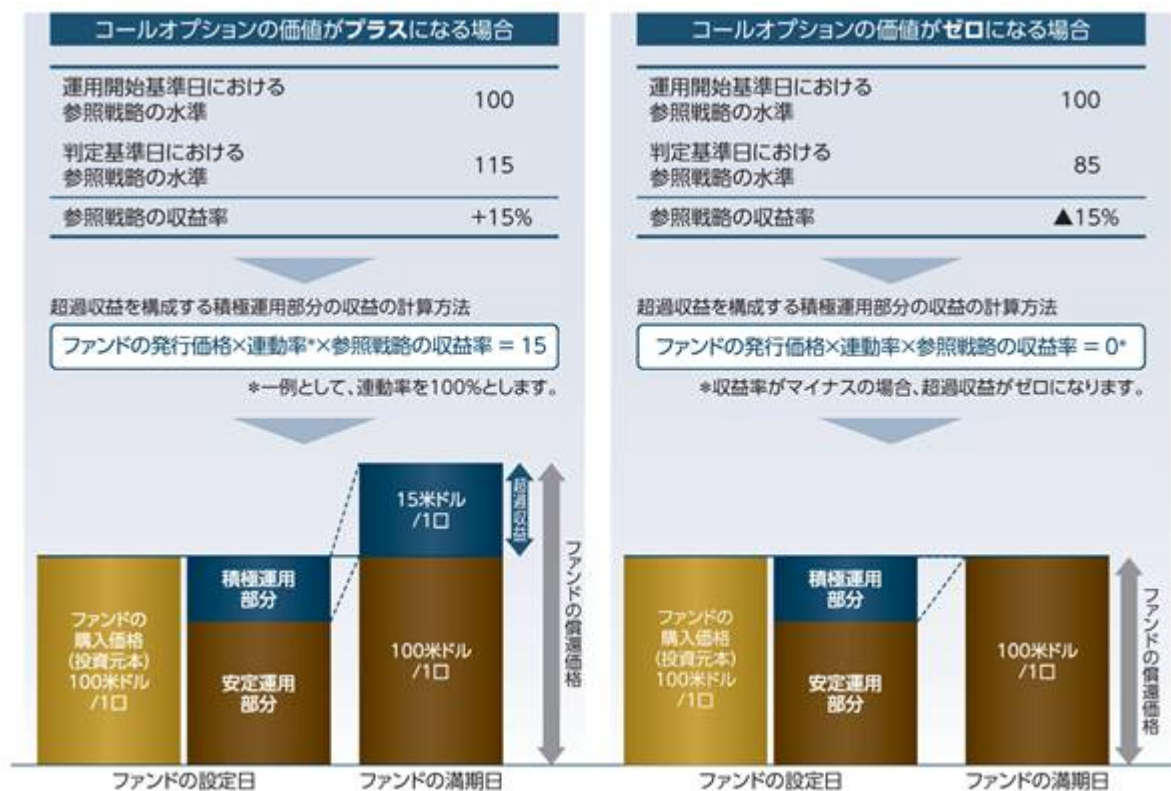
※「運用開始基準日」は、原則2020年4月1日となり、「判定基準日」は、原則2030年3月19日となる。変更される場合がある。

コールオプションの価値とファンドの償還価額（イメージ）

超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンド受益証券1口当たり（ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率）によって算出される値に相当する。

連動率とは、参照戦略にどの程度連動するかを示した数値である。

連動率は100%を目指す、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合がある。



上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合がある。

投資先債券

投資先債券は、米ドル建てである。投資先債券の発行価格は、投資先債券の取引日において決定される。取引日は、当初払込日以後、2020年3月31日頃（またはその後実務上可能な限り早い日）に予定されている。投資先債券は、発行体により、ファンドの満期日における予想される買戻価格に対して割引された価格で発行される。

受託会社は、ファンドの勘定で、各クーポン支払日に一定のクーポンを受け取り、これはファンドに関する一定の運営費用および経費の支払いのために使用される。

投資先債券は、強制償還事由、指数連動支払日が債券満期日後となった場合の延期、2030年3月26日に予定される債券の満期日（以下「債券満期日」という。）に償還される。一定の状況において、投資先債券は、債券満期日より前におよび／または最終償還額以外の価格で、償還され、購入されまたは解約されることがある。

投資先債券は、（クーポンおよび債券満期日における最終償還額を含む）発行体の支払義務について、（a）満期時目標償還水準を達成するための日本国債および当該日本国債に関連するデリバティブ取引のポートフォリオ（以下「安定運用商品」という。）、（b）シリーズ・ライツ（発行体およびスワップ・カウンターパーティーとの間で締結される、積極運用部分のエクスポージャーを取るためのスワップ取引（以下「スワップ」という。）に基づく発行者の権利のすべてを含む。）、および（c）すべての取引金額（（a）、（b）および（c）を合わせて、以下「担保資産」という。）により担保されるように組成される。

スワップに関する信用補完の手段として、発行体とスワップ・カウンターパーティーの間で信用補完の取決めがなされ、スワップ・カウンターパーティーおよび発行体は、かかる信用補完の取決めの条件に基づき相互に担保を提供する。担保の額は、評価時点でスワップが解約されたと仮定した場合に、スワップ・カウンターパーティーまたは発行体のいずれかの他方当事者に対する潜在的な支払債務をカバーできる金額とする。スワップ・カウンターパーティーであるゴールドマン・サックス・インターナショナルは、評価代理人として行為し、当該資格において、かかる信用補完の取決めに定められる担保

価値が確保されるように、スワップ・カウンターパーティーにより提供される担保の価値をモニターする。

担保資産については、投資先債券の受託会社および発行体を含む当事者により締結された担保信託証書の要項に基づいて投資先債券の保有者および担保設定を受ける各当事者のために担保が設定される。当該信託証書の要項の下、発行体は、投資先債券に関して、自らの利益のため、投資先債券の受託会社、スワップ・カウンターパーティー、投資先債券の保有者、および担保設定を受けた複数の機関のために担保資産について担保権を設定する。発行体は、投資先債券の保管会社を保管会社として選任しており、かかる保管会社は、発行体の資産について保管会社自らの資産と分別管理しないことを保管要綱に基づき確認している。

投資先債券の発行体は、ファンドの資産について、自らの資産と分別管理する。

参照戦略の概要

ストラテジー・アセット：参照戦略開始日において、当初のストラテジー・アセットは、以下の参照ファンドにより構成される。

参照ファンド	連動先ファンド	法域	基準通貨	投資マネジャーの報酬
MA AMC Limited	Man AHL Macro SP, a segregated portfolio of Man Funds XI SPC	ケイマン諸島	米ドル	年率1.0%の運用報酬および20%の成功報酬

参照ファンドの概要は以下の通りであり、詳細については参照ファンドの私募目論見書を参照されたい。

参照ファンドの概要

ファンド名：MA AMC Limited

運用会社：AHL Partners LLP

運用戦略：AHLマクロ戦略

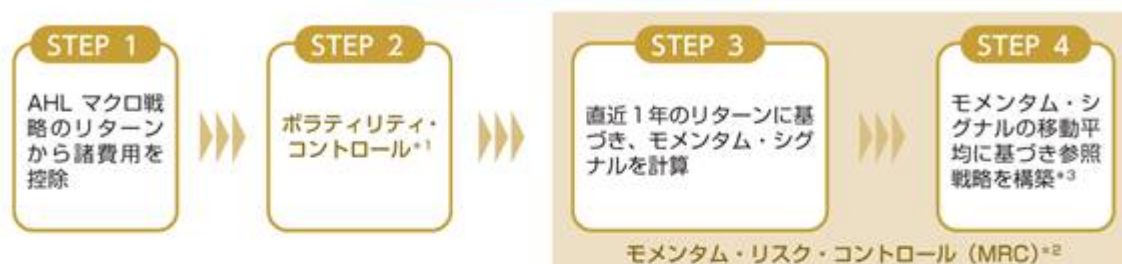
戦略概要：参照ファンドの投資戦略は、行動経済パターンを特定し、強調するように設計されたシステマチック投資アプローチを採用するAHLマクロ戦略に従って投資することです。AHLマクロ戦略は、現在、幅広いセクターに渡る、多様な国際的な市場に投資しています。取引は、シグナルを創成するための主要な経済モデルおよび情報を使用して、24時間行われます。AHLマクロ戦略は、流動性のある金融商品に投資します。これには、現在、先物取引および先渡取引が含まれます。参照ファンドの投資目的が達成される保証はなく、期間の経過により投資成果は大きく変わる可能性があります。

積極運用部分の参照戦略について

独自のモメンタム・シグナルに基づき、参照戦略を構築

- 積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき超過収益の獲得を目指します。
- 参照戦略は、諸費用を控除した AHL マクロ戦略のリターンに対し、ボラティリティ・コントロールおよびモメンタム・リスク・コントロールを実施して構築します。

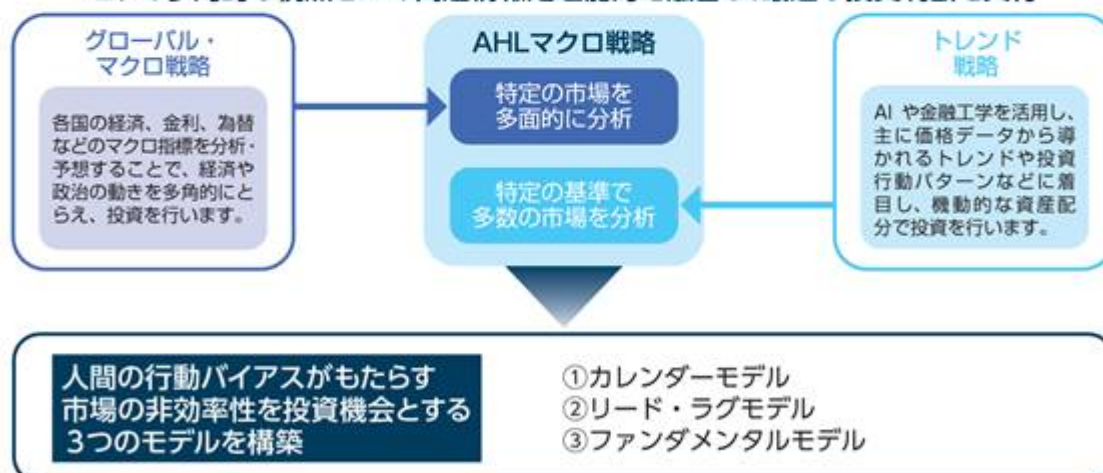
参照戦略の構築イメージ



- *1 ボラティリティが目標水準になるよう、日次で現金等の配分比率を機械的に調整します。過去のパフォーマンスをもとに価格変動リスクを日々計測し、目標水準に応じて現金等の比率を増減させることで、ボラティリティの安定化を目指します。
- *2 直近のパフォーマンスを基に、日次で現金等の配分比率を機械的に調整します。直近のパフォーマンスに応じて現金等の比率を増減させることで、パフォーマンスの安定化を目指します。
- *3 参照戦略の収益率を計算する際、年率0.50%の控除率が控除されます。

積極運用部分には、AHLマクロ戦略を採用

ヒトの多角的な視点とAIの高速情報処理能力を融合し、最適な投資判断を実行



AHLマクロ戦略は英国マン・グループのAHLが提供します

AHLの概要

- AHL は 1987 年に創業。定量分析戦略のパイオニアとして 30 年以上に及ぶ運用実績があります。
- 債券、株式、為替、コモディティ等を対象とするモメンタム戦略／クオンツマルチ戦略を提供しています。
- 運用資産総額は 316 億ドル（約 3.4 兆円）です。

（注）データは2019年9月末現在。1米ドル=107.93円で円換算。

ボラティリティの目標水準は金利その他の条件によりファンド設定日ごろに決定され、運用期間中は一定です。なお、2020年2月10日時点では7%と試算されています。

モメンタム・リスク・コントロール（MRC）機能は、直近最長1年のパフォーマンスに基づき配分を機動的に調整する仕組みをさします。具体的には、直近最長1年のリターンに基づき、モメンタム・シグナルを計算します：リターンが正となる場合には100%、リターンが負となった場合には50%とします。過去22営業日（但し、ファンドの設定日以降に限る）におけるモメンタム・シグナルの移動平均に基づき、配分比率を調整していきます。

参照ファンドの投資目的

参照ファンドの投資目的は、（a）投資運用契約の条件、投資マネジャーによる投資戦略の実施および連動先ファンドの投資目的の達成に対する解釈、効果または結果、（b）参照ファンドおよび／または投資制限において要求される流動性条件、譲渡可能性条件および資産の最低額、（c）連動先ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を実施するポートフォリオおよびその他の投資マネジャーが運用する勘定の構造および運用上の相違、（d）投資制限、（e）ポートフォリオのブローカーおよび取引カウンターパーティーに関し、連動先ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を実施する投資マネジャーの他の勘定と比較した相違、ならびに、（f）ポートフォリオおよび／または参照ファンドに適用される規制上またはコンプライアンス上の制限を考慮して、合理的かつ商業的に実行可能な範囲で、連動先ファンドの投資プログラムのリターンを実質的に複製することである。投資家は、各要素（ならびにそれら全ての総体および／または組み合わせ）が、連動先ファンドのリターン（および連動先ファンドと同一または実質的に類似した投資戦略を実行する投資マネジャーが運用する他の勘定のリターン）を、ポートフォリオおよび／またはファンドのリターンから大幅に変動させる結果となりうることに留意しなければならない。参照ファンドの投資目的が達成されるという保証はなく、投資成果は時間の経過とともに大きく異なる可能性がある。

投資されない資産は参照ファンドの現金口座に留保され、ならびに／または通貨ヘッジ取引および資金調達取り決めにおいて使用される場合がある。

参照ファンドの投資戦略

参照ファンドの投資戦略は、上記の投資目的を達成することを目指して、行動経済パターンを特定し、利益化するように設計されたシステムチック投資アプローチを採用するAHLマクロ戦略に従って投資することである。AHLマクロ戦略は、現在、幅広いセクターに渡る、多様な国際的な市場に投資している。取引は、シグナルを創成するための主要な経済モデルおよび情報を使用して、24時間行われる。AHLマクロ戦略は、流動性のある金融商品に投資する。これには、現在、先物取引および先渡取引が含まれる。参照ファンドの投資目的が達成される保証はなく、期間の経過により投資成果は大きく変わる可能性がある。

参照ファンドの投資ガイドライン

投資運用契約に規定される唯一の投資ガイドラインは、合理的でありかつ商業的に実行可能である限りにおいて、投資マネジャーが連動先ファンドと実質的に同一の方法でポートフォリオ資産に投資することである。

参照ファンドの投資マネジャー

AHL Partners LLP（投資マネジャー）は、参照ファンドの投資マネジャーとして任命された。投資マネジャーは、イングランドおよびウェールズ法に基づき組成された有限責任組合であり、マン・グループのメンバーである。投資マネジャーは、英国において、規制された活動の実行について、金融行為規制機構（FCA）により承認され、規制されている。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資がファンドの投資目的と一致することを確保するとともに、ファンドの資産が信託証書および目論見書に記載された投資制限および借入制限に反して使用されるかまたは投資されることを避けるため、合理的な措置を講じる。

（注）上記運用体制は、将来変更されることがある。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンドの各受益者に対して、管理会社が決定する時期、金額および基準日における分配を行うことができる。

管理会社は、適宜、分配を行うことができる。疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、ファンドのいかなるクラスに関してもその絶対的な裁量により分配を支払わないことを決定することもできる。管理会社は、分配を宣言するか否かを決定するに際して、ファンドの純資産価額を含め、関連すると考える要素を考慮する。

本書の日付現在、分配は行わない方針である。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。その他、ファンドに適用される投資制限は、以下の通りである。

- ① ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- ② ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にかかる10%を超える場合は、この限りではない。
- ③ 株式取得の結果、ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドの保有する議決権の総数が、一発行会社の議決権付株式の50%を超えることになる場合、ファンドは、当該発行会社の株式を取得してはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- ④ ファンドは、容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求される通り価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- ⑤ ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- ⑥ 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。
- ⑦ ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する以下のいずれかの証券または区分に対する投資を行わない。

（１）株式等エクスポージャー（株式および投資信託証券の保有）

（２）債券等エクスポージャー（有価証券（（１）に定めるものを除く。）、金銭債権（（３）に該当するものを除く。）および匿名組合出資持分の保有）

（３）デリバティブ等エクスポージャー（為替予約取引、貸借取引、レポ取引その他のデリバティブ取引等のデリバティブ取引その他の取引により生じる債権）

また、ファンドは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体またはカウンター・パーティーに関する上記の証券または区分に対する投資を行わない。

上記の上限に関する例外（エクスポージャーを零と計算するもの）は以下の通りである。

（Ａ）以下の国等の中央政府、中央銀行、若しくは地方政府若しくはこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権（日本国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラ

リア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルグ大公国、香港特別行政区) (随時、改定される場合がある。)

- (B) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、若しくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債権
- (C) 国際機関の発行または保証する債権
- (D) 満期までの期間が120日以内の一定の金融機関に対するエクスポージャー (コールローン、預金、C P、貸付債権を信託する信託の受益権)
- (E) 1ヵ月以内の現先取引またはリバース・レポ取引で保有する有価証券等

上記(3)のデリバティブ等エクスポージャーは、以下のように算出する。

デリバティブ等エクスポージャーのうち、為替予約取引(ノンデリバブル・フォワードに該当するものを除く。)のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次の定めによる。

- ・ 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
- ・ 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

上記を除くデリバティブ、貸借取引、レポ取引は、有価証券の発行者等および取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによる。

- (a) 有価証券の発行者に対するデリバティブ等エクスポージャーは、感応度(デルタ)を勘案してマーク・トゥ・マーケットで計算した有価証券の発行者に対する想定上のエクスポージャーとし、当該発行体に関するすべてのデリバティブを合算するものとする。
- (b) 有価証券の発行者に対する貸借取引およびレポ取引のエクスポージャーは、関連する証券の時価とする。
- (c) 市場デリバティブ取引について、取引の相手方に対するエクスポージャーは零とする。
- (d) 店頭デリバティブ取引(市場デリバティブ取引でない場合)については、評価益の額(当該取引に担保又は証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保又は証拠金の評価額を差し引くものとする。)を取引の相手方に対するエクスポージャーとする。
- (e) 貸借取引およびレポ取引の取引相手方に対するエクスポージャーについては、評価益の額(当該取引に担保又は証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保又は証拠金の評価額を差し引くものとする。)をエクスポージャーとする。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、ファンドは、以下の投資制限に従う。

デリバティブ取引の制限

ファンドは、いかなるデリバティブ取引(差金決済されない通貨先渡取引を除く。)またはその他類似する取引も行わない。

信用リスクの管理

ファンドは、信用リスクを適正に管理する方法として管理会社が日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則に基づき適当と認めるリスク管理手法に反することとなる取引を行わない。

なお、上記の債券等エクスポージャーの計算は、債権の相手方に対するものとして行い、債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額を差し引くことができる。）をもってエクスポージャーとすることができる。

また、ファンドからの投資資産が投資先債券発行会社固有の資産とは分別して管理され、投資先債券発行会社における倒産等の状態からの隔離が確保されている限り、投資先債券発行会社のエクスポージャーまたはその上限額のうちファンドに属する額をファンドのエクスポージャーとすることができる。この場合において、上記のエクスポージャーの上限および算出方法については、投資先債券発行会社におけるエクスポージャーまたはその上限を計算または把握する場合にこれを準用することができる。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（i）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ii）受託会社および管理会社は、制限の変更がファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（iii）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたはトラストの個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行うおうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行うおうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

運用実績

受託会社または管理会社の過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解すべきではない。

クロス・ライアビリティ

ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該買付金額が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、ファンドに係るものとして指定される。トラストのいずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。ファンドの資産は、ファンドの負債を負担し、原則としてトラストの他のサブ・ファンドの負債を弁済するために用いることはできない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみに限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、ファンドの資産が別のトラストのサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および／または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびファンドへのスイッチング注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものではない。したがって、投資を行おうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談するべきである。

ファンドに固有のリスク

無保証

ファンドに対する投資は、政府、官庁または機関のいずれによっても保証または付保されておらず、銀行による保証もない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債務ではなく、銀行によって保証または裏書きされず、受益証券に投資された金額は上下に変動する可能性がある。元本の確保は保証されていない。ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。受益者が当初の投資の総額を回収することができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る覚悟をしておくべきである。

価格変動リスク

ファンドは、投資先債券に投資する。投資先債券は、参照戦略のパフォーマンスに連動する。安定運用部分の価値は市場金利の変動等を受けて変動する場合がある。参照戦略は、参照ファンドへの想定上の投資を行うため、参照ファンド等の価格の変動により積極運用部分の価値が変動する場合がある。このため、受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。この結果、ファンドの受益証券の価格が変動し、または価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがある。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行になること等をいう。ファンドは、投資先債券の発行会社、日本国債の発行者ならびにゴールドマン・サックス・インターナショナルの信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、ファンドは流動性がなくなることのある市場に投資することがあるため、ポジションを清算することが不可能になるかまたはそのための費用が高くなることもあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があり、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻し通知の日から関連する買戻し日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

運用実績の不存在

ファンドは、新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績を有していない。

早期買戻し

受益証券の早期買戻しが行われた場合、受益者は、ファンドの発行価格を下回る額しか受け取ることができない場合がある。受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの存続期間中、ファンドの発行価格を下回る場合があり、したがって、最終買戻し日前に買い戻される受益証券の買戻し価格は、ファンドの発行価格を下回る可能性がある。

強制的買戻しのリスク

管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し④ 強制的買戻し」を参照のこと。

分配金

ファンドは、受益者に対して分配を行わず、その代わりにファンドのすべての純利益および実現キャピタル・ゲインを再投資する方針である。したがって、ファンドへの投資は、目先のリターンの獲得を目指す投資者には適切ではない。

運用実績

参照戦略の過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解するべきではない。

潜在的な税金リスク

いずれかの法域でファンドに課される税金は、ファンドの純資産価額を削減し、またファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

為替変動リスク

ファンドは外貨建て資産に投資していることから、外国為替相場の変動の影響を受ける。そのため、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがある。また、ファンドの純資産価額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資する場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

買戻しによるコストおよび／または損失の可能性

受益証券の買戻しは投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してファンド（およびその残存受益者）において、換金がなければ生じなかったと思われるコストおよび／または損失を負担する可能性がある。

投資先債券に関するリスク

投資先債券および本資産に関するリスク

リミテッド・リコース：投資先債券は、リミテッド・リコース債務であり、投資先債券の担保資産からのみ支払われる。発行体以外の者は、投資先債券に関する支払義務を負わない。投資先債券の担保資産の換価による純手取金は、投資先債券に基づく支払金額に不足する可能性がある。投資先債券保有者は、投資先債券の受託会社が担保実行する義務があるにもかかわらず、合理的な期間内に担保実行をしない場合を除き、投資先債券の担保資産に対して直接手続きを進めることはできない。本資産の全部または一部は、C S Aに従ってスワップ・カウンターパーティーに譲渡される場合があることに留意すべきである。

申立はできない：投資先債券保有者は、発行体の解散、審査または管理に対して一切の措置を講じることはできない。

支払の優先順位：本資産は、発行体が支払うあらゆる税金（本項において、投資先債券の戦略によって参照される資産に関して支払われる税金をいう。）の支払後、まず投資先債券の受託費用につき投資先債券の受託会社に支払うため、続いて、担保代理人費用につき担保代理人に支払うため、第三に、アレンジャーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルに関して支払不能事由が生じた場合には、一定の手数料および経費を発行体に支払うため、第四に、スワップ契約に基づきスワップ・カウンターパーティーに支払うため、さらにその後に投資先債券に基づく支払いを行うために利用される。したがって、投資先債券に関する支払いは、とりわけスワップに基づく債務に実質的に劣後する。スワップが予定終了日より前に終了した場合、スワップ終了時支払金がスワップ・カウンターパーティーに支払われることがある。当該スワップ終了時支払金は、相当額となる可能性があり、投資先債券保有者への支払いに先立って支払われる。

元本保証はない：投資先債券は元本保証されていない。投資先債券保有者の損失は投資した想定元本全額に等しくなるリスクがある。

準拠法：投資先債券およびスワップは、英国法に準拠する。発行日後に生じた判決または英国法の変更により、投資先債券保有者の権利および義務が変更される可能性がある。

投資先債券への投資に関する追加リスク：投資先債券への投資は、本資産またはストラテジー・アセットへの直接投資と比較して、追加リスクを伴う。投資先債券保有者は、とりわけ、発行体、本資産、本資産発行体、参照戦略およびスワップ・カウンターパーティーに関連するリスクにさらされる。発行体、本資産またはスワップ・カウンターパーティーに関する債務不履行が生じた場合、投資先債券は、予定満期日前に償還され、また一切の元本返還なく償還されることもある。発行体の投資先債券に関する債務履行能力は、発行体がスワップ・カウンターパーティーによる発行体への支払金を受領することに依存する。したがって、債券の保有者は、スワップ・カウンターパーティーの発行体に対する支払債務履行能力にもさらされることになる。

参照ファンドのパフォーマンスに連動する投資先債券に関わるリスク：ファンドに連動する投資先債券への投資には、伝統的な債務証券への投資に関連するリスクに加えて、重大なリスクが伴う。

- (a) 投資先債券が連動している参照ファンドの受益証券または株式（以下「ファンド持分」という。）のパフォーマンスは、投資先債券の投資リターン価値に影響を及ぼす。ファンド持分のパフォーマンスは、マクロ経済的要因（資本市場における金利および価格水準、外国為替レートの変動を含む為替動向、政治的、司法的または経済的要因等）ならびに参照ファンド固有の要因（参照ファンドのリスク特性、上級職員の専門知識、ならびにその株主構成および分配方針等）を含む多くの要因に左右される。参照ファンドおよび参照ファンドが投資する参照コンポーネントが採用する投資目的ならびに投資方針は、ファンド持分のパフォーマンスにも影響を及ぼす可能性のある様々な投資戦略を利用する場合がある。さらに、参照ファンドは、不安定かつ／または流動性の低い市場に投資することがあり、投資ポジションを開放または清算することが困難または高コストとなる可能性がある。あらゆる参照ファンドのファンド持分または当該参照ファンドが投資できる参照コンポーネントの現在または将来のパフォーマンスは保証されない。
- (b) 参照ファンドのパフォーマンスは、参照ファンドが負担する報酬や費用に影響を受ける。かかる手数料および費用には、通常参照ファンドへの直接投資に関連して発生する投資運用報酬、成功報酬および営業費用が含まれることがある。
- (c) スワップ・カウンターパーティーおよび／またはその関連会社は、当該参照ファンドのファンド持分またはスワップ・カウンターパーティーおよび／もしくはその関連会社がスワップのヘッジとして保有することのできるその他の資産について、参照ファンドの管理会社またはファンド業務提供会社からリポートを受領できる。かかる手数料リポート契約に重大な変更が生じた場合、スワップ・カウンターパーティーおよび／またはその関連会社に損失または費用の増加が生じる可能性がある。このような状況が発生した場合、計算代理人は、クリスタライゼーション事由が発生したと判断し、当該事由に対処するために利用可能な措置を講じることがある。
- (d) 投資予定者は、投資先債券への投資を行う前に、投資先債券が連動しているすべての参照ファンドに関するリスク要因（下記「積極運用部分および参照ファンドに関するリスク要因」の項に規定される。）を検討しなければならない。
- (e) 計算代理人は、関連する参照ファンド自身（または参照ファンドに代わる別組織）の1株または1口当たり純資産価格の計算および公表に依存している。参照ファンドの1株または1口当たり純資産価格の計算および公表が遅延、停止または不正確であった場合、投資先債券のリターンの計算に影響を与える。
- (f) 参照ファンドが投資する市場は、例えば、税制や通貨の本国送金に関する政策の急変、または参照ファンドが保有する資産の外国人保有分の価値に関する法律の変更の結果、随時非常に不安定

になる可能性があり、これにより当該参照ファンドが買戻請求またはその他の資金需要を満たすためにポジションを現金化する純資産価額が影響を受ける可能性がある。

- (g) 1 ファンド持分当たりの純資産価格は、誠実に行為する計算代理人により商業的に合理的な方法で決定される募集もしくは買戻費用または取引手数料を考慮して調整される。かかる費用および手数料が上昇すると、投資先債券の価値およびリターンは減少する。
- (h) 参照ファンドの流動性は、買戻請求が実施された場合、および実施された時点で、常にそれらに応じるのに十分であるという保証はない。流動性の欠如または買戻制限が、ファンド持分の流動性およびその価値に影響を及ぼす可能性があり、投資先債券のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。
- (i) 発行体は、投資先債券が連動している参照ファンドの管理会社または参照ファンド業務提供会社に一切関与しない。さらに、発行体は、投資が行われる前に参照ファンドが行った特定の投資に関して評価または協議する機会を有しない。
- (j) 参照ファンドの管理会社または参照ファンド業務提供会社は、投資先債券保有者の利益にかかわらず、当該ファンドが投資する参照ファンドの銘柄を追加、削除または入換えることができ、参照ファンドの投資内容を変更する可能性があるその他の方法論における変更を行うことができ、これにより、投資先債券の投資リターンに悪影響を及ぼす可能性がある。
- (k) 参照ファンドは、借入金、レポ契約およびその他のデリバティブ金融商品の利用を含むレバレッジ手法を活用することができる。レバレッジは参照ファンドのトータル・リターンを増加させる機会を提供する一方で、潜在的な損失リスクを増加させる。参照ファンドの投資価値に悪影響を与える事由は、当該投資のレバレッジの度合いに応じて増幅される。レバレッジは、当該ファンドが投資する資産にも同様の影響を及ぼす可能性がある。参照ファンドによるレバレッジの利用は、レバレッジを使わなかった場合よりも多い相当額の損失をもたらす可能性がある。
- (l) 計算代理人は、投資先債券の要項に基づいて、潜在的調整事由（概して、ファンド持分に対して希薄化または逆希薄化する可能性のある事由を含む。）の発生後に、一定の決定および調整を行う裁量権を有するか、または（関連する投資先債券の要項に基づいて）投資先債券に関連する計算または決定に用いられるファンド持分の補正を考慮して投資先債券に基づき支払われる金額を決定することができ、投資先債券の当初の経済的目的および論拠を実務的に可能な限り維持する。かかる決定は、投資先債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。
- (m) 最終償還額は、参照戦略・パフォーマンスの運用実績に連動する要素から構成されており、当該金額は、予定された投資先債券の評価日に関連する買戻注文を当該日以前に提出する各参照ファンドの仮想債券保有者が、投資先債券の評価日に対応する観察日（以下「観察日」という。）より前に償還金額を現金で全額受領しない場合、繰延の対象となる可能性がある。当該買戻注文が観察日以前に現金で全額支払われなかった場合、計算代理人は、クリスタライゼーション事由が発生したことを宣言し、最終的に、関連する観察日から60暦日後である調整済純資産価額判定終了日以前に、当該参照ファンドの水準、価格、利率、償還価額またはその他の適用ある価額を調整することができる。かかる調整および決定は、保有する投資先債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人が、クリスタライゼーション事由の発生後、その発生から60暦日以前に参照ファンドの入換えができないと判断した場合、または、入替えが行われない場合、当該参照ファンドは、ストラテジー・アセットから除外され、投資先債券は満期日に最終償還額の支払いにより償還される。

- (n) 計算代理人が、参照ファンドに関する予定された投資先債券の評価日を含む関連する判定日に関してファンド市場混乱事由が発生したと判断した場合、計算代理人は、関連するファンド市場混乱事由が止んだ最初の日における、関連する混乱の影響を受けた参照ファンドの純資産価額を使用することができ、もしかかる混乱が60暦日継続する場合は、最終的に当該参照ファンドの水

準、価格、利率、償還価額またはその他の適用ある価額を決定することができる。このような延期は、保有する投資先債券の価値およびリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。参照ファンドの純資産価額の決定が延期された場合、参照戦略の収益率に連動する最終償還額の部分が支払われる日も延期される。

- (o) 参照ファンドに関してクリスタライゼーション事由が発生したと計算代理人が判断した場合、発行体は、当該参照ファンドを代替資産に入換えることができ、計算代理人は、計算代理人が当該クリスタライゼーション事由の発生による証券への経済的影響および代替資産による参照ファンドの入換えを考慮し、投資先債券の当初の経済的目的および論拠を維持するために適切と判断する投資先債券の条件（投資先債券に基づく金額の計算および／または支払いに関連する変数または期間を含む。）の調整を行うことができる。これが発生した場合、債券保有予定者は、異なる発行体、管理会社もしくは参照ファンドの業務提供会社を有するか、または当初の参照ファンドとは異なる法域で設立されている可能性のある代替資産に対するエクスポージャーを得ることになる。債券保有予定者は、かかる入換え、ならびにスワップおよび投資先債券の条項に対する関連する調整が有効であるとみなされる、計算代理人により判定される日より前に当該代替資産についてのデュー・ディリジェンスを行っていない可能性がある。

クリスタライゼーション事由発生日または投資対象入換日が投資先債券の最終予定評価日の後となるか、または発行体が参照ファンドを代替資産に置き換えることができない場合、証券は、

(i) 券面、(ii) 各参照ファンドに関するオプション価格および(iii) オプション価格経過利息の合計である最終償還額の支払いにより、債券満期日に償還される。全額現金払い以外の償還事由は、参照ファンドに関する予定された最終評価日後に発生することもあり、その場合、参照戦略の収益率に連動する最終償還額の部分が支払われる日を、クリスタライゼーション事由発生日から60暦日を上限に延期することができる。

参照ファンドに関して全額現金払い以外の償還事由が、関連する支払日以前に発生したか、または当該事由が関連する支払日より前に存在している場合、当該支払日に当初支払われるはずだった償還額は、最終償還額での支払いに置き換えられ、その金額は大幅に減額され支払日も延期される。

債券保有者集会：投資先債券は投資先債券保有者の利益に影響を及ぼす事項を検討するための債券保有者集会を予定している。この集会では、所定の多数決によって可決された決議がすべての投資先債券保有者を拘束する。特に、投資先債券保有者は、発行済みの投資先債券の元本金額の最低75%の同意を得て、投資先債券に影響を及ぼす一定の決定（スワップ・カウンターパーティーの倒産によりスワップ契約を終了する決定を含む。）を行うことができる。当該決定はすべての投資先債券保有者を拘束する。発行済の投資先債券の元本金額の75%未満を保有する投資先債券保有者は、投資先債券に関する投資先債券保有者の権利が当該者が望まない方法で変更されるリスクを負っている。

ヘッジ費用：スワップ契約の早期終了時に、計算代理人は、スワップ・カウンターパーティーがスワップ契約に基づくポジションの全部または一部をヘッジするために締結したあらゆる取引の早期終了に関してスワップ・カウンターパーティーが負担するブレイク・コストをスワップ終了時支払金の決定のために考慮する。その結果、投資先債券保有者が受け取る金額が少なくなる可能性がある。

債券の市場価値：投資先債券の市場価値は、ゴールドマン・サックスの支配が及ぼすかつ予測不可能な多数の要因の影響を受ける。さらに、これらの要因は複雑な方法で相互に関連し、ある要因が投資先債券の時価に及ぼす影響が別の要因による影響を相殺したり拡大させたりする可能性がある。投資先債券の市場価値は、投資先債券の裏付けとなる商品または指数（本資産または参照戦略を含む。）の価値と相関関係を有するとは限らない。発行日における投資先債券の価値が、当初の投資先債券保有者が取引日に投資先債券を購入することを約定した価格よりも下がる可能性がある。

債券のボラティリティ：投資先債券は非常にボラティリティが高いと考えるべきである。ボラティリティとは、時間の経過に伴う金融資産の価格、パフォーマンスおよび投資リターン等の一定の変数の予

測不可能な変化の程度を指している。これは価格または投資リターンの方向性を示すものではない。ボラティリティがより高い商品は、ボラティリティがより低い商品に比べて価格の上昇または低下が頻繁に、および／または広範囲で発生する可能性がある。ボラティリティは、投資先債券のリターンおよび／または価値に影響を与える可能性がある。

投資の種類の融合：投資先債券は債券およびデリバティブ商品の特徴の一部またはすべてを備えている。これらの要素が相互に作用することにより初期投資の全額を損失する可能性が高くなることがある。個々の構成要素の潜在的なリスクの記述に関して本書に含まれる警告を注意深く読むべきである。

マーケット・ギャップ・リスク：スワップ・カウンターパーティーが倒産する直前または直後に市況が著しく変化した場合、本資産の換金による手取金が投資先債券の時価または償還金額を回収するため不足する可能性がある。

C S Aに関連する検討事項：スワップに関連するスワップ・カウンターパーティーに対する発行体のエクスポージャーは、C S Aに基づきスワップ・カウンターパーティーが差し入れる担保により軽減される。C S Aに従い、担保は日次ベースで移転され、引渡金額または回収金額が最低移転金額を下回る場合には移転されない。スワップ・カウンターパーティーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルが評価代理人として行為し、当該権限においてエクスポージャーを決定し、C S Aに従い担保の引渡／再引渡の要求に関連する決定を行うことに留意すべきである。スワップ・カウンターパーティー、計算代理人および評価代理人は単独かつ絶対的な裁量により、各々の利益を保護するために各々が必要または適切とみなす行為を行い、かつそのような措置を講ずることができ、スワップおよび投資先債券が存在しない場合と同様に、また、当該行為または措置が投資先債券または投資先債券保有者に悪影響を及ぼす可能性があるか否かを考慮せずに行うことができる。

C S Aに基づく本当初資産の提供：スワップ・カウンターパーティーがスワップに関連して発行体に対するエクスポージャーを有している場合、発行体は当該エクスポージャーを軽減するためにC S Aに基づき本当初資産をスワップ・カウンターパーティーに提供することを求められる。このような提供により、発行体が発行日時時点で保有する金額に比べて発行体が保有する本当初担保の金額が少なくなる。さらに、C S Aに基づき本当初資産に帰属する評価額がC S Aに基づき提供することを求められる金額を下回ることになる場合（本当初資産が変動証拠金の回収を義務付ける適用法に基づく担保適格性要件を充足しなくなったために金額がゼロとなる場合を含むが、これに限定されない。）、そのため発行体がC S Aに基づき担保を差し入れる義務を履行できなくなるときには、スワップ・カウンターパーティーはスワップ契約の終了のための早期終了日を指定する権利を付与されることになる。このような指定によりスワップ・イベントが発生し、投資先債券を強制的に買い戻すことになる（後述の「早期償還リスク」の記載を参照されたい。）。

C S Aに基づき担保として受領された現金の保管：C S Aが認める場合、発行体は随時、投資先債券の保管会社の一または複数の預金口座に預金される現金担保を受領することができる。投資先債券に関連して発行体の口座において投資先債券の保管会社に預金される現金および投資先債券の保管会社が受領する現金は、投資先債券の保管会社が受託者としてではなく銀行として保有する銀行預金となる。その結果、現金はイギリスの金融行為監督機構の規則および規定において定められる顧客金銭規則に従い保有されるものではなく、発行体は、当該現金に関して投資先債券の保管会社の一般無担保債権者として順位付けされる。投資先債券の保管会社は、発行体の金銭を自己の金銭から分別管理せず、投資先債券の保管会社が銀行として当該現金を使用することから得る利益を発行体に報告する義務を負わないものとする。したがって、発行体、ひいては投資先債券保有者は、投資先債券の保管会社の倒産リスクの影響を受ける。

早期償還リスク：発行体は、強制償還事由が発生した場合に債券満期日より前に強制償還金額で投資先債券を買い戻す。投資先債券保有者は、該当する強制償還金額の価値が本資産およびスワップ終了時支払金の市場価値に基づくことを認識すべきである。したがって、該当する強制償還金額に関連する投

資先債券保有者が投資した元本額を下回ることがあり、さらにスワップ・カウンターパーティーを含む弁済順位の高い債権者に対して履行期限が到来する支払いより後に支払われる。

調査を行わないこと：本資産、本資産発行体または参照戦略に関して、発行体もしくはゴールドマン・サックスにより、またはそれらを代理して、搜索、調査またはその他の照会が行われず、明示的または黙示的な表明または保証も行われない。

本資産の価値：本資産の市場価格は一般的に変動する。発行体は、本資産をその市場価格で売却することにより投資先債券に関連して履行期限が到来する支払いの資金を調達しなければならないことがある。

利益相反：ゴールドマン・サックスは、投資先債券および参照戦略に関連する様々な権限において行為し、および／または行為することがあり、投資先債券保有者に報告しない、かつ比較可能な投資スキームにより発生するよりも高い収益および利益を得る可能性がある。ゴールドマン・サックスは、投資先債券保有者に対して不利な利益関係を有する可能性がある関連会社または第三者に対して投資銀行業務、商業銀行業務または財務顧問業務を提供することがある。

本資産および参照戦略に関する利益相反：ゴールドマン・サックスは、引受人、顧問およびその他のあらゆる役割において本資産、本資産発行体、参照戦略もしくは参照ファンドに関連する一般公開されていない情報を保有するか、またはこれらを入手することがある。また、ゴールドマン・サックスは、その役割または一般公開されていない情報を開示していなかった可能性があり、それらを開示する意図を有していない。したがって、投資先債券を購入するメリットおよびリスクを評価する上で重大であろう情報すべてが本書に含まれているわけではない。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付けとなる本資産を発行体に売却する際にベンダーとして行為し、その役割において収益および利益を得ることがある。

スワップ・カウンターパーティーおよび／または計算代理人の裁量：スワップ・カウンターパーティーおよび／または計算代理人は、投資先債券に影響を及ぼす様々な決定（クリスタライゼーション事由、ファンド市場混乱事由および強制償還事由の日、すなわち（i）スワップ契約に基づく終了支払額の決定および（ii）本資産の償還のうちいずれか遅い方の日から10営業日目の日の決定を含むが、これらに限られない。）を行う際に裁量を有している。スワップ・カウンターパーティーおよび／または計算代理人は、投資先債券に基づく職務の履行および自らが行うことを明示されている決定を行う際に、その単独かつ絶対的な裁量において行為するものとし、投資先債券保有者の利益のために行う義務を負うものでもなければ、当該決定の結果として自らに対して発生する可能性がある利益またはその他の利得を報告する義務を負うものでもない。スワップ・カウンターパーティーおよび／または計算代理人がかかる裁量行使することにより、該当する満期日（もしあれば）に投資先債券に関して支払われる現金（もしあれば）の金額に悪影響を及ぼすおそれがある。

表明を行わないこと：ゴールドマン・サックスも発行体も投資先債券の予想されるパフォーマンスに関して何ら表明を行っていない。本資産またはスワップ・カウンターパーティーの信用力またはパフォーマンスの動向が投資先債券の価値に影響を及ぼす可能性があり、投資先債券が一切の元本返還なく償還されるかまたはゼロと評価されることがある。

規制バイルイン：信用機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを構築するEU指令（以下「BRRD」という。）が2014年6月12日にEUの官報で公告された。BRRDは、2016年1月1日に実施されたバイルイン権限を除き、2015年1月1日にすべての欧州連合の加盟国で実施された。BRRDの目的は、金融の安定化を推進し、かつ納税者の損失のエクスポージャーを最小限に抑えるために潜在的な銀行危機に先んじて対応するための手段および権限を各国の監督当局に与えることである。

債券保有予定者は、スワップ・カウンターパーティーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルがBRRDに従い再生および破綻処理の手続きの対象となる可能性があることに留意すべきである。これらの手段をスワップ・カウンターパーティーに関する倒産手続きが開始されたであろう時点より前に利用することを想定している。破綻処理当局（つまりスワップ・カウンターパーティーの関連

規制機関）が利用することができる再生および破綻処理の手続きには、特定の状況下で契約上の取決めを修正する能力、破綻処理権限を行使した結果として発動する可能性がある強制執行権または解約権を停止する権限、および破綻処理当局が法律を不適用とするまたは修正する権限（遡及的効果を伴うことがある。）が含まれる。破綻処理当局はまた、株主および債権者が当該事業体の通常の倒産手続きにおいて受けたであろう取扱いよりも不利な取扱いを受けない方法（いわゆる「債権者の最低保障」によるセーフガード）により株主および無担保債権者（発行体を含む可能性がある。）に損失を配分することによって、破綻手続き中の機関の資本増強を自らが行えるようにするために、「ペイルイン・ツール」を行使することもできる。また、ペイルイン・ツールには、該当する破綻手続き中の事業体の負債を軽減または延期する目的のために負債を取り消すかまたは契約条件を変更する権限、および債務をある形態またはクラスから別の形態またはクラスに転換する権限が含まれる。

発行体は、銀行もしくは投資会社またはそれらの関連会社ではないことからBRRDの適用範囲には含まれていない。しかしながら、スワップ・カウンターパーティーに関して破綻処理当局が破綻処理権限を行使すること（ペイルイン・ツールの行使またはかかる行使の提案を含む。）により、以下が発生する可能性がある。

- （a）投資先債券保有者の権利もしくは投資先債券への投資の価格もしくは価値に重大な悪影響を及ぼすこと、
- （b）スワップ契約に基づきスワップ・カウンターパーティーが発行体に支払うべき金額のすべてもしくは一部が取り消されるか、延期されること、
- （c）発行体の投資先債券に基づく義務を履行する能力が損なわれること、および／または
- （d）投資先債券保有者が当該投資先債券への投資における価値の一部もしくはすべてを失うこと。

破綻処理当局は、スワップ・カウンターパーティーに関する破綻処理権限を行使する決定について発行体または投資先債券保有者宛に事前に通知する義務を負わない。したがって、投資先債券保有者は、当該権限が行使される可能性や、スワップ・カウンターパーティー（ならびに間接的に発行体および投資先債券）に対して当該権限の行使が及ぼし得る影響を予測することができないこともある。発行体、投資先債券の受託会社および投資先債券保有者は、その破綻処理権限を行使するための破綻処理当局の決定に対する異議申立ておよび／もしくは停止の請求を行うこと、または司法上もしくは管財手続きその他に当該決定を検証させることについて、非常に限定された権利しか有していないことがある。さらに、破綻処理手続きが行われた後に実施された評価に従って「債権者の最低保障」によるセーフガードに基づき補償請求が確定している状況下でも、当該補償が破綻処理において発行体（および間接的には投資先債券保有者）が被ったすべての損失に相当する可能性は低く、発行体（および間接的には投資先債券保有者）が当該補償を速やかに回収するという保証はない。

L I B O Rの廃止

L I B O Rを規制する英国金融行為監督機構（F C A）は、2021年以降、銀行にL I B O R（米ドルL I B O Rを含む。）への貢献を強制しないことを発表した。銀行は、2021年以降、および場合によってはそれ以前に、L I B O Rの計算のための提出を継続しないことが予測される。同様に、L I B O Rが今後も市場のベンチマークとして受け入れられるかどうか、どのような金利がL I B O Rの代替として受け入れられるか、あるいはそうした見方や代替の変化がL I B O Rに連動する金融商品の金融市場にどのような影響を与えるかについては、予知することができない。L I B O Rに関連する進展が、米ドルL I B O Rや投資先債券に与える影響を予測することはできない。計算代理人が、米ドルL I B O Rに関してベンチマーク・フォールバック・イベントが発生したと判断した場合、計算代理人は代替ベンチマークを選択する。代替ベンチマークの選択および条件に従った投資先債券に関するベンチマークの置換の実施に関連して計算代理人が行った判断、決定または結果は、投資先債券のリターン、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、代替ベンチマークの特性が米ドルL I B O Rと類似している、あるいは代替ベンチマークが米ドルL I B O Rの経済的等価物を生み出すという保証はない。

L I B O Rが今後もサポートされ続けるかどうか、またどの程度までサポートされ続けるかを確実に予測することはできない。これにより、L I B O Rは過去と異なるパフォーマンスとなり、他の予測不能な結果をもたらす可能性がある。

また、金融商品市場における市場参加者の大半は、2021年までに、金融商品のL I B O Rの参照を中止し、その代わりに2014年7月22日付の「主要な金利指標の改革」と題する金融安定理事会報告書で示された勧告に従うために設定されたリスク・フリー・レートを参照することが予想される。

2017年6月22日、連邦準備制度理事会およびニューヨーク連邦準備銀行によって召集された代替参照金利委員会(A R R C)は、ニューヨーク連邦準備銀行により公表される米国財務省証券の買戻し条件付調達金利である担保付翌日物調達金利(S O F R)を、A R R Cの見解において、新たな米ドルのデリバティブやその他の金融契約において利用される代表的なベスト・プラクティスと位置付けた。S O F Rは、米国財務省証券によって担保される翌日物現金借入費用について広く利用された手段であり、2018年4月よりニューヨーク連邦準備銀行によって公表されている。また、ニューヨーク連邦準備銀行は、2014年までさかのぼって、担保付翌日物調達金利の推移の公表を開始した。投資家は、S O F Rの将来の変化の指標として、S O F Rの過去の変化や動向に頼るべきではない。S O F Rの構成や特徴は、L I B O Rと同じではなく、S O F Rは主に2つの理由でL I B O Rと根本的に異なっている。第1に、S O F Rは担保付金利であり、L I B O Rは無担保金利である。第2に、S O F Rは翌日物金利であり、L I B O Rは異なる満期日(例えば、3か月)にわたる銀行間資金調達を表す将来の見通しを表すレートである。その結果、S O F R(S O F Rまたは複合S O F Rという用語を含む。)が、市場における利益および利回りの変化、市場の変動またはグローバルもしくは地域的な経済、金融、政治、規制、司法その他の事象の結果を含むがこれらに制限されない事象の結果として、L I B O Rと同じように機能するという保証はない。

S O F Rは、ニューヨーク連邦準備銀行が他の情報源から入手したデータに基づいて公表されたものであるため、S O F Rの算定方法、公表日程、レート改定の慣行、またはS O F Rの利用可能性について、コントロールすることはできず、いつでも予告なしに変更されることがある。特に比較的最近導入されたことを考えると、S O F Rが中止されない、あるいは債券の投資者の利益に重大な悪影響を及ぼすような方法で根本的に変更されないという保証はない。

もしS O F Rが米ドルL I B O Rに関して代替ベンチマークとして特定され、S O F Rの計算方法が変更された場合、その変更により、債券の支払利息額および債券の取引価格が減少する可能性がある。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行は、公表されたS O F Rデータを、その独自の裁量により、かつ、通知なしに、撤回、変更または修正することができる。いずれの日の金利も、ニューヨーク連邦準備銀行がその日の金利を決定した後に公表することができるS O F Rデータの変更または修正に関して調整されない。

S O F Rは比較的新しい参考レートであるため、S O F Rが米ドルL I B O Rに関する代替ベンチマークとして特定された場合、関連する債券が確立された取引市場を有しておらず、確立された取引市場がまったく発展せず、またはあまり流動的ではない可能性がある。金利規定に反映される基準金利に対するスプレッドや基準金利の複利計算方法など、S O F Rに連動する変動利付債務証券の市場条件は時間とともに変化する可能性があり、その結果、関連する債券の取引価格は後に発行されるS O F Rベースの債務証券の取引価格よりも低くなる可能性がある。同様に、S O F Rが米ドルL I B O R債のような証券に広く使用されることが証明されない場合、債券の取引価格は、より広く使用されている参照金利に連動する債券の取引価格よりも低くなる可能性がある。債券の投資家は、債券を全く売ることができない、または、流通市場が発達した同様の投資と同等の利回りを提供する債券の価格で債券を売ることができないかもしれず、その結果、価格の不安定性と市場リスクの増大を被る可能性がある。

ベンチマーク・フォールバック・イベント

金融商品の支払金額やそのような金融商品の価値を決定するために使用されるL I B O Rのような金利ベンチマークを含む参照金利や指数は、近年、それらがどのように作られ、運営されているかについ

て、政治的および規制的な調査の対象となっている。その結果、規制改革(2018年1月1日に発効した「ベンチマーク規制」(規制(EU)2016/1011)や既存のベンチマーク(LIBORを含む。)の変更など)が実施され、さらなる変更が予想されている。

関連して、計算代理人は、条件に従ってベンチマーク・フォールバック・イベントの発生を決定することができる。ベンチマーク・フォールバック・イベントが発生した場合、計算代理人は、代替ベンチマークを特定することができ、また、代替ベンチマークを反映するために必要とみなす投資先債券の条件の変更を発行体および各取引相手方に通知することを要求されるものとし、発行体および各取引相手方は、当該変更を実施するために計算代理人が必要とみなす措置を講じることを要求されるものとする。ベンチマーク・フォールバック・イベントは、ベンチマークが停止した場合(またはベンチマークを決定するための方法もしくは計算式が大幅に変更された場合)、またはベンチマークの管理者が必要な認可を受けなくなった場合に発生すると予想される。したがって、投資先債券がベンチマークを参照する場合、ベンチマーク・フォールバック・イベントがベンチマークに関して発生する可能性がある。ベンチマーク・フォールバック・イベントが発生したかどうかは、計算代理人によって決定される。

ベンチマーク・フォールバック・イベントの発生を決定する際、計算代理人は、投資家のために投資先債券の経済的同等性を可能な限り厳密に維持することを目的として、商業的に合理的な方法で行動する。ただし、投資家は、(i)(上記にかかわらず)代替ベンチマークの適用により、投資家に支払われる金額が、それ以外の場合よりも低くなる可能性があること、および(ii)代替ベンチマークの適用は、投資家の同意を要求することなく実施されることに留意すべきである。

カウンターパーティー・リスク

計算代理人および／または処分代理人の支払不能：計算代理人および／または処分代理人であるゴールドマン・サックス・インターナショナルに関連する支払不能事由の発生後、投資先債券の100%保有者または特別決議を受けた投資先債券保有者は、発行体に代わり、適用ある場合、代替の計算代理人および／または処分代理人を任命することができる。計算代理人は、スワップに関する計算代理人およびC S Aに関する評価代理人でもある。投資先債券保有者は、発行日以降、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが、支払不能事由発生後に計算代理人、評価代理人または処分代理人の地位を代替される可能性があることに留意すべきである。

スワップ・カウンターパーティーおよびその他の当事者の信用度への依存：投資先債券に基づく支払いを行う発行体の能力は、取引契約に基づく各トランザクション・カウンターパーティーの義務の履行、特にスワップ契約に基づくスワップ・カウンターパーティーの義務の履行に依存する。したがって、発行体は、（とりわけ）スワップ契約に基づく支払義務のスワップ・カウンターパーティーによる完全かつ適時の履行に依拠している。その結果、スワップ契約が未決済の場合はいつでも、発行体（および投資先債券保有者）は、スワップ・カウンターパーティーの信用リスクにさらされる。

スワップ・カウンターパーティーの支払不能、またはスワップ契約に基づく債務不履行もしくはその他の特定の事由の発生は、投資先債券の早期償還に帰結する可能性がある。この場合、スワップ・カウンターパーティーは、スワップ契約に基づく債務の全額を支払うことができないことがある。さらに、投資先債券の早期償還は、発行体に対する請求権を履行するため本資産を清算する必要がある場合、投資先債券保有者を市場リスクにさらすことになり、本資産に関する流動性が制限されるか、または全くなくなる可能性がある。かかる場合、投資先債券が払い戻される際の償還額は、投資先債券保有者の当初の投資額を大幅に下回ることがある。

本資産発行体および投資先債券の保管会社の信用リスク：スワップ契約および投資先債券に基づく発行体の債務履行能力は、本資産に基づく予定支払額の受領に依存する。これら本資産は、投資先債券の保管会社によって保有される。投資先債券の保管会社は、取引書類に基づく発行体の義務の履行にあたり、担保資産の支払金の受領、および当該トランザクション・カウンターパーティーに対する、かかる支払金の送金について責任を負う。したがって、発行体は、本資産発行体および投資先債券の保管会社の信用リスクにさらされ、本資産発行体および投資先債券の保管会社による義務の履行に依存する。

市場リスク

限定的流動性：投資先債券には流動性がない場合がある。投資先債券保有者は満期日まで投資先債券を保有する準備が必要である。流通市場が発展する可能性は低いと思われる。ゴールドマン・サックスは、マーケット・メイクを行う可能性はあるが、その義務はない。マーケット・メイクを行う場合であっても、通知なしにいつでもやめることができる。

課税リスク

総則：適用法または政府当局との合意により要求される場合、投資先債券に関する元利金の支払いは、適用される税金についてまたはそれに起因して源泉徴収または税額控除の対象となり、（i）当該税額控除は債務不履行事由とはならず、また（ii）かかる源泉徴収もしくは税額控除された金額について、または当該金額に関連して、発行体は追加の金額を支払わない。

歳入法のセクション871（m）の適用可能性：1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）のセクション871（m）に基づく米国財務省規則は、2016年12月31日以降、米国外の投資先債券保有者に対して、米国源泉の配当の支払い（以下「配当相当額支払金」という。）に直接もしくは間接的に付随するか、これを参照して決定される金額の支払いに30%（またはこれ以下の合意税率）の源泉徴収を課す可能性がある。セクション871（m）規則に基づき、セクション871（m）規則に定められたテストに基づ

き投資先債券発行日に決定される裏付けとなる米国証券の経済的特質と十分に類似する経済的特質を有する投資先債券に限り、セクション871 (m) 源泉徴収制度の対象となる(これにより、当該投資先債券は「特定証券」となる。)。セクション871 (m) 規則は、特に一定の広範囲の指数に連動する商品について、この源泉徴収要件に一定の適用除外を設けている。

配当金同等物に関する源泉徴収は、通常、現金支払いが特定証券に対して行われる場合、または満期日、失効日もしくは米国外の投資先債券保有者によるその他の処分日に行われる場合に要求される。裏付けとなる米国証券または証券が、特定証券の存続期間中に、配当金を支払う予定の場合、特定証券が配当金に明確に関連する支払いを行わない場合であっても、通常、源泉徴収は要求される。発行体または源泉徴収代理人が源泉徴収が必要であると判断する場合、発行体および源泉徴収代理人はいずれも、かかる源泉徴収された金額について、追加金額を支払う必要はない。

FATCAの適用可能性: 通称「FATCA」として知られる米国の規定は、以下の各場合において、一定の証明要件または報告要件を満たさない者に対して行われた(i) 2014年6月30日以降に行われた一定の米国を源泉とする支払い、(ii) 2018年12月31日以降に行われた米国を源泉とする利益または配当金を提供することができる資産の処分による総手取金の支払い、および(iii) (早くとも) 2018年12月31日以降に行われた一定の米国以外の金融機関による支払い(以下「外国パススルー支払い」という。))に対して、報告義務および30%の源泉徴収税を課している。FATCAの源泉徴収は、米国連邦所得税法上、株式として取り扱われない「債務」、および(i) 当該「債務」が、「外国パススルー支払い」という用語を定義する最終規則が連邦公報に提出された日から6か月以上経過後に発行されるか、もしくは実質的に変更される場合を除き、「外国パススルー支払い」のみを提供することができる債務、または(ii) 投資先債券が、その種の債務が配当相当額支払金を生じさせるものとして最初に取り扱われた日から6か月以上経過後に発行されるか、もしくは実質的に変更される場合を除き、それが配当相当額支払金を生じさせるものとして取り扱われることのみを理由としてFATCA源泉徴収の対象となる「債務」については要求されない。発行体は、投資先債券の重要な変更がない限り、上記の経過措置規定に基づき、投資先債券がFATCAに基づく源泉徴収の対象とならないと考えている。

ケイマン諸島は、米国との間でモデル1政府間協定(以下「US IGA」という。)を締結している。US IGAの条項に基づき、発行体は、グローバル仲介者識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するため、米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、および、その後US IGAに効力を与える当該法(以下、「ケイマンFATCA法」という。)に従い作成された規則および指針とともに、ケイマン諸島税務情報局法(2016年改正)(その後の改正を含む。)を遵守することを要求される。したがって、発行体またはその代理人は、一定の投資先債券保有者に関する重要な情報を収集し、ケイマン諸島税務情報局に対し報告しなければならない。US IGAの条項に基づき、(i) ケイマン諸島税務情報局は、IRSと当該情報を交換するが、(ii) IRSが発行体を非参加金融機関として明示的にリストに掲載する場合を除き、発行体に対してなされた支払いに対して、または、発行体が米国税法に基づく源泉徴収について別途責任を負う場合を除き、発行体が投資先債券保有者に支払った支払金に対して、源泉徴収は課されない。発行体は、GIINを取得しており、ケイマンFATCA法を遵守する意向を有している。

さらにケイマン諸島は、(i) 英国との間で類似する政府間協定(以下「UK IGA」という。)(同協定は、税法上、英国に居住する投資先債券保有者に関してUS IGAに基づく要件と類似する要件を課している。))を締結しており、(ii) 多数の他の国々とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準(以下「CRS」という。)(CRSは、CRSに署名し、これを施行する法域において特定者を特定し、当該者に関する情報を報告することを「金融機関」に要求するものである。))を実施するための多国間協定に調印している。

発行体がFATCA、ケイマンFATCA法、UK IGAもしくはCRS、またはこれらを施行する法律を遵守せず、このため30%の源泉徴収税の対象となる場合、投資先債券の元本支払いを行うため

に発行体が保有する現金が減少する可能性がある。さらに、発行体に対する源泉徴収税の賦課は、通常、強制償還事由を構成する。

投資先債券の元本またはその他の支払いから税額控除または源泉徴収が行われる場合、発行体、支払代理人またはその他の者は、投資先債券の要項に従い、かかる税額控除または源泉徴収に関して追加金額を支払う義務を負わない。一定の実質所有者は、FATCAの結果として源泉徴収された金額の全部または一部の払戻しを受ける資格を有することがある。その結果、投資先債券に基づく投資先債券保有者の受取額が予想を下回る可能性がある。一定の実質所有者は、FATCAの結果として源泉徴収された金額の全部または一部の払い戻しを受ける資格を有することがある。

FATCAは、改訂された規則および指針が随時公表されることに伴い、特に複雑であり、また、発行体に対する適用は現時点では不確定である。各投資先債券保有者は、FATCAのより詳細な説明を受けるため、および、FATCAが特定の状況において当該保有者にどのような影響を及ぼすかを知るために、自らの税務顧問に相談するべきである。

提案された金融取引税(以下「FTT」という。): 2013年2月14日に欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニアおよびスロバキア(以下「参加加盟国」という。)における共通FTTのための指令に関する提案(以下「委員会提案」という。)を公表した。しかしながら、エストニアはその後、参加しない旨を発表した。

委員会提案は、非常に広範な範囲を網羅しており、導入された場合、一定の状況において、投資先債券の取引(流通市場取引を含む。)に適用される可能性がある。

委員会提案では、FTTは一定の状況において、参加加盟国内外の者に適用される可能性がある。通常、FTTは、少なくとも1当事者が金融機関であり、かつ、少なくとも1当事者が参加加盟国で設立されている場合に、投資先債券の一定の取引に適用される。金融機関は、広範な状況((a)参加加盟国で設立された者と取引することにより、または(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行される場合を含む。)において、参加加盟国で「設立された」か、もしくは「設立された」とみなされることがある。

しかしながら、FTT提案は、依然として参加加盟国間の交渉の対象となっている。したがって、施行前に変更される可能性があり、施行時期は依然として不明である。さらなるEU加盟国が参加を決定することもありえる。投資先債券保有予定者は、FTTに関して専門的な助言を求めるべきである。

米国ボルカー・ルールに関するリスク: 2013年12月10日に、米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会および3つの米国銀行規制当局は、ボルカー・ルールを施行するための最終規則を承認した。ボルカー・ルールは、一定の例外を除き、「銀行事業者」(同用語は、国際的に活動する銀行組織(スワップ・カウンターパーティを含むゴールドマン・サックス・グループ・インクの完全子会社を含む。)の大半を含む。)による一定の「カバード・ファンド」へのスポンサーシップおよび投資を禁止している。適用除外規定により、銀行事業者がカバード・ファンドへのスポンサーシップまたは投資を行うことが許される場合であっても、銀行事業者は、当該カバード・ファンドとの間で一定の「カバード・トランザクション」を締結することを禁止されることがある。カバード・トランザクションは、(とりわけ)スワップがカバード・ファンドに対する信用エクスポージャーを生じさせるスワップ取引の締結を含む。発行体がカバード・ファンドとみなされる場合およびスワップ・カウンターパーティの関連会社が発行体の「スポンサー」とみなされる場合、スワップ・カウンターパーティは、発行体との間で、スワップ契約を締結することを禁止される可能性があり、これは投資先債券に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。代案として、発行体は、投資先債券の支払特性を維持するために新たなスワップ・カウンターパーティーを探すにあたり、追加費用を負担する可能性があるが、当該カウンターパーティーを発見できる保証はない。かかる費用は、投資先債券の価値およびリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。発行体がカバード・ファンドとみなされる場合、銀行事業者は投資先債券への投資を禁じられるか、または制限を受ける可能性があるため、投資先債券の市場流動性は重大な悪影響を受

ける可能性がある。これにより、投資先債券保有者による投資先債券の売却が困難もしくは不可能になる可能性があり、または投資先債券の市場価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

その他のリスク

集中投資リスク

管理会社は、ファンドの投資ポートフォリオを特定の投資先資産または少数の投資先資産および／もしくはカウンターパーティーに集中する場合がある。その結果、ファンドの投資ポートフォリオは、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けるおそれがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

投資先債券に関する信用リスク

発行体が適時に元利金の支払いを行うことができない（または行うことができないと認識される）場合、有価証券の価値は、当該有価証券の評価額にのみ近似するおそれがある。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないおそれがある。

投資先債券の発行体は、投資先債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的会社である。ファンドに対して支払われるべき金額は、いずれかの担保契約に基づき投資先債券の発行体に対して支払われる資金およびいずれかの担保資産をもってのみ支払われる。したがって、ファンドは、投資先債券の発行体、いずれかのカウンターパーティー（スワップ・カウンターパーティーを含む。）およびいずれかの担保資産の債務者の信用リスクの全部を引き受ける。

投資対象資産の流動性

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向にある。相対的に流動性が低い有価証券に対してファンドの資産を投資することにより、管理会社がファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがある。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはファンドの流動性に影響を及ぼすことがある。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生する。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではない。

安定運用部分に関するリスク

投資先債券の売却による実現金額が満期時目標償還水準を達成できないことがあること

受益証券の任意買戻しの資金を調達することを目的として、管理会社がファンドの満期日より前に投資先債券の売却を必要とする場合、当該売却により受領される金額は、満期時目標償還水準の達成に必要な金額を下回るおそれがある。

ファンドの満期日における満期時目標償還水準の達成は、投資先債券の発行体の信用リスクに左右され、ひいては投資先債券の発行体がさらされる裏付け資産である日本国債および通貨スワップ取引の相手方の信用リスクによって影響を受けるおそれがある。前記「投資先債券に関する信用リスク」のリスク要因を参照されたい。

ソブリン債

ファンドは、投資先債券を通じて、ソブリン債に対するエクスポージャーを有することがある。

政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、多大な経済リスクおよび政治リスクを伴うことがある。政府機関の債務に対するエクスポージャーにより、ファンドは、関連する国における政治的、社会的および経済的变化の直接的または間接的な影響を受けることになる。政治的变化は、政府がその債務を適時に支払い、またはその用意を行う意欲に影響を及ぼすことがある。とりわけインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済的状况もまた、当該政府の債務履行能力に影響を与える。

一定のソブリン証券の保有者は、これらの債務の再編および返済期限の繰延べに参加し、これらの債務の発行体へのさらなる貸付けを求められることがある。ソブリン証券の保有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性がある。ファンドが影響を受けることがあるソブリン債務証券の発行体は、対外的な債務を返済することが極めて困難となることがある。これらの困難により、当該国々は、とりわけ、債務の元利金の支払期限を繰り延べ、一部の債務を再編することを強いられることがある。返済期限の繰延べおよび再編の取決めに、新規もしくは変更与信契約を交渉することによる元利金の支払いの減額および支払期限の繰延べ、または未払元利金の「ブレディ債」もしくは類似の商品への転換、ならびに利息の支払資金を調達するための新規与信の獲得が含まれることがある。ファンドの計算における管理会社および受託会社、ならびに／または債券発行会社は、一定のソブリン債務証券に関する不履行の場合に有する法的手段が限定されていることがある。例として、政府機関の一定の債務に関する不履行からの救済は、民間の債務の場合と異なり、場合によっては当該不履行を行った当事者自身の裁判所で追求しなければならない。それゆえ、法的手段が著しく限定されることがある。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがある。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にある。反対に、金利が下落すると、債券の価値は上昇する傾向にある。債券の価値の変動幅は、債券の満期および発行条件を含む様々な要因に左右される。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にある。

積極運用部分および参照ファンドに関するリスク

ストラテジー・アセットは積極運用戦略ではないこと

あらかじめ決められたルールに従って運用されるアルゴリズムを適用することにより、参照ファンドに帰属するウェイトは、計算代理人によりリバランスされる。参照戦略に埋め込まれたリターンを超えて、リターンを強化するような参照戦略の積極運用はない。市場参加者はしばしば市場、政治、金融またはその他の要素の観点から素早く投資を調整する。積極運用商品は、積極運用ではない商品よりも、直接かつ適切に、目下の市場、政治、金融またはその他の要素に対して潜在的に反応することができる。

参照ファンドに関連するリスク

参照ファンドは、非常に投機的な投資であり、完全な投資プログラムとして意図されたものではない。参照ファンドが発行した投資証券の価値およびかかる投資証券からの収益は、上昇することもあれば下落することもあり、投資者は、参照ファンドに投資した金額を回収することができない場合がある。参照ファンドが発行した投資証券への投資は、多大なリスクを伴うものであり、かかるリスクを理解し、引き受けることができる立場にあり、かかる投資が自らにふさわしいと納得しており、かつ、投資額全額を失う経済的リスクに耐えることができる熟練した投資者のみに適している。参照ファンドに投資する投資者は、追加のリスクを伴うことのある投資手法（レバレッジ、空売りおよびデリバティブの利用など）にさらされる。

とりわけ、参照ファンドに関する以下のリスク要因を考慮すべきである。本書の他の部分に定義されていない本項の定義語は、参照ファンドの英文目論見書に定義されている。参照ファンドに関するリスク要因のより完全なリストは、参照ファンドの英文目論見書において開示されている。

事業リスク

参照ファンドが投資目的を達成する保証はなく、運用成績は、時間の経過とともに大幅に異なる可能性がある。参照ファンドには運用歴がない。参照ファンドの運用成績は、参照ファンドの運用会社が参照ファンドに関して投資プログラムを適用することにより利益を生み出すことができるかに左右される。参照ファンドは、参照ファンドおよびその投資者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある数多くの事業上および運営上の要因による悪影響を受ける可能性がある。

部分的に資金調達がなされる勘定

参照ファンドは、その資産のうち参照ファンドが参照ファンドの投資ガイドラインを遵守できるようにするために必要な部分を（合理的かつ商業的に実行可能な限りにおいて）参照ファンドのポートフォリオに投資する。実際には、これは、承認済取引相手方の証拠金要求を充足するために参照ファンドの資産の一部が参照ファンドのポートフォリオに投資され、参照ファンドの残りの資産が資金調達取決めに投資されるか、通貨ヘッジ取引に利用されるか、または参照ファンドの現金勘定で保有されるということの意味することになる。これにかかわらず、（i）参照ファンドのポートフォリオに投資されていない参照ファンドの資産に関して、かかるすべての利用可能資産がかかる証拠金要求を充足するために利用されるまで随時さらなる追加証拠金請求が行われることがあり、（ii）投資者は、投資金額全額を失うリスクを負い続ける。

参照ファンドのパフォーマンス

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのパフォーマンスもしくは収益性もしくはその一部または参照ファンドの運用会社が推奨するか、もしくは用いる投資戦略の成功について表明または保証を行っていない。同様に、参照ファンドの英文目論見書に明記される一または複数の目的（参照ファンドの投資目的または参照ファンドの投資ガイドラインに明記されるものを含む。）は、目標として意図されているものに過ぎず、参照ファンドのパフォーマンスまたはその一部の確約または保証として意図されているものではない。

連動先ファンドのその他の合同運用勘定のパフォーマンス

参照ファンドの実際のパフォーマンスは、いくつかの理由（投資額、最低発注規模に関する要件の充足、顧客の課した投資制限、投資のタイミングならびにファンドおよび相対取引戦略に関連する引出し、報酬および費用の違いを含むが、これらに限られない。）により、連動先ファンドのその他の合同運用勘定の合成パフォーマンスとは著しく異なることがある。

投資戦略特有のリスク

運用歴

参照ファンドは、参照ファンドの投資主になろうとする者が参照ファンドの予想されるパフォーマンスを評価する根拠となりうる運用歴を有しない。参照ファンドの運用会社は、本書に記載されるAHLマクロ・プログラムを他の投資商品（連動先ファンドを含むが、これに限られない。）で使用したことがあり、引き続き使用する可能性がある。ただし、過去のパフォーマンスに関する情報を含め、参照ファンドの英文目論見書、連動先ファンドの募集文書その他に記載される参照ファンドの運用会社、連動先ファンドまたはAHLマクロ・プログラムに関する情報が、将来において参照ファンドの投資証券がどのようなパフォーマンスをするか（収益性の点においても、その他の投資対象との低い相関関係の点においても）を示すという保証はない。

AHLプログラム

AHLマクロ・プログラムが参照ファンドのために従事しているかまたは従事する可能性がある特定の戦略について参照ファンドの英文目論見書に記載される説明は、AHLマクロ・プログラムの投資活動を何ら制限するものと解釈されるべきではない。連動先ファンドは、参照ファンドに関して、参照ファンドの英文目論見書に記載されていない投資戦略に従事することがある。

すべてのAHL投資プログラム（AHLマクロ・プログラムを含むが、これに限られない。）は、投機的であり、多大なリスクを伴うことがある。程度は異なるものの、市場リスクは金融商品への投資のすべてに固有のものであるため、参照ファンドまたは連動先ファンドの投資目的が達成される保証はない。また、参照ファンドの英文目論見書に記載される一定の投資慣行は、ある状況において、参照ファンドの投資ポートフォリオへの悪影響を増大させる可能性がある。運用成績は、月ごと、四半期ごと、または、年ごとに大幅に異なることがある。

参照ファンドの運用会社への依存

参照ファンドの成功は、参照ファンドの投資目的および投資戦略を策定し、効果的に実施する参照ファンドの運用会社の能力に大きく依存している。参照ファンドの運用会社のパフォーマンスは、その各従業員の才能および努力に大きく依存する。参照ファンドの成功は、参照ファンドの運用会社に、有能な投資専門家およびその他の従業員を特定する能力があることならびにこれらの者を惹きつけ、維持し、かつ、士気を高めるために満足のいく報酬を提供する用意があることに左右される。参照ファンドの運用会社の投資専門家が参照ファンドの存続期間にわたって引き続きこれらとの関係を続ける保証はなく、また、その投資専門家の才能に代わるものがみつかる保証はない。かかる投資専門家を惹きつけまたは維持することができない場合、参照ファンドおよびその参照ファンドの投資主に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

オペレーショナル・リスク

参照ファンドは、オペレーショナル・リスクを管理するための適切なシステムおよび手続を策定する参照ファンドの運用会社に依存する。これらのシステムおよび手続は、管理会社および参照ファンドの運用会社の事業の実際のまたは潜在的な混乱のすべてを考慮しないことがある。参照ファンドの運用会社の事業は、流動的であり、複雑である。その結果、特に、参照ファンドの運用会社がその顧客（参照ファンドおよび連動先ファンドを含む。）を代理して日々行うことが予想される取引の量、多様性および複雑性を考慮すると、一定のオペレーショナル・リスクはその事業に固有のものである。参照ファンドの運用会社の事業における混乱により、参照ファンドは、とりわけ、財務損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制当局の介入またはレピュテーションの毀損を被る可能性がある。

新たなファンドの戦略および手法を用いる裁量

参照ファンドの運用会社は、投資運用契約に従い、参照ファンドが取引することができる商品の種類について相当な裁量権を有しており、参照ファンドがその投資目的を達成する助けになると自らが確信する発行体、国、地域およびセクターに対するエクスポージャーを有することができ、また、参照ファンドの投資目的および投資方針ならびに投資運用契約に従い、参照ファンドの投資主の同意を得ることなく、参照ファンドの取引戦略またはヘッジ手法を変更する権利を有する。これらの新たな投資戦略またはヘッジ手法は、用いられる前に市場において十分にテストされていないことがあり、取引の失敗をもたらし、最終的には参照ファンドへの損失をもたらす可能性のある実務上または理論上の欠点を有することがある。また、参照ファンドおよび／または参照ファンドの運用会社が運用するその他の勘定のために参照ファンドの運用会社が策定する新たな投資戦略またはヘッジ手法は、以前の手法よりも投機的であることがあり、参照ファンドへの投資のリスクを増大させる可能性がある。

全般的な経済状況および市場状況

参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社の投資判断の成功は、金利、信用の利用可能性、信用デフォルト、インフレ率、経済の不確実性、法律（参照ファンドの投資対象の課税に関する法律を含む。）の変更、貿易障壁、為替管理ならびに国家的および国際的な政治状況（戦争、テロ行為または防衛を目的とした軍事演習を含む。）などの全般的な経済状況および市場状況により影響される。これらの要因は、金融商品の価格の水準および変動性ならびに参照ファンドの投資対象の流動性に影響を及ぼす可能性がある。変動性または流動性は、収益性を損ない、または、参照ファンドに損失をもたらす可能性がある。参照ファンドは、金融市場の変動性の水準により悪影響を受ける可能性がある多額の取引ポジションを維持することがあり、ポジションが大きいほど、損失の可能性も大きくなる。

一部の国々の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源の自給率および支払ポジションの残高などの点において、米国および西ヨーロッパの経済とは有利または不利に異なることがある。さらに、一部の経済は、国際貿易に大きく依存しており、したがって、これらの取引相手国により課されるかまたは交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値における管理された調整およびその他の保護貿易措置による悪影響を受けており、引き続き受ける可能性がある。一部の国々の経済は、主に、ごく限られた産業に基づいていて、貿易条件の変更の影響を受けやすく、かつ、債務またはインフレの水準が高いことがある。

モデルおよびデータのリスク

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの運用会社の投資専門家に対して取引ごとに裁量権を付与するのではなく、参照ファンドの運用会社により開発される専有の数学的な定量的モデル（以下それぞれ「**モデル**」という。）ならびに参照ファンドの運用会社により開発されるデータおよび第三者により提供されるデータ（以下総称して「**データ**」という。）に大きく依存する。モデルおよびデータは、組み合わせることにより、投資判断を構築するため、現在のおよび潜在的な投資対象の両方を評価するため（取引を目的とする場合および参照ファンドの純資産価額の決定を目的とする場合を含むが、これらに限られない。）、リスク管理の洞察力を提供するため、また、参照ファンドのポジションおよび投資対象のヘッジを支援するために用いられる。モデルおよびデータは、エラー、脱落、不備および機能不全（以下総称して「**システム事象**」という。）があることが知られている。参照ファンドの運用会社は、実行可能な限りにおいて、ポートフォリオ運用プロセス全体において、および、しばしば、ソフトウェア・コードそのものにおいて、内部テスト、シミュレーション、リアルタイム・モニタリング、独自の安全装置の使用を組み合わせることを通じて、システム事象の発生率およびその影響の低減を目指す。かかるテスト、モニタリングおよび独自の安全装置にもかかわらず、システム事象は、特に、予期しない取引の実行、予期される取引の不実行、予期される取引の実行の遅延、取引の適切な配分の不実行、入手可能なデータの適切な収集および統合の不実行、一定のヘッジもしくはリスク低減措置の不実行および／または一定のリスクを増大させる行為を引き起こし、これらはすべて参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。第三者により提供されるデータにおけるシステム事象に対しては、通常、参照ファンドの運用会社の支配は一切及ばない。

参照ファンドを代理して参照ファンドの運用会社が従事するリサーチおよびモデル構築プロセスは、極めて複雑であり、金融、経済、計量経済学および統計学上の理論の使用、リサーチならびにモデル構築を伴う。この投資手法の結果は、コンピューター・コードに変換されなければならない。参照ファンドの運用会社は、これらの機能のそれぞれに熟練した人物を雇用するよう努め、また、適切な水準の監督を行い、その他の軽減措置およびプロセスを用いるよう努めるが、個々のタスクが複雑であること、かかるタスクの統合が困難であること、および、最終結果の「実世界」でのテストを行う能力が限られていることにより、シミュレーションや類似の方法を用いたとしても、モデル・コードが一または複数のコーディング・エラーを含んでいる可能性が高まり、よってシステム事象が生じる可能性があり、さらに、一または複数のかかるコーディング・エラーは、参照ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

参照ファンドの運用会社の投資戦略は、大量のデータの収集、クリーニング、選別および分析の実行に大きく依存する。したがって、モデルは、適切なデータのインプットに大きく依存する。ただし、モデルの予測、投資判断およびその他のパラメーターにおいてすべての関連する入手可能なデータを考慮することは不可能であり、実行不可能である。参照ファンドの運用会社は、各投資戦略に関してどのデータを収集するかにつき、および、最終的な投資判断に影響を与えうる予測を作成するため、モデルがかかるデータのどの集合体を考慮するかにつき、その裁量を用いて決定する。さらに、データの収集が自動化されていること、入手可能なデータの量および深さ、データのクリーニングが複雑であり、これがしばしば手動で行われること、ならびに、データの圧倒的多数が第三者の情報源から得られるという事実により、必然的に、希望するおよび／または関連するすべてのデータがいつでも参照ファンドの運用会社により入手可能であるか、または参照ファンドの運用会社により処理されるわけではない。特定のモデルの利点、価値および／または強みにかかわらず、不正確なデータが入力されていた場合は、当該モデルは意図したとおりに機能せず、これはシステム事象を引き起こし、参照ファンドに損失を被らせる可能性がある。さらに、データが正確に入力されていた場合でも、特に、参照ファンドが投資することがある複雑な特徴を有する金融商品（デリバティブなど）に関して、モデルを通じてデータにより予想される「モデル価格」は、市場価格とは大幅に異なることがある。

不正確または不完全なデータが入手可能な場合、参照ファンドの運用会社は、入手可能なデータに基づいて引き続き予測を作成し、かつ、投資判断を行うことができ、しばしばそのようにする。さらに、参照ファンドの運用会社は、一定の入手可能なデータについて、予測の作成および／または投資判断の決定において有用な可能性があるものの、とりわけ、技術コストまたは第三者ベンダーコストによりデータを収集する際のコスト効率が悪いと判断する場合があります、かかる場合、参照ファンドの運用会社は、当該データを利用しない。参照ファンドの運用会社は、自らが利用するデータを選択する完全な裁量権を有する。参照ファンドの運用会社は、モデルに関して予測を作成し、投資判断を行う際に、特定のデータまたはいずれかの種類のデータを使用することを決定し、または、使用を差し控えることができる。モデルの基礎となる予測の作成または投資判断の決定に利用されるデータは、（i）入手可能なもっとも正確なデータではなく、または、（ii）エラーフリーではないことがある。モデルに関連して利用されるデータセットは限られている。大量のデータの収集、クリーニング、選別および分析に関連する上記のリスクは、参照ファンドの運用会社のような定量的で、プロセス・ドリブンで、かつ体系的なアドバイザーを用いる投資に内在する部分である。モデルおよびデータが不正確であるか、誤解を招くものであるか、または不完全であることが判明した場合、これに依拠して行われたあらゆる判断は、参照ファンドを潜在的な損失にさらし、かかる損失は時間の経過とともに増大する可能性がある。例えば、モデルおよびデータに依拠することにより、参照ファンドの運用会社は、高すぎる価格で一定の投資対象を購入し、低すぎる価格で一定のその他の投資対象を売却し、または、有利な機会を完全に逸するよう誘導されることがある。同様に、欠陥のあるモデルおよびデータに基づくあらゆるヘッジは、不成功に終わると判明することがあり、参照ファンドの純資産価額を決定する際、評価モデルに基づく参照ファンドの投資対象のあらゆる評価は、不正確であると判明することがある。また、モデルは将来の行動を不正確に予測することがあり、これはキャッシュフローおよび／または時価評価方式での潜在的な損失をもたらす。さらに、予期しないまたは可能性の低い一定のシナリオにおいて（ある種のマーケット・イベントまたは混乱を伴うことが多い。）、モデルは、システム事象である場合もあれば、システム事象でない場合もあり、予想外の結果を生じる可能性がある。モデルおよびデータにおけるエラーは、多くの場合、発見することが極めて難しく、モデルの場合、設計文書または仕様書がないために、システム事象の発見はより一層難しくなる可能性がある。過去においてもシステム事象の発見は困難であったが、システム事象の中には、長期間発見されないままのものや、永久に発見されないものもある可能性がある。システム事象が発見された場合、報告されたシステム事象を生じさせた可能性がある状況の調査および分析が完了され、適切な上級従業員により構成される上級の委員会により監督される。この調査の後、参照ファンドの運用会社は、その単独の裁量により、かかるシステム事象に対処しないことまたはこれを修正しないことを決定することができ、また、第三者ソフトウェアは、参照ファンドの運用会社がその単独の裁量により対処または修正しないことを決定した参照ファンドの運用会社が知っているシステム事象を引き起こす。これらのシステム事象により生じる機能低下および影響は、時間の経過とともに増大する可能性がある。システム事象が発見された場合、参照ファンドの運用会社は、通常、システム事象を引き起こした状況の調査の一環として、システム事象の潜在的な影響に関する重要性分析を行わない。参照ファンドの運用会社は、モデルに関して行われるテストおよびモニタリングならびにプロセスが慎重に行われることを確保するために採用される制御により、参照ファンドの運用会社が、定量的、体系的およびコンピューター化された投資プログラムを運用する慎重な人物がシステム事象を生じさせた潜在的な問題を訂正することにより特定し、対処するようなシステム事象を特定し、これに対処することができると確信しているが、かかるプロセスが成功する保証はない。参照ファンドの投資主は、システム事象ならびにその後のリスクおよび影響が、参照ファンドの運用会社のようなプロセス・ドリブンでかつ体系的な参照ファンドの運用会社を用いる投資に内在する部分であることを想定するべきである。したがって、参照ファンドの運用会社は、発見されたシステム事象を参照ファンドまたは参照ファンドの投資主に開示することを予定していない。

陳腐化のリスク

モデルの根底にある想定が現実的であり、かつ、将来においても引き続き現実的かつ妥当であるかまたは全体的な市場環境の変化を考慮して調整される場合を除き、参照ファンドの運用会社はその定量的で体系的な投資戦略の利用に成功する見込みはない。かかる想定が不正確であるかまたは不正確となり、迅速に調整されない場合、モデルは利益のある取引シグナルを生成しない可能性が高い。モデルが一定の関連する要因を反映せず、かつ、参照ファンドの運用会社がモデルを適宜修正することによりそのテストおよび評価を通じてかかる脱落にうまく対処できない場合は、その限りにおいて、多額の損失が生じる可能性があり、そのすべては参照ファンドにより負担される。参照ファンドの運用会社は、引き続きモデルをテストし、評価し、新たなモデルを追加するが、これにより既存のモデルが随時修正される可能性がある。投資者は、モデルおよび投資戦略の追加、修正または削除について通知されず、かつ、これを承認しない。モデルまたは投資戦略の追加、修正および削除を含むあらゆる変更が参照ファンドの業績に及ぼす（プラスまたはマイナスの）影響について保証することはできない。参照ファンドは、参照ファンドの運用会社の故意の不履行、詐欺または重過失から発生する損失に関するものを除き、システム事象に関連するすべての損失を負担することを含め、モデルおよびデータへの依拠に関連するリスクを負担する。

クラウドディング／集中

定量的分析を重視する運用者の間では、熾烈な競争があることから、グローバルな株式市場全体やその他のヘッジ・ファンドとの連動性が低いリターンを参照ファンドの運用会社が実現する能力は、収益を同時に上げ、かつ他の運用者が利用するモデルとは差別化されたモデルを駆使する自らの能力にかかっている。参照ファンドの運用会社が十分に差別化されたモデルを開発することができない限りにおいて、モデルが絶対的な意味において収益性があるかにかかわらず、参照ファンドの投資目的は達成されない可能性がある。また、モデルが他の運用者が用いるモデルに似てくる限りにおいて、市場の混乱が参照ファンドの運用会社が用いるモデルのような予測的なモデルにマイナスの影響を及ぼす可能性があるというリスクが高まる。これは、かかる混乱が、市場においてモデル（または類似の定量的分析を重視する投資戦略）を使用する多くのファンドにわたる同時の取引による流動性の低下または急な価格改定を加速させる可能性があるためである。

取引システムおよび注文の実行

参照ファンドの運用会社は、コンピューター・プログラム、システム、技術、その実行戦略を実施するためのデータおよびモデルならびにアルゴリズムに広く依拠している。参照ファンドの運用会社の投資戦略、取引戦略およびアルゴリズムは、参照ファンドの運用会社が選択した金融商品を組み合わせた総合的な市場ポジションを確立し、これを維持する自らの能力に左右される。参照ファンドの運用会社の専有のアルゴリズムによる取引システムは、深刻な混乱を伴わずにマーケット・イベントに適切に反応することができない可能性があるというリスクが存在する。さらに、取引戦略およびアルゴリズムは、正常に機能しない可能性があり、これは多大な損失を生じる。参照ファンドの運用会社は重大なシステムの機能不全に対応するために人間の介入を許可するためのツールを用いているが、予期せぬマーケット・イベントおよび混乱ならびに実行システムの問題などの状況において損失が発生しないことを保証することはできない。参照ファンドの運用会社、参照ファンドの運用会社および／または参照ファンドの取引相手方、ブローカー、ディーラー、代理人またはその他のサービス提供者の責に帰すべき取引量の急増またはシステムの故障を含むがこれらに限られないさまざまな状況により、注文を適時にかつ効率的な方法で実行できないことがある。このような場合、参照ファンドの運用会社は、かかるポジションの構成要素の一部のみ（全部ではない。）を取得もしくは処分することができる可能性があり、または、ポジション全体の調整が必要である場合、参照ファンドの運用会社はかかる調整を行うことができない可能性がある。その結果、参照ファンドは、参照ファンドの運用会社が選択した市場ポジションを達成することができず、これは損失をもたらす可能性がある。

ヘッジ取引

参照ファンドの運用会社は、投資およびリスク管理の双方の目的上、(a) 市場変動および金利変動により参照ファンドの投資ポートフォリオの一または複数のポジションの市場価格が変動する可能性から保護するため、(b) 参照ファンドの投資ポートフォリオの評価額の未実現利益を保護するため、(c) 当該投資対象の売却を容易にするため、(d) 一または複数の参照ファンドのポートフォリオの投資対象に対するリターン、スプレッドまたは利益を拡大または保持するため、(e) ディレクショナル取引をヘッジするため、(f) 金融商品に関する金利、クレジットまたは為替相場をヘッジするため、(g) 参照ファンドの運用会社が後日購入を予定している金融商品の価格上昇から保護するため、または(h) 参照ファンドの運用会社が適切とみなすその他の理由に基づき行為するため、金融商品を使用する可能性がある。参照ファンドの運用会社は、特定の取引または自身のポートフォリオ全体に関連する特定のリスクについてヘッジする義務を負わない。さらに、参照ファンドの運用会社は、ヘッジが必要な特定のリスクを予測しない可能性がある。参照ファンドの運用会社は、リスク低減のためヘッジ取引を行うことがあるが、かかる取引は、参照ファンドの運用会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合よりも全体的な参照ファンドのパフォーマンスを低下させることがある。さらに、参照ファンドは常に、完全にヘッジし得ない一定のリスクを負っていることに留意されたい。

取引エラーに関するリスク

参照ファンドの運用会社がとる複雑な執行手続きならびに取引の速度および量により、執行戦略において、後で考えれば必要ないもしくは意図されていない一時的取引が一定数執行される、または一時的取引が執行されるべき時に執行されないことがある。ブローカーなどの取引相手方に起因する取引エラーの場合、参照ファンドの運用会社は通常、合理的かつ現実的な範囲で、かかる取引相手方から取引エラーに伴うあらゆる損失を回収するよう試みる。参照ファンドの運用会社に起因する取引エラーの場合、かかる取引エラーの証拠書類および解決に関して正式な手続きが取られる。参照ファンドのために参照ファンドの運用会社が執行する取引の量、分散性および複雑さを考慮すれば、投資者は、取引エラーは往々にして起きると想定すべきである。このような取引エラーにより参照ファンドに利益が生じた場合、かかる利益は参照ファンドが保有する。しかし、取引エラーにより損失が生じた場合、参照ファンドの取締役(以下「取締役」という。)が別段の決定を下す場合を除き、かかる損失は社内の方針に従い参照ファンドの運用会社が負担する。

取引および決済システム上のリスク

参照ファンドは、参照ファンドの取引および決済活動を処理する適切なシステムの開発および実施について、参照ファンドの運用会社および参照ファンドの運用会社の他のサービス提供会社に依存している。さらに、参照ファンドの運用会社は、取引、清算および決済取引、一定の金融商品の評価、自らのポートフォリオおよび正味元本の監視、参照ファンドの活動を監督するために不可欠なリスク管理その他の報告書の作成を含むが、これらに限られない様々な目的のためのシステムおよびテクノロジーに依存する(ならびに将来において新たなシステムおよびテクノロジーに依存する可能性がある)。参照ファンドの運用会社の一定のオペレーション・プロセスは、執行ブローカー、プライム・ブローカー、市場取引相手方の管理事務代行会社および副保管会社ならびにその他のサービス提供会社を含むがこれらに限られない第三者によって運営されるシステムに依存する。これらの第三者のプログラム、システムおよび/またはテクノロジーは、コンピューター「ワーム」、ウィルス、停電および/またはその他のテクノロジー関連の障害など(これらに限られない。)に起因する一定の制限を受ける可能性がある。参照ファンドの運用会社のオペレーションは、これらの各システムおよびテクノロジーに依存するところが大きい。かかる各システムおよびテクノロジーのオペレーションの成否は、多くの場合、参照ファンドの運用会社の支配の及ぶところではない。一もしくは複数のシステムおよびテクノロジーの故障の場合、またはかかるシステムが参照ファンドの運用会社の現行の要求およびその変更について対応できない場合、参照ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。例えば、システムの故障により取引の決済が行われないために取引について不正確な会計処理、記録または手続きが行われ、不正確な

報告が行われる可能性があり、それらのすべてまたは一部が、投資ポートフォリオおよびリスクの監視
および／または管理を行う参照ファンドの運用会社の能力に影響を及ぼす可能性がある。

現金管理

投資運用契約の条件に従い、参照ファンドは、取引目的で必要とされていない現金を参照ファンドの運用会社が管理することを定めた取決めに締結する可能性がある。このような取決めに、参照ファンドが、レポまたは逆レポ取引を実行すること、およびその他の現金管理に関する取決め（銀行口座もしくは担保付もしくはは無担保の預託金による現金の保有、またはかかる現金を社債もしくは国債もしくは参照ファンドの運用会社が適切と考えるその他の商品に投資することを含む。）を締結することが含まれる可能性がある。

レポ取引では、売り手が買い手に対して買取価格で証券を売却し、売り手は、将来の相互に合意した日において、同じ買取価格に取り決められた金利を加えた金額でかかる証券を買い戻すことに同意する。この取引は、買い手側からは逆レポ取引と呼ばれ、証券が現金支払により買い取られ、買い手は、将来の日において証券を売り戻すことに同意し、最初の売り手は、支払われた金額に取り決められた金利を加えた金額で買い戻すことに同意する。このような取引は、証券を担保とする現金貸付と経済的に同等である。

ファンドのためかつファンドの勘定における参照ファンドによるレポ取引および逆レポ取引の利用には一定のリスクが伴う。例えば、逆レポ取引に基づき参照ファンドに証券を売却した売り手が、破産その他の要因により対象証券の買戻義務を履行しない場合、参照ファンドは、かかる証券の処分を試みるが、かかる行為には経費または遅滞が生じる。対象証券の処分による手取金が、債務を履行しない売り手から受領するはずの買戻価格を下回る場合、参照ファンドは損失を被る可能性がある。

強制開示リスク

参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目標の達成が可能か否かは、投資会社が自社モデルおよび独自のリサーチを開発し保護する能力に大きく依存する。自社モデルおよび独自のリサーチ、ならびにモデルおよびデータの大部分は、厳格な秘密性、非開示性および類似する保護体制を構築し実施するために策定された方針、手続き、契約およびこれらに類似する対策を通じ、参照ファンドの運用会社によって保護されている。しかし、積極的に運用されるポジションについての公開義務（または取引所もしくは規制当局に対する、プライバシー保護が不十分な開示義務）は、参照ファンドの運用会社の自社モデルをリバース・エンジニアする機会を競合他社に提供し、それによって参照ファンドの相対的または絶対的パフォーマンスが阻害される可能性がある。

限定的分散性およびリスク管理の不備

投資目的および投資戦略ならびに投資運用契約に定めがある場合を除き、参照ファンドには分散に関する正式なガイドラインがない。結果として参照ファンドのポートフォリオは、少数の発行体、金融商品の種類、業界、セクター、戦略、国、または地域に著しく集中することがあり、このようなリスクの集中により参照ファンドが被る損失が増大する可能性がある。このような限定的な分散性により、参照ファンドは市場全体の変動とかけ離れた損失を被る可能性がある。参照ファンドの運用会社がリスクを管理し、ポートフォリオを分散させようと試みた場合であっても、異なる資産に伴うリスクは、予想不可能な相関関係にある可能性があり、参照ファンドが一定のリスクについて集中的にリスクを負う結果となることがある。加えて、多くのプールされた投資ビークルが類似の戦略を追求しているため、多くの投資信託が同時にポジションの清算を余儀なくされ、流動性の低下、ボラティリティの上昇、損失の増大を引き起こすリスクがある。参照ファンドの運用会社は、重大なリスクの特定、監視および管理を試みるが、これらの試みにおいてはすべてのリスクは考慮されておらず、またこれらの試みが有効であるという保証はない。リスク管理手法の多くは、過去の市場変動に基づいているが、将来の市場は全く異なる動きをとる可能性がある。参照ファンドの運用会社のリスク管理の取り組みに何らかの不具合または不備がある場合、参照ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

投資をめぐる競争

参照ファンドの運用会社が参照ファンドのために投資する一部の市場は、魅力ある投資機会をめぐる競争が極めて激しく、結果として、想定投資リターンが引き下げられる、または参照ファンドのポート

フォリオにおけるポジションの流動性が低下する可能性がある。参照ファンドの運用会社が、このような環境で魅力ある投資機会を特定する、または成功裏に追求できるという保証はない。特に、他のプールされた投資ビークル、公開株式市場および他の投資者で適切な投資をめぐり競いあうため、投資可能な機会が減少する可能性がある。かかる投資を行うよう組織された会社の数が著しく増えたため、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために適切な投資対象を獲得するにあたり、激化した競争にさらされる可能性がある。

市場リスク

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、変動性が高く、かつ／または流動性が欠如する可能性がある市場に投資する場合がある。そのため、市場の変動に対応する参照ファンドの運用会社の能力が損なわれる可能性があり、参照ファンドが重大な損失を被ることがある。参照ファンドの運用会社が参照ファンドのために公開取引所で投資を行う場合、取引所は上場金融商品すべてについて取引を停止または制限する権利を行使する可能性があり、参照ファンドの運用会社はそのリスクを負う。このような停止により、参照ファンドの運用会社が参照ファンドのポジションを清算できなくなる可能性があり、そのため参照ファンドは、損失を被る可能性がある。さらに、参照ファンドの運用会社が参照ファンドのためにポジションを手仕舞いする際に、市場が常に十分な流動性を有するという保証はない。

システミック・リスク

流動性またはオペレーション上の必要性を充足するため、相互依存関係にある複数の大規模機関の一つが債務不履行に陥った場合、一機関の債務不履行によって連鎖的に他の機関が債務不履行に陥ることにより、信用リスクが生じる可能性がある。これは「システミック・リスク」と呼ばれ、決済機関、清算機関、銀行、証券会社および取引所など、参照ファンドの運用会社が日々関わる金融仲介機関に悪影響を及ぼす可能性がある。かかるリスクは、第三者清算機関により中央清算される一定の金融商品に関する債務がある場合、増大される可能性がある。また、グローバルな事象および／もしくは金融市場における一もしくは複数の大規模な参加者の活動、ならびに／またはその他の事象もしくはその他の者の活動により、金融市場の通常のオペレーションに一時的なシステム障害が生じる可能性がある。かかる事象により、流動性および取引相手方に問題が生じ、参照ファンドが重大な損失を被る可能性がある。

金利および為替相場リスク

為替相場の変動により、参照ファンドの投資主の投資価額が増減する可能性がある。参照ファンドは、外国為替相場および／または金利リスクを負う可能性がある。参照ファンドは、ヘッジ取引を通じてそのリスクの軽減を図る場合がある。これらのヘッジ取引が不完全、または対象となる投資エクスポージャーの一部のみについて行われている場合、結果として生じる損益を受領または負担するのは、関連する参照ファンドの投資主である。参照ファンドは、非米ドル通貨を参照してその価格が決定される非米ドル通貨建金融商品に投資する可能性がある。しかし参照ファンドは、保有する金融商品を米ドルで評価する。参照ファンドは、トレジャリー・ロック、先渡契約、先物契約およびクロス・カレンシー・スワップなどの通貨ヘッジ取引を行うことにより、非米ドル通貨に対するエクスポージャーのヘッジを目指すこともあれば、目指さないこともある。通貨の変動もしくは市場変動のヘッジに適した金融商品が、参照ファンドが使用したい時に利用可能である、または参照ファンドが使用したヘッジ手法が有効であるという保証はない。さらに、一定の通貨市場リスクは完全にヘッジすることができない、またはヘッジ自体が不可能である。ヘッジされない場合、参照ファンドが直接または間接的に保有する非米ドル建投資対象のポジションの価値は、米ドル為替相場ならびに様々なローカル・マーケットおよび通貨における投資対象の価格の変化と共に変動する。そのような場合、参照ファンドが投資したその他の通貨に対する米ドルの価値の上昇は、これらのローカル・マーケットにおける参照ファンドの金融商品の価格の値上がりの影響を低減させ、かつ、値下がりの影響を増大させるため、参照ファンドに損失をもたらす可能性がある。反対に、米ドルの価値の下落は、参照ファンドの非米ドル建投資対象に対して逆の影響を及ぼす。

レバレッジおよび融資

参照ファンドは、借入および／または様々な形態のレバレッジ（デリバティブ商品におけるレバレッジを効かせたポジションもしくはショートポジションを含む。）を利用する可能性がある。レバレッジは、総リターンを増大させる機会を提供する一方で、潜在的に損失を増大させる効果も有する。したがって、投資対象の価値に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジがかけられた範囲において増大され、ショートポジションの手仕舞いによって重大な損失が生じる可能性がある。参照ファンドは、特に、オプション、先物、先物オプション、スワップおよびその他の合成金融商品またはデリバティブ商品の利用によりレバレッジをかける可能性がある。このような金融商品は元来、証拠金を支払うことなく投資先の証券、コモディティまたは商品を購入する場合に比べ、はるかに大きいレバレッジを含んでいる。これは、かかる投資を行うにあたり要求される支払額（支払が必要ない場合もある。）が、通常、裏付けとなる証券、コモディティまたは商品の価値のごく一部にすぎないためである。これらの商品に関連してレバレッジが利用されているため、当該商品の価値のわずかな変化が、参照ファンドの価値においては相対的に大きな変化となる可能性がある。このような金融商品の多くにおいては、変動証拠金またはその他の暫定的証拠金が要求され、かかる要求により投資ポジションの早期決済を余儀なくされる可能性がある。一般的に、参照ファンドに融資を提供する銀行およびディーラーは、基本的に任意の証拠金、ヘアカット、融資ならびに保証および担保評価の方針を適用することができる。参照ファンドのポートフォリオの価値が急落した場合、参照ファンドは、その証拠金要求を充足するために金融商品を迅速に清算することができない可能性がある。証拠金または類似の支払金額の増加により、参照ファンドにとって不利となる時期および価格で取引しなければならないことがあり、重大な損失が生じる可能性がある。レバレッジの結果、参照ファンドの資産に対して支払金利が大きな割合を占める可能性がある。このようなレバレッジの利用は、比較的少額の損失であったとしても、または費用を相殺するに至らない利益の場合、参照ファンドの利用可能資本が急速に枯渇し、参照ファンドが利益を得る可能性が低下または消失する可能性がある。市況によるか、または政府、規制当局もしくは司法機関の措置によるかを問わず、銀行およびディーラーによるかかる方針の変更、またはその他の与信制限もしくは制約の設定は、大量の証拠金請求、融資の損失、不利な価格でのポジションの強制清算、スワップおよびレポ取引の終了ならびに他のディーラーとの契約のクロス・デフォルトにつながる可能性がある。かかる制限または制約が突然、かつ／または複数の市場参加者によって設定された場合、このような悪影響が増大される可能性がある。このような制限または制約の設定により、参照ファンドがそのポートフォリオの全部または一部を不利な価格で清算せざるを得ず、参照ファンドの持分が全額失われる可能性がある。

デリバティブ商品全般

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、クレジット・デリバティブなどのデリバティブ商品を締結する可能性がある。参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの投資目的に一致し、かつ法的に許容される限り、現段階では使用が想定されていないかまたは利用できないが、開発される可能性がある一定のデリバティブ商品に関する投資機会を活用する可能性がある。参照ファンドによって将来投資される商品であり、現時点では、または、かかる商品が開発されるかもしくは参照ファンドによって投資されるまでは確定することのできない商品には、特別なリスクが伴う可能性がある。例えば、クレジット・デリバティブに関するリスクには、あるイベントが契約に基づく支払いを引き起こすか否か、およびかかる支払いが別の商品における損失または支払金額を相殺するか否かの判断が含まれる。過去において、クレジット・デリバティブの買い手および売り手は、一つの契約のトリガー・イベントが別契約のトリガー・イベントと一致しないことから、買い手または売り手が追加リスクを負う可能性があった。他のスワップ、オプションその他のデリバティブ商品は、市場リスク、規制上のリスク、税務リスク、流動性リスク、取引相手の財務上の健全性および信用力に関するリスクを含む取引相手による不履行リスク、法的リスクおよびオペレーション・リスクなど、各種リスクを伴う可能性がある。参照ファンドが、コモディティに関連する先物または先渡しなどのデリバティブに投資し、関連するポジ

ションを適時に手仕舞うにあたりエラーがあった場合、参照ファンドはかかるコモディティの原物の引渡しを受ける、または別の当事者が引渡しを受けるよう急遽手配する義務を負い、追加経費が発生するリスクがある。また、新たなデリバティブ商品が開発された際、書類が標準化されていないため、取引相手方と紛争または不和が生じる可能性がある。参照ファンドが参加するデリバティブ商品の規制環境および税務環境は変化しており、かかる金融商品の規制または税務上の変更は、参照ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。デリバティブ取引の一般的リスクにはこの他、(i)レバレッジ、(ii)有利な条件でポジションを手仕舞うことができない、または手仕舞自体が不可能なこと、(iii)原金融商品の価格、(iv)店頭(OTC)契約であること、(v)契約上の非対称性および非効率性が含まれる。

店頭(OTC)契約

先渡金融交換契約などの、取引所外または「店頭(OTC)」契約は、(i)これらの商品についてマーケットメイクを義務付けられていない銀行およびその他のディーラーの非公式ネットワークを通じて取引され、(ii)マーケットメーカーが少ないため、業者間の買呼値および売呼値のスプレッドが大きくなり、取引量が少ない可能性が高く、また(iii)ポジションの値洗いが毎日行われないことから、取引所で取引される契約に比して価格のボラティリティが高く、流動性が低い。既存ポジションの清算、ポジションの価値の評価、またはリスクの評価ができない可能性がある。ある取引の相手方が、当該契約における自身の義務を履行することができない、または履行する意思をなくす可能性があり、当該契約は取引所または清算機関により保証されていないため、このような債務不履行によって潜在的利益が消失し、参照ファンドが当該時点の価格で売戻しまたは買戻しの約束(もしあれば)をカバーせざるを得なくなり、かかる価格を決定することが困難な場合がある。このような事象は、参照ファンドのパフォーマンスおよび参照ファンドの投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

契約上の非対称性および非効率性

参照ファンドの運用会社は参照ファンドのために、取引相手方が純資産価額の一定の減額、不正確な担保請求または担保回収の遅延に基づき取引を一方的に終了することができる中断条項など、参照ファンドの運用会社の立場が取引相手方と「非対称」な条項を含む一定の契約を締結する可能性がある。参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が、取引相手方に対して類似する権利を有していない場合、かかる取引相手方に対する参照ファンドのエクスポージャーが増大し、参照ファンドのパフォーマンスおよび持分権者へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

先物

先物の価値は、原資産となるコモディティなどの金融商品の価格に依存する。先物の価格はボラティリティが極めて高く、先物契約の価格変動は、特に、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替管理に関するプログラム、ならびに政策や国内外の政治上・経済上の事象および方針の影響を受けることがある。さらに、先物への投資は、参照ファンドのポジションが取引される取引所または参照ファンドの清算機関もしくは取引相手方の不履行リスクにさらされる。一部のコモディティ取引所は、「日々の値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、一定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションは流動性に欠ける場合がある。かかる値幅制限の下では、ある一取引日において、値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできない。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができない。これは、参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、参照ファンドに大きな損失をもたらす、または参照ファンドが望む取引の実施を妨げる可能性がある。想定外の状況においては、先物取引所またはその他の規制当局が、特定の先物契約の取引を停止する、またはかかる契約のすべてのオープンポジションの清算もしくは決済を命じる可能性がある。

株価指数先物契約の価格は、市場の歪みのため、裏付けとなる株価指数の変動と完全には相関しないことがある。まず、先物市場の全参加者は、証拠金預託および維持要件の対象となる。持分権者は、追

加証拠金預託の要件を満たすよりも、相殺取引により先物契約を手仕舞いすることもできるが、かかる相殺取引は指数および先物市場間の通常の間隔を歪めることとなる。次に、投機家の視点からは、先物市場における証拠金預託の要件は証券市場の証拠金の要件に比べると負担が少ない。したがって、投機筋の先物市場への参加の増加が価格の歪みを引き起こすこともある。参照ファンドを代理する参照ファンドの運用会社が利用する株価指数先物契約の成功もまた、市場動向の変化を正確に予測する参照ファンドの運用会社の能力に依存している。

オプション

参照ファンドは、コールオプションおよび／またはプットオプションの売買に伴うリスクを負う可能性がある。カバーされているコールオプションの売り手（すなわち原証券を保有している売り手）は、原証券の市場価格が原証券の購入価格から受領プレミアムを差し引いた金額より下落するリスクを負い、原証券についてオプション行使価格を超えた金額を獲得する機会を放棄する。カバーされていないコールオプションの売り手は、原証券の市場価格が行使価格を上回って、理論上無制限に値上がりするリスクを負う。カバーされていないコールオプションの行使に応じるために必要な証券が、著しく高い価格でなければ購入できない場合があり、これによりプレミアムの価値が減少または消失する可能性がある。カバーされていないコールオプションの行使をカバーするための有価証券の購入が、有価証券価格を引き上げ、これにより損失が増大する可能性がある。コールオプションの買い手は、コールオプションについて投資したプレミアムの全額を失うリスクを負う。カバーされたプットオプションの売り手（すなわち原証券のショートポジションを保有する売り手）は、原証券の市場価格が、原証券の売却価格（ショートポジションを設定した価格）に受領したプレミアムを加算した金額を超えて上昇するリスクを負い、市場価格がオプション行使価格よりも下落した場合原証券について利益を得る機会を放棄する。カバーされていないプットオプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回って値下がりするリスクを負う。プットオプションの買い手は、プットオプションについて行った投資の全額を失うリスクを負う。

スワップ

参照ファンドは、スワップ取引を締結する可能性がある。スワップは、裏付けとなる参照資産を購入する必要なく、特定のリターンを得ることを目的として締結される。トータル・リターン・スワップ、プライス・リターン・スワップ、ボラティリティ・スワップ、バリエーション・スワップ、パフォーマンス・スワップ、金利スワップ、ベシス・スワップ、フォワードレート取引、スワプション、バスケット・スワップ、インデックス・スワップ、キャップ取引、フロア取引、カラー取引、通貨スワップ取引、クロスカレンシー金利スワップ取引またはその他の類似取引の利用は、その参照先が債券、エクイティもしくはハイブリッド証券、クレジット、金利、コモディティ、通貨、バスケットまたはインデックス（これらの取引に関するオプションを含む。）のいずれであっても、通常の有価証券取引における投資手法およびリスクとは異なる投資手法およびリスクを伴う高度に専門的な活動である。スワップは、各当事者が他方当事者に対して、一回限りの支払いまたは定期的な支払いを行うことに同意する個別交渉取引である。一定のスワップ契約では、一方当事者の支払いを「前払い」とし、他方当事者の支払いとは異なるタイミングで行う（通貨スワップの場合によく見られる）必要があるが、この場合、スワップの元本価値の全額が、スワップの他方当事者による契約上の引渡義務の不履行リスクにさらされる可能性がある。金利スワップなどのその他のスワップ契約は、通常、契約当事者に「元本」の支払いを義務付けるものではなく、合意された「想定元本」額に適用される合意された金利または金額の支払いのみを義務付けるものである。したがって、参照ファンドの信用損失のリスクは、純額ベースで受領する権利を有する支払利息の金額となる。スワップ取引は通常、全額が払い込まれないため、取引相手方が証拠金の支払いを要求することが多い。取引が「イン・ザ・マネー」である場合、参照ファンドは追加証拠金が返還されるまで、取引相手方の信用力にさらされる。一定のスワップ契約は、当事者対当事者の取引であり、かかる契約における履行責任は、組織化された取引所および清算機関ではなく個々の取引相手方にある。そのため、参照ファンドは取引相手方の債務不履行リスクおよび取引相手方の信

用リスクを負う。また、取引に伴う証拠金の料率は、参照ファンドの取引相手方の裁量により決定されることが多く、一定の状況下では、予期せぬ大量の証拠金請求があり、それに伴って参照ファンドの流動性が欠如する可能性がある。しかしながら、世界各国の規制当局は最近、O T C市場をより厳密に規制する方向に動いており、そのため現在では、一定のスワップは規制市場で実行され、規制された清算機関による清算に付託するよう求められており、現在のO T Cスワップの相当部分は今後、そのように実行、清算され、かつ強制的証拠金要件に従うよう求められる。このような規制変更が、相手方リスクを削減し、市場の効率性を高める上でどの程度効果的であるかは定かではない。このような取引に伴う将来の費用および担保提供による流動性への影響も不確実であるが、現在よりも著しく大きくなる可能性があり、その結果、リターンを減少させる可能性がある。さらにスワップ取引は、その価値が別の原資産から派生する契約である。そのため、原資産価格の変動は、スワップに組み込まれたレバレッジによって、取引から生じるあらゆる損益を拡大させる可能性がある。デリバティブ取引の場合と同様に、取引相手方ヘッジに基づく価格付けならびに取引の開始および決済時の資金調達コストは、裏付けとなる参照資産を直接購入するよりも高額になる可能性がある。さらに、市場価値、金利、為替相場に関する参照ファンドの運用会社の予測は不正確な場合があり、全体的な投資成績が、参照ファンドがスワップ取引を行わなければ達成したであろう成績を下回る可能性がある。

先渡契約

参照ファンドの運用会社は、参照ファンドのために、先渡契約を利用する可能性がある。先渡契約とは、特定の商品または権利を将来の日に特定の価格で売買する義務を伴う取引である。参照ファンドの運用会社は、将来の外国為替相場の水準の不確実性に対する防御などのヘッジ目的で、参照ファンドのために先渡契約を使用する可能性がある。また、先渡契約は、参照ファンドの基準通貨以外の通貨で参照ファンドが保有している金融商品の保有価値の保護を目指して利用される可能性がある。下落リスクをヘッジしようとする場合と同様、金融商品の価値と、その金融商品の保有に関して締結された先渡契約との間の相関関係が不完全であることがあり、これによって保護されていない損失が生じるリスクがある。また、例えば特定の通貨の価値の上昇または下落が予想される場合など、参照ファンドの投資目的を追求するために、ヘッジ目的ではなく投資目的で先渡契約が使用されることもある。

先物契約とは異なり先渡契約およびそのオプションは、通常、取引所で取引されず、標準化されていない。逆に、それらの市場では銀行およびディーラーが当事者として行為し、個別に取引交渉を行う。ただし、一定の先物為替予約については、米国商品先物取引委員会（C F T C）によりスワップ取引として規制されており、また自主的にスワップ取引施設において取引されている。銀行間の先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されておらず、一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されない。先物契約の場合と同様に、先渡契約は、通常、先渡契約が関連する投資において提供する経済的エクスポージャーに比べてはるかに少ない額の証拠金しか必要とせず、「ギアリング」効果または「レバレッジ」効果を生み出す。これは、少額の証拠金の支払いにより、利益の増大のみならず、損失の増大につながる可能性があることを意味する。また、原商品の比較的小さい値動きにより、先渡契約の価値ははるかに大きく変動する可能性があることを意味する。銀行間の先渡市場で取引を行う当事者は、その取引を行っている通貨またはコモディティのマーケットメイクを続ける必要はなく、また当該市場は流動性のない期間を有することがあり、かかる期間が長期間に及ぶこともある。当該市場の一定の参加者が一定の通貨もしくはコモディティの値付けを拒絶していたか、または当該市場の参加者が買付けに応じる用意がある価格と売付けに応じる用意がある価格との間に非常に広いスプレッドがある価格で値付けを行っていた期間があった。異常に大量の取引、政治的介入、市場の混乱、原資産に影響を与える予期せぬ第三国の事象、予定外の休日および市場の閉鎖その他の要因により、先渡市場、特に通貨市場では、混乱が生じることがある。政府当局による管理の強制により、当該先渡取引が、参照ファンドの運用会社の推奨を下回る程度に抑制され、その結果、参照ファンドに損害が生じる可能性がある。市場の流動性が低いことまたは市場の混乱は、参照ファンドに多額の損失を与える可能性がある。

利益の保証または損失に対する保証の不存在

参照ファンドがリターンをもたらす、または参照ファンドに多額の損失が発生しないという保証はない。

ユーロ圏に関するリスク

様々なユーロ圏諸国のソブリン債に関する近年の懸念ならびに投資者がギリシャのソブリン債について大幅な評価損および額面価額の切下げを被るという提案により、ソブリン債のデフォルト、一または複数の国が欧州連合またはユーロ圏を離脱する可能性ならびに影響を受ける国および通貨としてのユーロを支援するための（未だ検討段階にあり、かつ、重要な点において不透明な）様々な提案に関する新たな懸念が生じている。この状況がもたらす結果は、未だ予測することができない。ソブリン債のデフォルトならびに欧州連合および／またはユーロ圏からの脱退は、参照ファンドの投資を行う能力に重大な悪影響を及ぼすおそれがある一方、これらの問題を抑制し、または防止するために導入された緊縮政策およびその他の措置自体が経済の縮小ならびに結果として生じる参照ファンドおよびその投資にとって不利な影響につながる可能性がある。また、（特に、投資者または投資が、影響を受ける国に住所を有する場合）ユーロ圏の崩壊後またはユーロ圏からの脱退後にユーロ（該当する場合）で出資約束金額を拠出する義務を履行することは、参照ファンド、さらには参照ファンドの投資主のリターンに重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

運営上の損失

参照ファンドの運営に係る費用（メイプル・フィデューシャリー、参照ファンドの管理事務代行会社およびその他のサービス提供者に支払うべき報酬を含む。）および参照ファンドの費用は、参照ファンドの収益を超えることがある。かかる運営上の損失は参照ファンドの資本から支払われ、かかる運営上の損失により、参照ファンドの投資対象の価値および収益が出る可能性が減じられる。

取引コスト

参照ファンドの投資アプローチは、参照ファンドが負担する多額の取引コストを生み出す可能性のある、参照ファンドの投資対象の高水準での取引および回転率を伴う場合がある。特に、参照ファンドは、短期的な市場の勘案事項に基づき投資を行うことがあり、参照ファンドが利益を得ようとする価格設定の誤りは、長続きしない可能性がある。参照ファンドのポジションの回転率は高くなることがあり、その際、多額の仲介手数料および報酬を伴う可能性がある。

参照ファンドへの投資に関連する費用および報酬

参照ファンドへの投資者は、参照ファンドの一定の費用および報酬の比例按分負担額を負担する。

参照ファンドの投資証券クラスは別個の法主体ではない

参照ファンドは、投資証券をクラスの形で発行する権限を有する。参照ファンドの定款には、負債を様々なクラスに帰属させる態様が規定されている（負債は、当該負債が発生した特定のクラスに帰属させる。）。ただし、参照ファンドは単一の法主体であり、いずれのクラスについても遡求権の限定による保護はない。したがって、参照ファンドの資産はすべて、当該資産または負債が帰属するクラスにかかわらず、参照ファンドの負債をすべて弁済するために利用可能である。実際には、クラスをまたがった負債は、一つのクラスに帰する負債が当該クラスに帰する資産を超え、かつ、当該クラスに帰属する負債をすべて弁済することができない場合にのみ生じる見込みである。かかる場合、かかる負債の超過部分を賄うために他のクラスに帰属する参照ファンドの資産が充当されることがあり、寄与するクラスの価値が結果として減少する。

参照ファンドの投資証券の流動性の低下

参照ファンドの投資証券の活発な流通市場が発生するとは想定されておらず、かかる市場が形成される見込みもない。また、参照ファンドの投資証券の移転および買戻しに関しては制限があり、参照ファンドの投資証券の移転または譲渡は、取締役の同意を得ることなく行うことはできない。したがって、参照ファンドへの投資は、流動性が低下し、多大なリスクを伴う可能性がある。市場のボラティリティ、および経済または政治の見通しが不透明な時期であることにより、参照ファンドのポートフォリオおよび参照ファンドに対する持分の流動性が低下し、かつ／または、参照ファンドのポートフォリオおよび参照ファンドに対する持分が市場のボラティリティの増大および評価額の下落に見舞われるリスクが高まることがある。参照ファンドの投資証券の申込みは、経済的に投資を継続することができ、かつ、参照ファンドへの投資の全部または大部分を失ったとしても損失を負担する余裕がある熟練した投資者のみが検討するべきである。流動性の低下に関連するリスクは、参照ファンドの運用に現金が必要である状況（投資者が参照ファンドの投資証券の買戻しを行おうとする場合など）において特に深刻なものとなり、参照ファンドが短期的な現金需要を満たすために借入を行い、流動性の低い資産の売却によるキャピタル・ロスが参照ファンドに生じ、買戻しを制限しなければならないか、またはその他の適切な措置を講じなければならない結果となるおそれがある。また、異なる投資証券クラスには異なる条件（表示通貨、ヘッジ戦略（もしあれば）、報酬および費用、申込みもしくは買戻しの手続きまたは最低投資要件の違いを含む。）が設けられている場合があり、例えば、別の投資証券クラスには有利な買戻権があるなど、条件が同一でない他の投資証券クラスの投資者に悪影響が及ぶことがある。

買戻しに関する制限

上記参照ファンドの投資証券の流動性の低下に関して取り上げられる問題のほか、投資予定者は、参照ファンドの投資証券の買戻しは、本書および参照ファンドの定款に定められる限られた状況においてのみ、参照ファンドの投資主の選択により行うことができることに留意するべきである。参照ファンドは、特定の状況において、参照ファンドの投資主に対し、その投資証券の買戻しを行うよう要求することがある。かかる強制買戻しは、そのタイミングおよび参照ファンドの投資主の個人的な状況によっては、参照ファンドの投資主に経済的な悪影響またはその他の悪影響をもたらす可能性がある。取締役は、特定の状況において、参照ファンドの純資産価額の計算を停止することがある。計算が停止されている期間中は参照ファンドの投資証券の発行または買戻しは行われず、参照ファンドは、かかる停止より前に参照ファンドの投資証券の買戻しが行われた者に対する買戻金の支払いにかかる停止の解除後まで保留する権利を留保する。参照ファンドは、買戻しに応じるため、その原資産を清算する必要がある。参照ファンドがこれを行うことができない場合、買戻金の支払いは不可能となる。このことは、投資者が参照ファンドへの投資を現金化するのに要する期間を大幅に長引かせるおそれがある。

純資産価額に関する勘案事項

参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格は、参照ファンドの投資対象のパフォーマンス次第で時間の経過とともに変動することが見込まれている。参照ファンドの投資主がその投資証券の買戻しを行うことを選択した場合または強制買戻しがなされた場合で、当該買戻しの時点の参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格が当該投資主が申込時に支払った金額を下回るか、または参照ファンドの設立および管理事務に係る未償却の経費および費用が残存するときには、当該投資主は、初期投資額を回収することができない可能性がある。

大量の買戻し

参照ファンドの投資者による短期間で大量の買戻しにより、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドの証券ポジションを不適切な時期にまたは不利な条件で清算する手配を行わなければならないおそれがあり、参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格に悪影響が及ぶおそれがある。

債務の見越計上

参照ファンドは、その時々において、直接債務または間接債務（税金債務を含む。）を負担するが、かかる債務は、既知のものであることもあればそうでないこともあり、実際のものであることもあれば

偶発的なものであることもある。参照ファンドは、適用ある会計基準により、直接的もしくは間接的にかかる債務の金額を見越計上することを義務付けられることがあるか、またはその他参照ファンドの運用会社が、かかる見越計上を行うことを決定することがあり、かかる見越計上により、参照ファンドの純資産価額は減少する。参照ファンドの英文目論見書に記載されるとおり、参照ファンドは、未払いの費用、債務および偶発債務の見積額に対する準備金が会計基準により義務付けられていない場合であっても、かかる準備金を用意することがある。ただし、参照ファンドがかかる準備金または見越計上額を設定するかおよびどのような状況下でかかる準備金または見越計上額を設定するかについて確実なことはない。参照ファンドは、特定の状況において、直接債務または間接債務の金額を直接的または間接的に見越計上しないことがあるが、これには、以下の場合が含まれる。（i）適用ある会計基準によりかかる見越計上が義務付けられていないことによる場合、（ii）かかる債務をもたらす事実が認識されていないことによる場合、（iii）かかる債務をもたらす可能性がある関連する法律もしくは規制（税金に関する規制を含む。）もしくはこれらの適用に確実性がないか、もしくは一貫性がないことによる場合、（iv）かかる債務に関する支払いが必要となることを見込まれないことによる場合、または（v）その他の理由により適用法に基づく何らかの制限に従った場合。直接債務または間接債務が見越計上されていない時に参照ファンドに投資する投資者は、かかる債務が該当する投資の時点で見越計上されていた場合よりも高い純資産価額で参照ファンドに投資することになる。参照ファンドが、その後、かかる直接偶発債務もしくは間接偶発債務の金額を直接的もしくは間接的に見越計上することを義務付けられるか、適用法に基づく何らかの制限に従ってかかる見越計上を行うことを決定するか、またはかかる債務に関する金額を直接的もしくは間接的に支払うことを義務付けられる場合には、かかる見越計上または支払いにより、参照ファンドの純資産価額は減少する。かかる債務が見越計上され、かつ／または、かかる債務の支払いが要求される時に参照ファンドに投資を行う投資者は、かかる債務が帰属する期間中は投資者ではなかった可能性がある場合であっても、通常、かかる見越計上額または支払額の全額を負担することになる。

価格変動

参照ファンドの投資証券の価値および参照ファンドの投資証券から生じる収益（もしあれば）は、上昇することもあれば下落することもあることに留意するべきである。

評価

参照ファンドの取締役は、参照ファンドの運営につき全般的な権能および責任を有するが、参照ファンドの純資産価額および参照ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の計算を参照ファンドの管理事務代行会社に委任している。参照ファンドの管理事務代行会社は、参照ファンドが保有する資産の価値を決定するにあたり、参照ファンドの価格設定方針を適用する。参照ファンドは、流動性が低い、またはその他活発に取引されていない投資対象であって、信頼できる価格を入手することが困難な可能性がある投資対象を多数保有することがある。したがって、評価は、その後増額調整または減額調整がなされる場合がある。評価に関するかかる判断が正しくないことが判明した場合、参照ファンドの資産および／または勘定の評価に関する不確実性が参照ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。参照ファンドの管理事務代行会社または参照ファンドの資産の評価に関与するその他の当事者は、当該資産の価値が当該当事者の報酬に影響を及ぼす可能性があることから、当該資産の評価にあたり利益相反に直面することがある。また、参照ファンドは、投資者に対し、価格設定または評価に関する情報を定期的に提供することを義務付けられていない。

関係ファンドの過去のパフォーマンス

連動先ファンドまたは参照ファンドの運用会社が運用するその他の勘定の過去の投資パフォーマンスは、参照ファンドが示す将来の成果を示唆するものと解釈するべきではない。さらに、参照ファンドの過去のパフォーマンスは、将来のリターンを保証するものではない。

ゴールドマン・サックス・インターナショナルへの依拠の不存在

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、受託者の資格では行為しておらず、信託義務を負っておらず、情報に関して責任を負わず、参照ファンドに関して第三者サービス提供者のパフォーマンスにつき責任を負わず、かつ、参照ファンドに関する役割に関して利益相反を開示している。したがって、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、参照ファンドへの投資に関していずれの者に対しても何ら責任を負わない。さらに、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、その内部目的のために参照ファンドおよび参照ファンドの運用会社に関してデュー・ディリジェンスによるチェックを実施することがあるものの、投資予定者の利益のためにはかかるデュー・ディリジェンスによるチェックを完了していない。したがって、投資予定者は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが参照ファンドまたは参照ファンドの運用会社に関してかかるデュー・ディリジェンスによるチェックを実施している可能性があるという点に依拠することはできない。投資予定者は、参照ファンドに投資すべきかを決定するにあたり、参照ファンドおよび参照ファンドの運用会社に関して独自のデュー・ディリジェンスを行わなければならない。

参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド・マネージャーへの依拠

参照ファンドは、参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド・マネージャー（以下「A I F M」という。）、より具体的には、参照ファンドの投資運用業務の提供、参照ファンドの管理事務、参照ファンドの投資証券のマーケティングおよびA I F M Dに基づき認められるその他の職務の遂行に係るA I F Mの主要人物に専ら依拠している。参照ファンドがかかるA I F Mの主要人物を利用することができなくなった場合には、参照ファンドが不利な影響を被るおそれがある。参照ファンドがE E A域外で設立されたA I Fの義務を遵守することができるかは、A I F M、より詳細にはかかる主要人物の専門知識および取り組みに左右される。

取引相手方の信用リスク

取引先：参照ファンドは、各取引相手方（各取引先を含む。）の取引契約およびその他の関連する契約（該当する場合）（本段落の目的上、以下「取引相手方との契約」という。）に基づく義務を履行する能力にさらされる。取引相手方は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることがある。取引相手方との取引は、契約条件をめぐる紛争（善意の紛争であるか否かを問わない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手方が取引の条項および条件に従って当該取引の決済を行わず、それにより参照ファンドが損失を被ることになるリスクに投資者をさらすものである。一または複数の取引相手方との契約に基づく参照ファンドの権利の執行は、適用ある支払不能制度の強行規定により妨げられるか、より困難となるか、または遅延が生じる可能性がある。取引相手方が支払不能に陥った場合には、当該取引相手方の経営陣および／または支払不能担当官吏が参照ファンドの資産の処分に介入しようとすることがある。

各プライム・ブローカーは当該プライム・ブローカーに引き渡された参照ファンドのすべての投資対象およびその他の資産（保管資産）の保管につき責任を負うことから、保管資産は、関連するプライム・ブローカーの勘定および名義で保有される。プライム・ブローカーが支払不能に陥った場合には、保管資産にアクセスすることが困難となるか、または不可能となる可能性がある。保管資産が証券以外の資産から成る場合、保管資産は、関連するプライム・ブローカーの名義または支配下で保有されることがある。

参照ファンドは、とりわけ、資金調達取引相手方（ゴールドマン・サックス・インターナショナルまたは関連会社となる。）の信用力およびゴールドマン・サックス・インターナショナルのG S I執行代理人としての義務を履行する能力にさらされる。参照ファンドは、各資金調達取決めにに基づき、資金調達取引相手方に金銭を貸し付けることに同意することがある。ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、資金調達取決めにに基づく当該資金調達取引相手方の参照ファンドに対する義務に関して保証を行う。したがって、参照ファンドは、究極的にはゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび／またはその関連会社の信用力にさらされる可能性がある。ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび／またはその関連会社は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることが

ある。資金調達取決めの規模によっては、ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよび／またはその関連会社（ゴールドマン・サックス・インターナショナルを含む。）の支払不能により、参照ファンドが大きな損失を被ることになる可能性がある。

参照ファンドは、勘定開設銀行に任命されたH S B Cバンク・ピーエルシーまたはいずれかの銀行の信用力ならびにこれらの勘定開設銀行としての義務を履行する能力にさらされる。勘定開設銀行は、参照ファンドの運用能力または資本基盤を損なう資金難に陥ることがある。関連する契約に基づく参照ファンドの権利の執行は、適用ある支払不能制度の強行規定により妨げられるか、より困難となるか、または遅延が生じる可能性がある。勘定開設銀行が支払不能に陥った場合には、当該銀行の経営陣および／または支払不能担当官吏が参照ファンドの資産の処分に介入しようとする可能性がある。

成功報酬

管理報酬の受領に加えて、参照ファンドの運用会社は、実現利益と同様、未実現評価益に関して増加する成功報酬を受け取ることもできる。したがって、成功報酬は、その後実現しない可能性がある未実現利益に対して支払われることがある。成功報酬は、参照ファンドの運用会社にとって、参照ファンドの運用実績に基づく報酬がない場合と比べてよりリスクの高い投資を参照ファンドのために行う誘因を生じさせる可能性がある。

潜在的利益相反

参照ファンドの取締役およびサービス提供者は、参照ファンドに対する責務に関連して、実際のおよび潜在的な利益相反を有する可能性がある。

責任および補償義務

参照ファンドの定款に基づき、参照ファンドのその時点の取締役、代理人およびその他の役員は、参照ファンドからの補償について一定の権利を有する。参照ファンドの運用会社、参照ファンドの管理事務代行会社、メイプルス・フィデューシャリー、監督者、執行代理人、FX執行代理人およびプライム・ブローカーは、一定の状況下でのみ、参照ファンドに責任を負う。

ファンド設立費用の償却

参照ファンドの財務諸表は、U S G A A Pに準拠して作成される。U S G A A Pでは、参照ファンドの設立に関連する一定の経費の償却のみが認められている。これにかかわらず、参照ファンドは、取締役の裁量により、設立費用を一定期間にわたって償却することを決定することがあり、その場合、財務諸表に限定意見が付される可能性がある。

規制

ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を除き、参照ファンドは、他の同等または類似の規則または規制に基づき登録されておらずまたは登録を受けようとしていない。その結果、参照ファンドの投資主は、当該法律または規制によって付与される可能性のある一定の保護から利益を得ることはできない。

個別の法律顧問は存在しない

参照ファンドは、参照ファンドのケイマン諸島法律顧問としてディレクトリに記載される法律顧問を任命した。投資者を代理して行為する個別の法律顧問は雇用されていない。投資者は、参照ファンドへの投資の法律上および税務上の影響について、自身の独立した法律顧問に相談するよう推奨される。

連動先ファンドは審査対象となる可能性がある

参照ファンドの投資戦略（以下「本投資戦略」という。）は、連動先ファンドの投資目的および戦略の実質的な再現であり、参照ファンドおよび連動先ファンドの双方に関する参照ファンドの運用会社の現在の取引戦略およびプロセスを表している。参照ファンドの運用会社は、本投資戦略に従って参照ファンドの資産を運用する、投資運用契約その他に基づく参照ファンドに対する契約上の義務を負わない。さらに、参照ファンドが認識していない変更が連動先ファンドになされた場合、本投資戦略に関連する情報は、参照ファンドに関して参照ファンドの運用会社が実施している投資戦略およびプロセスを

正確に開示しなくなることがあり、その結果、投資者の投資は、投資者が当初予想していたもの以外のリスクにさらされることまたは参照ファンドの英文目論見書に開示されないことがある。

参照ファンド、A I F Mまたは参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインまたは投資制限の遵守の監視は行われない

取締役、参照ファンド、メイプル・フィデューシャリー、参照ファンドの管理事務代行会社、参照ファンドのプライム・ブローカーまたはゴールドマン・サックス・インターナショナルのいずれも、参照ファンド、A I F Mまたは参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインおよび投資制限の遵守を監視しない。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、仕組商品の銘柄および自身のリスク管理のみに関する参照ファンド、A I F Mおよび参照ファンドの運用会社による参照ファンドの投資目的、投資ガイドラインまたは投資制限の遵守のみを監視する。

規制上のリスクー一般

近年、ヘッジ・ファンド業界およびこれに関与するマネージャーの活動に対する法律上および規制上の監視が拡大している。その結果、現在、欧州、米国およびその他の地域において様々な法律上および規制上の構想が存在し、参照ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。規制の拡大は、参照ファンドがどのように運営されるかまたは参照ファンドの運用会社が参照ファンドを運用するかに影響を及ぼすことがあり、また、潜在的な債務に対する参照ファンドのエクスポージャーを増加させることがあり、さらに、参照ファンドの運用会社およびその他のサービス提供者に追加的な義務を課す可能性がある。参照ファンドは、投資者が受け取る純額を減少させる可能性のある法律上、コンプライアンス上およびその他の関連経費の増加を負担しなければならない可能性がある。規制上の変更の影響を予測することは不可能であり、その中には重大で不利なものがある可能性がある。参照ファンドの期間中に生じると予想される法律上、税務上および規制上の変更に加えて、予期せぬ変更が生じる可能性がある。ヘッジ・ファンド、投資顧問会社およびこれらが利用する商品（デリバティブ商品を含むが、これに限られない。）に関する法律上、税務上および規制上の環境は、継続的に発展している。米国ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「改革法」という。）は、2010年7月に施行された。改革法は、結果として、プライベート・ファンドの運用者、これが運用するファンドおよび金融業界全体に影響を与える大規模な規則制定上および規制上の変更をもたらした。改革法に基づき、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）は、投資顧問会社に対する新たな記録および報告要件を義務付けており、これは、参照ファンドの運用会社および参照ファンドの法律上、運用上およびコンプライアンス上の義務のコストを増大させ、参照ファンドの運用会社が投資関連以外の活動に支出する時間を増やす。改革法は、銀行、銀行以外の金融機関、格付機関、モーゲージ・ブローカー、信用組合、保険会社、ペイデイ・レンダーおよびブローカー・ディーラーを含む、参照ファンドが接触するまたは接触する可能性がある広範な市場参加者に影響を及ぼし、参照ファンドの運用会社がその取引相手方と事業を行う方法を変更する可能性がある。改革法は引き続き金融業界全体に影響を与えるため、市場内の不透明感が高まり、ボラティリティを高め、参照ファンドの運用会社が参照ファンドの投資戦略を実行することが困難になる可能性がある。参照ファンド、参照ファンドの運用会社、これらが取引および投資を行う市場、またはこれらが事業を行う取引相手方に適用される規制が、将来どのように変更されるのか（もしあれば）を予測することは不可能である。将来の規制変更が参照ファンドに与える影響は、実質的かつ不利なものとなる可能性がある。投資者は、参照ファンドのビジネスがダイナミックであり、時の経過とともに変化すると予想されることを理解すべきである。したがって、参照ファンドは将来、新たなまたは追加的な規制上の制約を受ける可能性がある。本書は、参照ファンド、参照ファンドの運用会社またはそれぞれのビジネスに影響を及ぼす可能性のある現行もしくは将来の規制のすべてに対処する、またはこれらを予測することはできない。このような規制は、参照ファンドが行う投資の種類を規制し、参照ファンドが一定の金融商品に関して議決権を行使することを妨げ、参照ファンドに対するその投資者その他の身元の開示を要求するなどすることで、参照ファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。

OTC取引の規制上のリスク

過去10年間、2007年から2008年にかけての金融危機を受けて、金融システム全般、とりわけ店頭（OTC）デリバティブ市場の安定性を高めるための国際的な取り組みが行われた。2009年9月、G20首脳は、すべての「標準化された」OTCデリバティブ契約は、取引所または電子取引プラットフォーム（適切な場合）で取引され、中央清算機関を通じて清算されるべきであること、OTCデリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべきであり、中央清算されない契約はより高い資本要件の対象とされるべきであることに合意し、2010年6月にこれを再確認した。米国では、2010年7月に立法化された改革法に、OTCデリバティブ市場を包括的に規制する規定が初めて盛り込まれた。改革法は、銀行、ノンバンク、格付機関、モーゲージ・ブローカー、信用組合、保険会社、ペイデイ・レンダー、ブローカー・ディーラー、清算機関および投資顧問会社を含む広範な市場参加者を対象としている。改革法の主要な規定は、SECおよびCFTCによる規則制定を求めているが、本書の日付現在、これらの規則のすべてが提案または最終決定されたわけではなく、いくつかのケースにおいては、最近最終決定された特定の規則の適用は依然として不確定である。その結果、投資者は将来の規制環境の変化を予想すべきである。当該潜在的な規制上の発展は、参照ファンドまたは一または複数のその潜在的なサービス提供者のコストを増加させ、潜在的に市場流動性を低下させる可能性がある。変更はまた、参照ファンドの運用会社が参照ファンドの投資プログラムを追求し、一定の取引を行う能力に悪影響を与える可能性がある。新しい規則は、コストの増加、高い証拠金、流動性の低下、不利な価格設定、新しい業界の取引文書、オペレーションの構築、既存の顧客契約／ガイドラインの潜在的な修正をもたらす可能性がある。

改革法は、OTCデリバティブの相当部分を規制された取引所または電子取引プラットフォームで執行することおよび規制された清算機関に清算のために提出することを要求している。清算のために提出されるOTCデリバティブは、SECまたはCFTCが定める予想証拠金要件および清算会員自らが要求する証拠金に加え、関連する清算機関によって定められた最低当初および変動証拠金要件の対象となる。規制当局はまた、清算要件の対象ではないOTCデリバティブに当初および日次値洗証拠金要件の両方を課す幅広い裁量権を有しており、現在まで、特定の取引について日次変動証拠金の交換を要求してきた。改革法には、いわゆる「エンドユーザー」に対する清算および証拠金要件の限定的な免除規定が盛り込まれているが、参照ファンドは、当該免除規定に依拠することはできない。清算会員として行為するOTCデリバティブ・ディーラーは、顧客の取引を清算する際に利用する清算機関に一定額の証拠金を差し入れることが義務付けられている。これに対し、清算対象外のOTCデリバティブ取引に参加する際は、従来、OTCデリバティブ・ディーラーは、顧客証拠金をオペレーションに利用することができ、資金調達および収益の源が提供されていた。その結果、一定額の顧客証拠金を清算機関に差し入れるという要件は、ディーラーの費用をさらに増やし、その費用は、より高い報酬およびより不利なディーラー・マークという形で、参照ファンド等の顧客を含む他の市場参加者に転嫁される可能性が高い。また、SECおよびCFTCは、現在二国間ベースで行われているOTCデリバティブ取引所の相当部分を、規制された証券、先物またはスワップ取引所もしくは執行ファシリティを通じて実行することも要求する。当該要件により、参照ファンドを含む投資ファンドがビスポーク取引を行うことがより困難で費用を要するものになる可能性がある。これらは、参照ファンドが本来であれば参加する戦略を不可能にするまたは実施が経済的でなくなる程度まで費用を増やすことがある。改革法では本人対本人ベースで以前締結された多くのOTCデリバティブ取引を規制された清算所に清算のために提出することが要求されるが、参照ファンドが取引する可能性のあるデリバティブの一部は、参照ファンドとそれぞれの取引相手方間の本人対本人ベースのままである場合がある。これらのOTC商品の場合、取引相手方の不履行リスクは大きい可能性があり、これらの市場がほとんど規制されていなかった場合よりも、「ビッド・アスク」スプレッドが広がる可能性がある。改革法は、部分的にはこれらのリスクを軽減することを意図しているが、改革法が完全に施行されてからしばらくの間、この点での成功は明白ではなく、まだ数年かかる可能性がある。改革法の実施によって軽減されない場合、非常に複雑で、参

照ファンドの資産のレバレッジを伴うことがある当該金融商品および手法がもたらすリスクは、(1) 信用リスク(取引相手方の金融債務不履行による損失の可能性に対するエクスポージャー)、(2) 市場リスク(金融資産または商品の価格の不利な動き)、(3) 法的リスク(取引の特性化または当事者が取引を締結する能力により、金融契約が履行不能となり、取引相手方の支払不能または破産により、執行可能な契約権を取得できなくなる可能性がある。)、(4) オペレーショナル・リスク(不適切な統制、不十分な手続き、人的ミス、システム障害または詐欺)、(5) 文書化リスク(不適切な文書化から生じる損失に対するエクスポージャー)、(6) 流動性リスク(デリバティブを中途解約できないことにより生じる損失に対するエクスポージャー)、(7) システム・リスク(ある機関における財政難または主要市場の混乱は、制御不能な金銭的損失を金融システムに引き起こすリスク)、(8) 集中リスク(特定の業界へのエクスポージャーまたは特定の主体に連動するエクスポージャー等の密接に関連したリスクの集中による損失へのエクスポージャー)および(9) 決済リスク(取引の当事者の一方が契約上の債務を履行したが、取引相手方からまだ価額を受け取っていない場合に直面するリスク)を含む。O T Cデリバティブ取引は、規則(E U)第648/2012号、委員会施行規則(E U)第1247/2012号および該当する場合には、E M I Rを補足する各委員会委任規則、および技術基準を規定する各委員会施行規則(その後の改正を含む。)(以下「E M I R」と総称する。)によって規定される。E M I Rは、O T Cデリバティブ取引を行う「金融取引相手方」または「非金融取引相手方」である主体に一定の義務を課す。参照ファンドおよびA I F Mはいずれもケイマン諸島に所在するため、参照ファンドは「域外法人金融取引相手方」に分類され、E M I Rに基づく義務を直接課されることはない。ただし、参照ファンドの取引先がE M I Rに直接従う場合には、その取引先は、E M I Rに基づく義務を履行できるように、参照ファンドの協力を要求する。したがって、参照ファンドは、ポートフォリオ照合、紛争解決およびポートフォリオ圧縮に関して、取引先との間で一定の取決めに同意することを要求される。

ヘッジファンドの規制上のリスクー一般

ヘッジ・ファンドおよびヘッジ・ファンドのマネージャーにとっての規制環境は変化している。参照ファンドに影響を及ぼす法律および規制の変更、またはヘッジ・ファンド、ヘッジ・ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズ、またはヘッジ・ファンドのマネージャーに影響を及ぼす規制の変更は、一般に、参照ファンドがレバレッジを獲得するまたは事業を継続する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、参照ファンドのパフォーマンスおよび参照ファンドの投資主へのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、A I F M Dは、E E A内で管理または設立されたファンドに関連して、また、特定の状況では、E E A内で販売される他のファンドおよびE E A内に所在するマネージャーによって管理されているファンドに関連して、要件を課した。A I F M Dの規定は、(i) 参照ファンドがE E A外に設立され、(ii) 参照ファンドのA I F MがE E A外を拠点とし、(iii) 参照ファンドがE E A内で販売されないまたはE E Aに所在する投資者もしくはE E A内に登記上の事務所を有する投資者に販売されないという前提で、参照ファンドに影響を与えないと予想される。

それにもかかわらず、法律、規制またはその解釈の変更は、法的不確実性をもたらし、コンプライアンスの負担は大きくなり、再編につながる可能性さえある。例えば、法律、規制またはその解釈の変更により、A I F Mは、A I F M Dの意味における「名義のみの事業体(l e t t e r - b o x e n t i t y)」とみなされることになる可能性がある(例えば、もはやA I F Mとみなすることができなくなった場合、参照ファンドの運用会社にその機能を委任したものとみなされるため。)。さらに、参照ファンドが有しないA I F M D準拠商品(汎欧州マーケティング・パスポート等)にも一定の便益がある場合がある。例えば、強固な投資者市場がA I F M D準拠商品について発展する可能性がある。当該便益を活用するために参照ファンドの再編を行うことは、追加費用、より負担の重い業務上の要件、透明性および開示に関する要件の拡大をもたらす可能性がある。

ヘッジファンドの規制上のリスクー米国

参照ファンドは1940年米国投資会社法（その後の修正を含む。）（以下「1940年法」という。）に基づく投資会社として登録されておらず、登録する意図もなく、参照ファンドの投資証券は1933年法または米国の州の法律に基づいて米国で一般に販売する目的で登録されていない。したがって、参照ファンドの投資者は、1933年法、1940年法、C E Aまたは他の米国の州の法律によって与えられる保護を有していない。顧問法に従い、参照ファンドの運用会社は、参照ファンドに関する一定の規制上の義務および遵守義務（参照ファンドの活動に関してS E Cに一定の情報（ポジション情報、参照ファンドのレバレッジの利用および額ならびに取引相手方の信用エクスポージャーを含むが、これらに限られない。）を報告する義務を含むが、これに限られない。）に従うことがある。参照ファンド、参照ファンドの運用会社、これらが取引および投資を行う市場、またはこれらが事業を行う取引相手方に適用される規制の追加変更が将来策定される可能性がある。

本書は、参照ファンドの運用会社、参照ファンドまたはこれらのビジネスに影響を及ぼす可能性のある現行もしくは将来の規制のすべてに対処する、またはこれらを予測することはできない。当該規制は、参照ファンドが行う投資の種類に関する規制、参照ファンドが一定の金融商品に関して議決権を行使することの妨害、参照ファンドに対するその投資者その他の身元の開示を要求するなど、投資者または投資信託に重大な影響を及ぼす可能性がある。

ヘッジファンドの税務上および規制上のリスク

ヘッジ・ファンドの税務上および規制上の環境は変化しており、その変化は、変化がなければ参照ファンドが獲得できたであろうレバレッジを獲得する能力または投資戦略を追求する能力に悪影響を与える可能性がある。さらに、デリバティブおよびその関連商品に関する規制または税務環境も発展しており、政府または司法機関の措置によって変更され、参照ファンドが保有する投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。将来の規制上または税務上の変更による参照ファンドまたは参照ファンドの資産への影響は予測不能である。

郵便物の取扱い

参照ファンドの登録上の事務所で受領される参照ファンド宛ての郵便物は、処理のため参照ファンドが提供した転送先の住所に未開封のまま転送される。参照ファンド、その取締役、役員、アドバイザーまたはサービス提供者（ケイマン諸島において登録上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先の住所への郵便物の配達の遅延について一切責任を負わない。特に、取締役は、自身個人宛ての郵便物（参照ファンドのみに宛てられた郵便物ではない。）のみを、受領し、開封し、または直接処理する。

免責事項

ゴールドマン・サックス・グループは参照戦略、そのメソドロジー、計算、これに含まれるデータもしくは情報、またはこれのもとになっているデータもしくは情報、または参照戦略一般規定および／または参照戦略補足書の品質、正確性および／または完全性を保証せず、参照戦略スポンサーは、本書もしくは上記または第三者もしくはその他の一部に関するあらゆる事象に関連した過誤、不備、遅延または中断に責任を負わない。

参照戦略スポンサーまたは参照戦略計算代理人（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれもいかなる者に対しても（過失によるものか、その他の理由によるかに関わらず）、あらゆる判断または行為（もしくは判断または行為を行わないこと）につき一切の責任を負わない。これには、参照戦略に関する構成要素の修正、差替え、または参照戦略の価値の公表（または参照戦略の価値を公表できないこと）ならびにあらゆる者が参照戦略または参照戦略の価値を設定するための使用を含むがこれに限定されない。

参照戦略の算出に際して、参照戦略計算代理人は、第三者の情報源からデータおよび情報を取得し使用する。参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれも、当該情報を

個別に検証せず、当該データまたは情報の品質、正確性および／または完全性を保証せず、よって、参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれも、参照戦略の品質、正確性および／または完全性を保証しない。参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサーのいずれも（契約、不法行為、その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても、参照戦略の価値、参照戦略の計算、または普及における過誤につき責任を負わず、参照戦略計算代理人もしくは参照戦略スポンサーのいずれも認識した過誤について、いかなる者に対しても助言する義務を負わない。参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれも（A）参照戦略に連動する取引に関連した購入またはあらゆるリスクの引受けの妥当性、（B）特定の日の特定の時間の参照戦略の価値、（C）参照戦略または参照戦略の組入銘柄の運用成績に連動する商品に対する投資者が得る結果、または（D）その他の事項につき明示的か暗示的に関わらず表明または保証しない。

参照戦略に連動する商品の取得を検討している場合、取得前に自身の財務、税務、投資および法律顧問に相談すべきである。参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれも顧問または受託者として行為しない。

参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサー（もしくはその関連会社または子会社もしくはそのそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託者または代理人）のいずれも参照戦略、それに含まれるデータもしくは情報またはこれがもとにしているデータもしくは情報に関連して商品性もしくは特定の目的に対する適切性につき、明示的もしくは暗示的に表明または保証せず、いずれの者もそれぞれ免責される。

参照戦略はストラクチャー化されており、参照戦略の価値は当該戦略に連動するいかなる取引も考慮せずに算出される。参照戦略スポンサーおよび参照戦略計算代理人は、参照戦略の構造化または参照戦略の価値の計算に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はない。

前述の記載のいずれも制限することなく、参照戦略計算代理人または参照戦略スポンサーは（契約、不法行為、その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（利益の損失を含む。）につき、当該損害の可能性を通知されていた場合であっても、責任を負わない。

本免責事項は、かかる除外または制限が法律で認められない場合には、義務を除外または制限するものではない。

参照ファンド等に関する免責条項

参照ファンド、参照ファンドの運用会社、それらの関連会社またはそれらのメンバー、マネージャー、パートナー、取締役、役員もしくは従業員（以下、本項目において「対象当事者」という。）は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負わないものとする。対象当事者は、本書および／またはファンドに関して投資者や第三者に生じた、いかなる直接的、間接的、結果的、または他の損失や利益の損失を含む損害についての責任からも免責される。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関与することもなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者も存在しない。参照ファンドならびに参照ファンドの運用会社および／またはそれらの関連会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではない。

上記の特別の勘案事項の列挙は、ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、ファンドへの投資を決定する前に専門アドバイザーに相談すべきである。

免責条項

参照ファンド、参照ファンドの運用会社、それらの関連会社またはそれらのメンバー、マネージャー、パートナー、取締役、役員もしくは従業員（以下、本項目において「対象当事者」といいます。）は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負わないものとします。対象当事者は、本書および／またはファンドに関して投資者や第三者に生じた、いかなる直接的、間接的、結果的、または他の損失や利益の損失を含む損害についての責任からも免責されます。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関与することもなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者もおりません。参照ファンドならびに参照ファンドの運用会社および／またはそれらの関連会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックする。また、リスク管理部門が、ファンドの法令、投資制限、ガイドラインの遵守状況を確認する。

（注）上記リスクに対する管理体制は、将来変更されることがある。

（３）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

参考情報

〈 ファンドの分配金再投資 純資産価格・年間騰落率の推移 〉

ファンドは、2020年3月31日に運用を開始するため、該当事項はありません。

〈 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較 〉

2015年1月～2019年12月の5年間ににおける年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。（ただし、ファンドは運用開始日が2020年3月31日のため、年間騰落率は算出されません。）



（ご注意）

- 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株……………S&P 新興国総合指数

日本国債……………BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

申込手数料は、課せられない。（ただし、ファンドの発行価格の２％相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社に支払われる。）

② 日本国内における申込手数料

申込手数料は、課せられない。（ただし、ファンドの発行価格の２％相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社に支払われる。）

ファンドの購入時手数料について

- ・投資者は、ファンドの募集時の購入時手数料については直接負担せず、設定後約10年後の応当する買戻日まで、ファンドに対して間接的に後払いする仕組みとなっている。
- ・また、ファンドの発行価格の2.00％に相当する金額の前払販売報酬はファンドの信託期間にわたり償却されるため、投資者のファンド購入代金が当初ファンド投資額となる。
- ・後記「（３）管理報酬等」に記載の販売会社報酬に加え、換金（買戻し）手数料およびファンドの信託期間にわたり償却される前払販売報酬が、ファンドの募集時における販売募集業務、情報提供、またはその他のこれらに付随する業務の対価となる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

管理会社は、以下に従って、ファンドの勘定で計算される買戻し手数料を、買い戻される各受益証券の買戻代金から控除することができる。

下記期間中（両端の日を含む。） の買戻日における買戻し	買戻し手数料
設定日から 2021年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>
2021年４月１日から 2022年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>
2022年４月１日から 2023年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>
2023年４月１日から 2024年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>
2024年４月１日から 2025年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>
2025年４月１日から 2026年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>
2026年４月１日から 2027年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>
2027年４月１日から 2028年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>
2028年４月１日から 2029年３月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>
2029年４月１日から 2030年３月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>

② 日本国内における買戻し手数料

管理会社は、以下に従って、ファンドの勘定で計算される買戻し手数料を、買い戻される各受益証券の買戻代金から控除することができる。日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかからない。

※ 換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合（ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合において、管理会社がファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定したことによりファンドが早期償還される場合を含む。）にもかかる。

下記期間中（両端の日を含む。） の買戻日における買戻し	買戻し手数料
設定日から 2021年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>
2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>
2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>
2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>
2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>
2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>
2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>
2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>
2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>
2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入(申込み)手数料	ありません。 (ただし、ファンドの発行価格の2.00%相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社に支払われます。) ※詳しくは後記「ファンドの購入時手数料について」をご参照ください。	
換金(買戻し)手数料	以下に従って計算される買戻し手数料が買戻される受益証券の買戻代金から控除されます。 日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかかりません。 ※換金(買戻し)手数料は、ファンドが早期償還される場合(ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合において、管理会社がファンドのすべての受益証券を強制的に買戻すことを決定したことによりファンドが早期償還される場合を含みます。)にもかかります。	
	下記期間中(両端の日を含みます。)の買戻日における買戻し	買戻し手数料
	設定日から 2021年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>
	2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>
	2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>
	2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>
	2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>
	2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>
	2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>
	2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>
	2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>
	2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>
信託財産留保額	かかりません。	
ファンドの購入時手数料について ■ 投資者は、ファンドの募集時の購入時手数料については直接負担せず、設定後約10年後の応当する買戻日まで、ファンドに対して間接的に後払いする仕組みとなっています。 ■ また、ファンドの発行価格の2.00%に相当する金額の前払販売報酬はファンドの信託期間にわたり償却されるため、投資者のファンド購入代金が当初ファンド投資額となります。 ■ 次項「ファンドの管理報酬等」に記載の販売会社報酬に加え、換金(買戻し)手数料およびファンドの信託期間にわたり償却される前払販売報酬が、ファンドの募集時における販売募集業務、情報提供、またはその他のこれらに付随する業務の対価となります。		

（３）【管理報酬等】

① 受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドルの、四半期毎に後払いされる、ファンドの発行価格に評価日時時点の発行済受益証券口数を乗じた額（以下「報酬対象額」という。）の年率0.01%の受託報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用は、ファンドの資産から受託会社に返済される。

受託会社報酬は、ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

② 管理会社報酬

管理会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.03%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用は、ファンドの資産から管理会社に返済される。

管理会社報酬は、ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

③ 管理会社業務代行会社報酬

管理会社業務代行会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.04%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、管理会社業務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

管理会社業務代行会社報酬は、ファンドに対する管理会社業務代行業務の対価として支払われる。

④ 管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、最低で年間10,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.10%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

管理事務代行会社報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑤ 保管会社報酬

保管会社は、最低で年間5,000ユーロの、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.05%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

保管会社報酬は、ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑥ サービス支援会社報酬

サービス支援会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.20%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

サービス支援会社報酬は、ファンドに対するサービス支援業務の対価として支払われる。

⑦ 販売会社報酬

日本における販売会社は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.25%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

また、ファンドの発行価格に2020年3月30日現在で発行済の受益証券の口数を乗じた金額の2%の前払報酬が、ファンドにより日本における販売会社に対して2020年3月31日に支払われ、ファンドの存続期間において償却される。

管理会社は、ファンドに関連して日本における販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

販売会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑧ 代行協会員報酬

代行協会員は、毎月後払いされる、報酬対象額の年率0.01%の報酬を、債券満期日または早期償還日（いずれか早く到来する方）まで、ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

（４）【その他の手数料等】

① 設立費用

トラストおよびファンドの設立ならびに受益証券の当初募集に関する費用は、管理会社が別の方法によることを決定しない限り、3会計期間において、償却される。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および販売用資料を含むその他のあらゆる文書の作成および／またはトラストまたはファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含むが、これらに限られない。

費用は、随時調整されることがある。

② 仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

③ その他の運営費用

受託会社、管理会社、管理会社業務代行会社、サービス支援会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および／または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用等を含む。ファンドの設定時には予期されず受益証券の発行手取金から控除されなかった費用はファンドが負担する。このようなファンドの設定時には予期されなかった費用は、ファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%（満期時目標償還水準）を確保することを困難とするおそれがある。ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負う場合がある。

投資先債券関連費用

ファンドは、投資先債券の投資者として、投資先債券に関する報酬および費用を負担する。

参照ファンドの報酬等

以下は、参照ファンドへの投資に関連する報酬の概要である。

本債券への投資は、参照ファンドへの想定上の投資のパフォーマンスに連動するリターンを投資者に提供するものであり、以下に記載されるとおり、参照ファンドのサービス提供会社に関連する報酬およびその他の経費の影響を受ける。

オルタナティブ投資ファンド運用者（A I F M）報酬

参照ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下、本項目において「A I F M」という。）は、ファンドから年次報酬（以下、本項目において「A I F M報酬」という。）を受領する権利を有する。A I F M報酬は、ファンドの月末純資産価額の0.04%の12分の1として毎月計算される。A I F M報酬は、米ドル建てで、毎月発生し、四半期毎に後払いで支払われる。A I F M報酬は、年次最低報酬の対象となる。

投資運用報酬

参照ファンドの運用会社は、持分クラスの純資産価額（解約および申込みの相殺後、運用報酬の控除前）の運用報酬料率（すなわち1%）（参照ファンドの管理事務代行会社により計算される。）に相当する運用報酬を受領する。運用報酬は、計算日における各持分クラスの持分純資産価格に基づき日々計算され、毎月後払いで支払われる。計算日が参照ファンドの営業日（以下「参照ファンド営業日」という。）でない場合は、当該日に係る運用報酬は、当該参照ファンド営業日における各持分クラスの持分純資産価額に基づき翌参照ファンド営業日に計算される。

成功報酬

さらに、参照ファンドの運用会社は、以下のとおり、持分クラスの持分に対する各個別の申込みに関して、適用ある期間にわたって発生した新規取引利益（以下に定義する。）の20%に相当する成功報酬総額（以下、本項目において「成功報酬」という。）を受領する権利を有する。

成功報酬は、持分の各申込みにつき、当該持分の持分1口当たり持分クラス純資産価額が成功報酬期間の終了時に当該持分の基準NAV（以下に定義する。）を上回った場合または持分クラスに含まれる持分の買戻時に、買い戻される持分の持分1口当たり持分クラス純資産価格が買い戻される持分の基準NAVを上回った場合にのみ支払われるものとする（按分計算される。）。新規取引利益は、それまでに支払われた成功報酬によって減額されない。成功報酬は、米ドルで計算され、支払われるものとし、各期間の末日に計算され、後払いで支払われるものとする。

ミューチュアリゼーション効果：成功報酬は、個別申込みのハイ・ウォーターマークを考慮して計算される。ただし、成功報酬は、持分クラス全体によって支払われる。持分クラス純資産価額は、個別の申込みににかかわらず、成功報酬総額を反映する。

純資産価格を決定できない場合：参照ファンド管理事務代行会社が持分1口当たり純資産価格を何らかの理由で決定できない場合、運用報酬または成功報酬（適用ある場合）、取締役により合意される代替日における持分1口当たり純資産価格を参照して、または合意ができない場合には、参照ファンド管理事務代行会社が直近で持分クラス純資産価額を計算することができた営業日における持分1口当たり純資産価格を参照して、生じるものとする。ただし、運用報酬または成功報酬は、参照ファンド管理事務代行会社が次に持分1口当たり純資産価格を決定することができる営業日まで支払われないものとする。

新規取引利益：各持分クラスに関連する成功報酬期間について、当該成功報酬期間中の参照ファンドの取引から生じる持分クラス純資産価額（取引の仲介費用および関連する取引費用、維持費の控除後、適用ある報酬上限の足し戻し後、ならびにAIFM報酬および運用報酬の控除後）の増加額（もしあれば）を意味する。

基準NAV：ある持分クラスの申込みに関して、（i）申込時の関連する持分クラスの持分クラス純資産価額および（ii）当該申込み後かつ成功報酬が計算される成功報酬期間より前の成功報酬期間の終了時に達成された関連する持分クラスの最高持分クラス純資産価額のうちいずれか大きい方を意味する。

運営費用

参照ファンドは、様々な運営費用について支払債務を負う。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

報酬対象額^{*}の年率0.69%（ただし、受託会社報酬の最低報酬額として年間15,000米ドル、管理事務代行会社報酬と保管会社報酬の最低報酬額として合計年間15,000ユーロがかかります。）およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。
 （※ファンドの発行価格に評価日時時点の発行済受益証券口数乗じた額を意味します。）

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理会社報酬	管理会社	ファンドに対する管理業務	報酬対象額の年率0.03%（毎月後払い）
受託会社報酬	受託会社	ファンドに対する受託業務	報酬対象額の年率0.01%（ただし、最低報酬額として年間15,000米ドルがかかります。）（毎四半期後払い）
管理会社業務代行会社報酬	管理会社業務代行会社	ファンドに対する管理会社業務代行業務	報酬対象額の年率0.04%（毎月後払い）
管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.10%（ただし、最低報酬額として年間10,000ユーロがかかります。）（毎月後払い）
サービス支援会社報酬	サービス支援会社	ファンドのサービス支援業務	報酬対象額の年率0.20%（毎月後払い）
保管会社報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.05%（ただし、最低報酬額として年間5,000ユーロがかかります。）（毎月後払い）
販売会社報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.25%（毎月後払い）
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.01%（毎月後払い）

その他の費用・手数料

①設立費用
 トラストおよびファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、受託会社により別の方法が適用されると決定されない限り、申込期間が終了した後、最初のファンド営業日からファンドの第3会計期間の終了時までの期間において、償却されます。

②仲介手数料
 有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁します。

③その他の運営費用
 ファンドはその事業活動に付随するすべての費用（受託会社、管理会社、管理会社業務代行会社、サービス支援会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社が自らの費用で提供する、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器に関する費用を除きます。）を負担します。
 かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、管理費用、トラスト、管理会社および／または受託会社に適用される法令または規則に基づき必要とされる受益者の利益のために必要な言語による受益者向けの通知の作成、決算、簿記および純資産価額の計算に必要とされる費用、受益者向け通知の作成・配布費用、弁護士費用、監査人費用、トラストもしくはファンドが支払うべき資産、所得、手数料、費用に課せられるすべての租税、受益証券の募集または販売により直接生じる費用を含むその他の一般管理費、利息、借入れに伴うコミットメント・フィー、源泉徴収税その他の租税、受益者または潜在的投資者との通信費用等を含みます。
 ファンドの設定時には予期されず受益証券の発行手取金から控除されなかった費用はファンドが負担します。
 ファンドは他の投資会社への投資に関して申込み手数料および買戻し手数料を支払うことがあります。ファンドは、組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがあります。
 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。

上記のほか、ファンドの発行価格に対し2.00%に相当する金額の前払販売報酬が、ファンドの信託期間にわたって償却されます。
 上記、管理会社報酬から代行協会員報酬までの各報酬は、設定日から投資先債券満期日までの期間（以下「報酬計算期間」といいます。なお、報酬計算期間は設定日および投資先債券の満期日を含みます。）中に支払われます。

投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用および控除率

控除率	参照戦略の収益率を計算する際、年率0.50%の控除率が控除されます。
その他	参照戦略の収益率を計算する上での基礎となる参照ファンドの水準は、アセット・サービシング・コストを控除したものです。また、参照ファンドの水準を算出する際の要素である参照ファンドの純資産価格は、当該参照ファンドにかかるオルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)報酬、投資運用報酬、成功報酬その他費用を控除して計算されます。これらの詳細につきましては、請求目録見書をご参照ください。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記②はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

① 日本

2020年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。））。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（ニ）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（ホ）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、トラストに関する受託会社による、またはトラストに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、トラストに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、トラストの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律はトラストを構成する資産もしくはトラストに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してトラストの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下「U S I G A」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するO E C D基準—共通報告基準（以下「C R S」といい、U S I G Aとあわせて「A E O I」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

U S I G AおよびC R Sの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「A E O I規則」と総称する。）。A E O I規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、U S I G AおよびC R Sの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、A E O I規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のA E O I制度に関して「非報告金融機関（関連するA E O I規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはC R Sに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、A E O I規則のすべての要件を遵守することを意図している。

A E O I規則により、ファンドおよび／またはサブ・ファンドは、特に、（i）（U S I G Aに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「G I I N」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「I R S」という。）に登録すること、（ii）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（iii）C R Sに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（iv）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（v）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はI R S）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

投資を予定する者は、自身が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に、それぞれの法域における法律（とりわけ特に米国の税制）に基づき、受益証券の購入、保有および買戻しに関して決定される税務上またはその他の影響について、相談すべきである。

ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対して課される可能性のある源泉徴収税の詳細については、米国税に関する開示も参照のこと。

ファンドおよび／もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに／またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび／またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

③ その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、ファンドはファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負う可能性がある。

5【運用状況】

ファンドは、2020年3月31日に運用を開始する予定であり、本書の日付現在、運用実績はない。

（１）【投資状況】

該当事項なし。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項なし。

②【投資不動産物件】

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

（３）【運用実績】

該当事項なし。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項なし。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

① 手続

受益証券は、申込人が購入を希望する受益証券の口数または価額を明記して購入申込通知を完成させ、管理事務代行会社へ送付することにより、購入することができる。購入申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。ただし、かかる購入申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう完成された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

② 申込期間

申込期間において、受益証券1口当たり100米ドルで受益証券を申し込むことができる。

申込期間は、2020年3月2日に開始し、2020年3月27日に終了する（以下「申込期間」という。）。申込期間において申し込まれた受益証券は、2020年3月31日までに購入申込通知に関する申込代金が保管会社により直ちに利用可能な資金として受領されることを条件として、2020年3月30日に発行される。

管理会社は、理由の如何を問わず、受益証券の当初申込みを終了することを決定することができる。

申込期間における受益証券の申込者は、2020年3月30日の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに、記入済みの申込書を、管理事務代行会社が申込者の身元および申込代金の支払の源泉を確認することができる付属書類と併せて、管理事務代行会社へ送付しなければならない。

上記の適用される支払期限までに決済資金の全額の支払いが受領されない場合、管理会社は（受託会社と協議の上で）、（申込者が支払期限までに支払わなかったことに関する請求を放棄しないで）関連する受益証券を取り消すことができる。受益証券の取消により、受益証券は初めから発行されなかったものとして扱われ、かかる受益証券の申込者は、かかる取消につき、管理会社または受託会社に対し請求する権利を一切有しない。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から支払われなければならない。第三者による支払は認められていない。

受益証券の端数は発行されない。

受託会社または管理会社は、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶することを決定することができる。申込みが拒絶された場合、受託会社は、振込元の口座に無利息で受領された申込金を返金する。受託会社、管理会社、管理事務代行会社ならびに適式に選任されたそれぞれの代理人および受託者のいずれも、受益証券の申込みの拒絶の結果として被る損失につき当該申込者に対し責任を負わないものとする。

管理事務代行会社により一旦受領された記入済みの申込書は、特定の場合において管理会社が別途決定する場合を除き、撤回することはできない。管理事務代行会社は、記入済みの申込書、を受領した後、申込みが完了した申込者に対し所有権確認書を発行する。

純資産価額は、2020年3月31日に最初に計算される。

③ 最低申込金額

申込者ごとの受益証券に対する最低申込単位は、1口以上1口単位とする。端数の受益証券は発行されないものとする。

④ 申込手数料

該当事項はない。

⑤ 継続申込み

申込期間終了後、受益証券の申込みは行われない。

⑥ 適格投資家

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

識別されたまたは識別され得る自然人（データ主体）に関するすべての情報は（疑義を避けるために付言するならば、販売会社の代表者または正式な署名者に関する情報、申込書または受益者登録簿に記載された情報、管理会社との取引および／または受託会社とのファンドへの投資経路による取引を通じて追加的に収集された情報を含む。）、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移転に関する、および95/46/EC指令を廃止する2016年4月27日付EU規則2016/679（EU一般データ保護規則）に従ってデータ管理者として行為する管理会社によって、および／またはケイマン諸島の2017年データ保護法に従ってデータ管理者として行為する受託会社によって、ならびに個人データの保護に関して適用される法令または規制に従って、個人データとして処理される。管理会社および／または受託会社によるファンドに関する個人データの処理についての情報は、管理会社および／または受託会社宛に請求することにより入手可能である。

⑦ ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリングの防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、受益者に対して買戻代金もしくは分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社もしくはAML担当者による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金もしくは分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（随時改正される。）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（随時改正される。）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

CIMAは、ファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則の規定の違反に関してファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したファンドの取締役もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を課す裁量的権限を有する。ファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、ファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担する。

⑧ ルクセンブルグのマネー・ロンダリング防止規則

ルクセンブルグに所在する管理会社および管理事務代行会社は、常にルクセンブルグのマネー・ロンダリング／テロ資金供与防止（AML／CFT）法令を遵守しなければならない。上記のプロセスおよびルクセンブルグの法律に基づき適用されるその他のプロセスに加え、ルクセンブルグのAML／CFT適用法令に基づき、当局への報告義務が適用される。

⑨ マネー・ロンダリング防止責任者

SNIF@smbcnikko-ifmc.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のトラストに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

⑩ 制裁

ファンドの受益証券は販売会社および／または販売取扱会社を通じてのみ販売されるという事実により、販売会社および／または販売取扱会社は、管理会社に対し、申込者および受益者（および、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、実質所有者、管理者または授權された者（以下、本項において「関係者」という。）（もしあれば））が（i）米国財務省海外資産管理局（以下「OFAC」という。）によって維持されている、またはEUおよび／または英国の規則（後者は、制定法によりケイマン諸島に適用されるため）に基づく制裁対象企業または個人のリストに氏名（名称）が掲載されていないこと、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって課せられた制裁の対象である国もしくは領土に事業拠点を置いていないこと、またはかかる国もしくは領土を本拠地としていないこと、または（iii）国際連合、OFAC、EUまたは英国によって課せられた制裁（英国によって課せられた制裁は、制定法によりケイマン諸島に適用される。）の対象（以下「制裁対象」と総称する。）でないことを継続的に表明することが要求されている。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象になった場合、受託会社または管理会社は、申込者に通知することなく、申込者が制裁対象でなくなるまで、またはかかる取引を継続するために適用法に基づく許可が取得されるまで、申込者との追加の取引および／または申込者のトラストの持ち分に関する取引を直ちに停止することが要求される可能性がある（以下「制裁対象者事象」という。）。受託会社ならびに管理会社、名義書換機関、販売者および副販売者または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事象により申込者が被ったあらゆる負債、費用、経費、損害および／または損失（直接または間接の損失、利益の喪失、収益の損失、評判の低下およびあらゆる金利、課徴金、法的費用、ならびにその他のあらゆる専門家費用および経費を含むがこれらに限定されない。）に対する責任を一切負わないものとする。

⑪ 所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。表明、包含、解釈された信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社へ送付する。

管理事務代行会社は、ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一名の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社へ通知しなければならない。

⑫ その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止されることがある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に登録された自身の情報に変更（投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。）があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に通知するとともに、かかる変更に関

係して日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社（場合による。）に提出しなければならない。

⑬ 譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、（i）受益証券を適格投資家に譲渡すること、（ii）譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および（iii）管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

（２）日本における販売

日本においては、本書「第一部 証券情報、（７）申込期間」記載の申込期間に日本における販売会社により取扱いが行われる。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

申込期間終了後、受益証券の販売は行われない。

前記「（１）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し

① 買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。

受益証券は、受益者の判断により最終買戻日までの各買戻日において買戻しのために提出することができる。

受益者は、適用される買戻日から起算して1ファンド営業日前のファンド営業日午前10時（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社が受領するように記入済みの買戻通知を、管理会社または管理事務代行会社により要求されるその他の情報と併せて送付しなければならない。そうでない場合、買戻通知は翌買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格により買い戻される。

受益者は、管理会社が別途同意しない限り、提出した買戻通知を撤回することはできない。

受益者が買戻日において買戻しに供することができる受益証券の最低口数は、1口とする。いずれの買戻日においても、1口以上1口単位（または管理会社が例外的な状況の下において決定するそれよりも少ない整数口数）で追加的に受益証券の買戻しを請求することができる。

管理事務代行会社が買戻通知を受領した場合、管理会社は、かかる買戻通知の対象となる受益証券の買戻しの資金を調達するために管理会社業務代行会社に通知書を提出する。投資先債券の流通市場に関しては、前記「3. 投資リスク、（1）リスク要因、投資先債券に関するリスク」を参照のこと。

受益証券1口当たり買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格から下記の買戻し手数料を控除した金額である。日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかからない。

下記期間中（両端の日を含む。） の買戻日における買戻し	買戻し手数料
設定日から 2021年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>
2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>
2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>
2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>
2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>
2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>
2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>
2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>
2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>
2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>

買戻し手数料は、ファンドにより保有される。

② 買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社はその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、i) 管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日もしくはファンドの純資産価額の計算を延期するか、または、ii) 買い戻される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済みの受益証券の割合または金額に制限する（その場合、受益者の請求は比例して縮減され、残りはその後の買戻日において、後の買戻日に関して受領される買戻通知に優先して買い戻される。）かを、選択することができる。

純資産価額の算定が一時停止決定されている期間中は、受益証券の買戻しは行われない（詳細については「純資産価額の計算の一時停止」の項参照）。

管理会社は流動性管理システムを用い、トラストの流動性リスクを監視する手法を実施し、トラストのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

③ 買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日後6ファンド営業日目（もしくは6ファンド営業日目までに決済することができない場合には決済が可能となり次第）または管理会社が随時決定するその他の日までに行われるものとする。

支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で基準通貨で直接振込によって行われる。買戻代金に支払前の利息は付されないものとする。

④ 強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1ファンド営業日前から5ファンド営業日前までの間にファンドの受益者の一部または全員に書面により通知することにより、それまでに買戻しが行われていないファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

(イ) ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。

(i) いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者（その結果として、ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。）、

(ii) 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または

(iii) ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。

(ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たない場合。

(ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するファンドの受益証券の口数が、本書に定めるファンドに関して要求される最低の口数（もしあれば）に満たなくなった場合。

(ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額（もしあれば）を下回ることになる場合。

- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドもしくはファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込代金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、ファンドまたはファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記（イ）の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

（２）日本における買戻し

受益証券は、受益者の判断により各買戻日において買戻しを申し込むことができる。

受益者は、換金申込締切日（各買戻日の１ファンド営業日前。当該日が取扱休業日である場合はその直前の（取扱休業日に該当しない）ファンド営業日）の午後３時（日本時間）までに、日本における販売会社を通じ、管理会社に対し買戻しを請求することができる。ただし、国内営業日がファンド営業日でない場合およびファンドの償還日には、買戻しの申込みを行うことはできない。

（注）「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいう。

日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、国内約定日（通常、買戻日から１ファンド営業日後の翌国内営業日）から起算して８国内営業日目以降に行われる。

（注）ファンドの早期償還に伴い取り消された換金（買戻し）請求については、上記と異なる取扱いとなる場合がある。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【スイッチング手続等】

ファンドの受益証券について、トラストの他のサブ・ファンドの受益証券との間でスイッチングを行うことはできない。

4【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価額の決定

管理会社は、ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。

各評価日現在のファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

（イ）最初に、ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）の裁量により、為替取引に関連する資産または負債を除く。）を配分する。

（ロ）次に、資産または負債の増減分（為替取引を含むが、これに限定されない。）を配分する。

（ハ）最後に、ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額（もしあれば）を除外する。

ファンド（または場合によりファンドのクラスもしくはシリーズ）のすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。したがって、ファンド（または場合によりファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

（イ）最初に、ファンド（または場合によりファンドのクラスもしくはシリーズ）の純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のファンド（または場合によりファンドのクラスもしくはシリーズ）の発行済受益証券の総数で除す。

（ロ）次に、関連する英文補遺目論見書または補遺信託証書に別途の記載がなされない限り、四捨五入して小数第2位（すなわち、セントの単位）まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるファンドの純資産価額のすべての算定は、ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、またはファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

（イ）集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価額（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価額）で評価する。

- (ロ) 金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選んだ金融商品取引所の評価日における最新の市場価格（関連する英文補遺目論見書または補遺信託証書において規定される始値または終値）で評価する。
- (ハ) 金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。
- (ニ) ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。
- (ホ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。
- (ヘ) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。
- (ト) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社がその裁量により誠実に評価する。
- (チ) 上記の評価方法は、管理事務代行会社と協議した上での管理会社の裁量に基づき、資産の市場価値を反映させるために変更することが望ましい場合、その限度で変更される場合がある。

上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。

- (イ) 発行することに合意したすべてのファンドの受益証券は発行済みとみなされ、ファンドの信託財産は発行することに合意したファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入（もしくは取得）または売却（もしくは処分）することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適式に完了したものとして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用（上記に該当するものを除く。）およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

ファンドの純資産価額は、各評価日において、投資先債券およびファンドのその他の資産の価値に基づき、基本信託証書の規定に従い、計算される。

投資先債券計算代理人は、各計算日時点の投資先債券の評価を提供する。評価は、投資先債券計算代理人により、アセット・スワップに関する店頭デリバティブの商業実務に従い決定される。計算を行う際、投資先債券計算代理人は、担保債券に関する実際の時価を考慮する。当該評価は、第三者のディーラーによる気配値よりも高額または低額となる可能性のある、独自のモデルおよびデータ・インプットに基づく。当該評価は、多くの要素を反映し、予測することは困難であり、当初発行価格よりも高額または低額となる可能性がある。

② 純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、ファンド（またはファンドのクラスもしくはシリーズ）に関する受益証券1口当たり純資産価格の計算（および適用される評価日）、受益証券の発行、買戻しおよび／またはスイッチング（もしくは適用される買戻日）、（評価日もしくは買戻日が停止もしくは延期されない場合であっても）買戻代金の支払を、その全部または一部について、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止するか延期することができる。

- （イ）ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- （ロ）緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- （ハ）ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- （ニ）投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- （ホ）ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または受託会社を代理する管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

（２）【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が交付される。

（３）【信託期間】

後記「（５）その他 ② トラストまたはファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2030年３月29日に終了する予定である。ファンドは2020年３月31日に運用を開始する予定である。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年２月の最終暦日に終了する。

（５）【その他】

① 発行限度額

ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

② トラストまたはファンドの解散

ファンド（または場合によりトラスト）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

（イ）ファンド（もしくは場合によりトラスト）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合

（ロ）受益者が、ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合

（ハ）基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時

（ニ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合

（ホ）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合

（ヘ）受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合

また、ファンドは、受益証券の発行口数が10万口を下回った場合および／または信託証書に規定される所定の事由が生じた場合、償還される場合がある。

ファンドが終了する場合には、受託会社は、ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

③ 信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定または追加することができる。

管理会社または受託会社が、

- (i) かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または
- (ii) かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により（法的拘束力の有無にかかわらず）必要であると判断すること

を書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはファンド決議（場合による。）の承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理会社業務代行契約

管理会社業務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理会社業務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

サービス支援契約

サービス支援契約は、一方当事者から他方当事者に対し、30日以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

サービス支援契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利を行使する。

受益者の有する権利は次の通りである。受益証券の買戻しおよびファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

① 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

② 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

③ 残余財産分配請求権

トラストまたはファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

④ 受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。トラストの信託証書は、投資方針および投資制限やトラストのサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、トラストのサブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）当該サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し当該サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、トラストのサブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、管理会社業務代行会社、サービス支援会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、受託会社、トラストの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたトラストもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- ① 管理会社またはトラストに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- ② 日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

本書の日付現在、ファンドの財務書類はまだ作成されていない。トラストおよびファンドの会計監査は、デロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）が行う。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

① 受益証券の名義書換

ファンドの受益証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

② 受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産価額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

③ 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、ファンドも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

ファンドは、FATCAを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡の登録を拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億6,733万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,451円）の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

（2）会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名（取締役であることを要しない。）を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により招集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならない。審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができる。その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。

取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらずUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、AIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（管理会社業務代行会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつファンドの信託証書に基づきまたはファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド法および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド法に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド法に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2019年12月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される8本の投資信託を運営および管理している。

(2019年12月末日現在)

分類	内訳
----	----

A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て： 3,437,749,451米ドル ユーロ建て： 6,703,583ユーロ 日本円建て： 1,273,534,611,255円 豪ドル建て： 2,411,887,207豪ドル ニュージーランド・ドル建て： 754,580,081ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： 61,640,330カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、6本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.53円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
－その他の付帯設備、用具および備品	3	－	－	7,133	874
流動資産					
－債権					
売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	4	950,429	116,456	8,148,808	998,473
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	152,624	18,701	173,576	21,268
－預金および手許現金		8,718,219	1,068,243	9,424,307	1,154,760
前払金		59,894	7,339	60,731	7,441
資産合計		9,881,166	1,210,739	17,814,554	2,182,817
負債					
資本金および準備金					
－払込資本金	5	5,446,220	667,325	5,446,220	667,325
－準備金					
法定準備金	6	214,772	26,316	127,699	15,647
その他の積立金	7	1,445,530	177,121	2,291,131	280,732
		1,660,302	203,437	2,418,830	296,379
－当期損益		1,776,405	217,663	1,741,473	213,383
		8,882,927	1,088,425	9,606,522	1,177,087
引当金					
－納税引当金	8	756,072	92,642	822,153	100,738
－その他の引当金	9	115,443	14,145	102,456	12,554
		871,515	106,787	924,609	113,292
非劣後債務					
－買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		126,724	15,527	90,154	11,047
－その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	－	－	7,193,269	881,391
		126,724	15,527	7,283,423	892,438
負債合計		9,881,166	1,210,739	17,814,554	2,182,817

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	14,117,836	1,729,858	25,500,232	3,124,543
人件費					
給与および賃金		1,003,366	122,942	722,355	88,510
給与および賃金に係る社会保障費		104,573	12,813	79,819	9,780
補足年金費用		25,726	3,152	20,262	2,483
その他の社会保障費		97,430	11,938	51,402	6,298
		1,231,095	150,846	873,838	107,071
その他の営業費用	12.1	253,090	31,011	215,246	26,374
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		5,840	716	2,983	366
		15,607,862	1,912,431	26,592,299	3,258,354
法人所得税	8	622,870	76,320	610,590	74,816
前勘定科目に表示されていない その他の税金		—	—	—	—
当期利益		1,776,405	217,663	1,741,473	213,383
費用合計		18,007,136	2,206,414	28,944,362	3,546,553
収益					
純売上高	11.1	17,935,667	2,197,657	28,868,642	3,537,275
その他の営業収益	12.2	71,469	8,757	75,720	9,278
その他の利息およびその他の財務収益					
その他の利息および類似財務収益		—	—	—	—
		18,007,136	2,206,414	28,944,362	3,546,553
当期損失		—	—	—	—
収益合計		18,007,136	2,206,414	28,944,362	3,546,553

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート

2019年3月31日現在

（単位：ユーロ）

	注	2019年3月31日		2018年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	—	—	—	—

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

SMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUC I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」ということがある。）の第125－2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙I（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2019年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムII（「QMS II」）、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
内訳：						
一家具、付帯設備	7,264	7,264	(6,020)	(7,264)	1,244	—
ーオフィス設備	26,619	26,619	(20,730)	(26,619)	5,889	—
	33,883	33,883	(26,750)	(33,883)	7,133	—

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

一家具、付帯設備	20%
ーオフィス設備	50%

注４．債権

2019年３月31日および2018年３月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

注５．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注６．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも５％を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10％に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2018年度の利益に関しては、87,073ユーロが積立てられた（2017年度の利益に関しては、55,160ユーロ。）。

注７．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2018年３月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,133	1,741,472
損益の繰入額	—	87,073	1,414,248	240,150	1,654,398	(1,741,472)
分配済み配当金			(2,500,000)		(2,500,000)	
当期損益	—	—	—	—	—	1,776,404
2019年３月31日現在残高	5,446,220	214,772	908,980	536,550	1,445,530	1,776,404

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2017年３月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197
損益の繰入額	—	55,160	851,037	197,000	1,048,037	(1,103,197)
当期損益	—	—	—	—	—	1,741,473
2018年３月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,131	1,741,473

当社は、施行された税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の５倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、５年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金－1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。

注9．その他の引当金

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	115,443	98,751
未払付加価値税（VAT）に対する引当金	—	251
優先債権者に対する引当金（社会保障）	20,765	—
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	—	3,454
	<u>136,208</u>	<u>102,456</u>

注10．その他の債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	—	4,915,922
未払販売報酬	—	2,277,347
	<u>—</u>	<u>7,193,269</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用**11.1 純売上高**

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	17,935,667	28,861,804
弁護士報酬	—	6,838
	<u>17,935,667</u>	<u>28,868,642</u>

2019年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）－エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ－アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ－アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ－日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSMから、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ－ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ－ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）（これらの2つのシ

リーズ・トラストは2018年8月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズーキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(このシリーズ・トラストは2019年1月31日付で償還した。)、プレミアム・ファンズーヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズーグローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズーシュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズーグローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズーグローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズーウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラストー日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラストーグラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラストーヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラストー日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズー日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズー日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラストー日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラストーワールド・ハイブリッド・セキユリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラストー米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、(i) シリーズ・トラストの当初発行価格に(ii) 関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

2018年9月末まで、当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。2018年10月1日以降、年次管理報酬は、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.03%である。日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの1つ(日興グローバル・ファンズー日本債券ファンド)が、2018年10月31日付で償還した。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費

用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	13,817,735	25,174,016
その他の費用	300,101	326,216
	<u>14,117,836</u>	<u>25,500,232</u>

2018年9月30日まで、当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社（以下「IM」および「販売会社」という。）に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年9月30日に終了した半期において13,820,085.19ユーロおよび2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロであった。

2018年10月31日まで、日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り（以下「JGB利回り」という。）の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。（かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり）利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、（0.35%ではなく）純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、（0.32%ではなく）0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	253,090	215,246
	<u>253,090</u>	<u>215,246</u>

12.2 その他の営業収益

	2019年3月31日	2018年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	32,486	27,093
SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	11,700	11,700
凍結ファンドに関する評価調整の償却	—	35,679
過年度からの税金の払戻し	24,964	—
その他	<u>2,319</u>	<u>1,248</u>

71,469

75,720

注13. 従業員および取締役**13.1 取締役**

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
取締役	4	4

13.2 就業者

2019年3月31日および2018年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2019年3月31日	2018年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	2	3
従業員	3	3
	7	8

注14. 後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2019****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	-	7 133
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	950 429	8 148 808
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	152 624	173 576
- Cash at bank and in hand		8 718 219	9 424 307
Prepayments		<u>59 894</u>	<u>60 731</u>
Total assets		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	214 772	127 699
other reserves	7	<u>1 445 530</u>	<u>2 291 131</u>
		1 660 302	2 418 830
- Profit or loss for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
		8 882 927	9 606 522
Provisions			
- Provisions for taxation	8	756 072	822 153
- Other provisions	9	<u>115 443</u>	<u>102 456</u>
		871 515	924 609
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		126 724	90 154
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>
		<u>126 724</u>	<u>7 283 423</u>
Total liabilities		<u>9 881 166</u>	<u>17 814 554</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the year ended March 31, 2019****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2019 EUR	March 31, 2018 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	14 117 836	25 500 232
Staff costs			
- Salaries and wages		1 003 366	722 355
- Social security on salaries and wages		104 573	79 819
- Supplementary pension costs		25 726	20 262
- Other social costs		<u>97 430</u>	<u>51 402</u>
		1 231 095	873 838
 Other operating charges	12.1	253 090	215 246
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>5 840</u>	<u>2 983</u>
		15 607 862	26 592 299
 Income tax	8	622 870	610 590
Other taxes not included in the previous caption		<u>-</u>	<u>-</u>
 Profit for the financial year		<u>1 776 405</u>	<u>1 741 473</u>
Total charges		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
 INCOME			
Net turnover	11.1	17 935 667	28 868 642
Other operating income	12.2	71 469	75 720
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		<u>-</u>	<u>-</u>
		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>
 Loss for the financial year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total income		<u>18 007 136</u>	<u>28 944 362</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2019****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
		EUR	EUR
Assets held for third parties		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2019, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
of which:						
-furniture, fixture and fittings	7 264	7 264	(6 020)	(7 264)	1 244	-
-office arrangements	26 619	26 619	(20 730)	(26 619)	5 889	-
	<u>33 883</u>	<u>33 883</u>	<u>(26 750)</u>	<u>(33 883)</u>	<u>7 133</u>	<u>-</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2019 and March 31, 2018 represent management fees receivable.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 87 073 was made in respect of the profit of 2018 (EUR 55 160 in respect of the profit of 2017).

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2018	5 446 220	127 699	1 994 731	296 400	2 291 133	1 741 472
Allocation of the result	-	87 073	1 414 248	240 150	1 654 398	(1 741 472)
Dividend distributed			(2 500 000)		(2 500 000)	
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 776 404
Balance at March 31, 2019	<u>5 446 220</u>	<u>214 772</u>	<u>908 980</u>	<u>536 550</u>	<u>1 445 530</u>	<u>1 776 404</u>
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2017	5 446 220	72 539	1 143 694	99 400	1 243 094	1 103 197
Allocation of the result	-	55 160	851 037	197 000	1 048 037	(1 103 197)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 741 473
Balance at March 31, 2018	<u>5 446 220</u>	<u>127 699</u>	<u>1 994 731</u>	<u>296 400</u>	<u>2 291 131</u>	<u>1 741 473</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet and tax advances are recorded under “Other receivables becoming due and payable within one year” in the balance sheet.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Provision for general expenses	115 443	98 751
Provision for VAT payable	-	251
Provision for preferential creditors (social security)	20 765	-
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	-	3 454
	<u>136 208</u>	<u>102 456</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2019 and March 31, 2018 are analysed as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory fees payable	-	4 915 922
Distribution fees payable	-	2 277 347
	<u>-</u>	<u>7 193 269</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Management fees	17 935 667	28 861 804
Legal Commission	-	6 838
	<u>17 935 667</u>	<u>28 868 642</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2019 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged) (these two series trusts terminated on 31st August 2018), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund (this series trust terminated on 31st January 2019), Premium Funds – European High Yield, Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds - Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds and until end of September 2018 an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total. As from 1st October 2018, the annual management fee is 0.03% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. One of the series trusts of Nikko Global Funds (Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund) was terminated on 31st October 2018.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	13 817 735	25 174 016
Other expenses	<u>300 101</u>	<u>326 216</u>
	<u>14 117 836</u>	<u>25 500 232</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the "IM" and the "Distributor") until September 30, 2018. The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR13,820,085.19 during the half year ended September 30, 2018 and EUR 25 174 016 during the full year ended March 31, 2018.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)**

Until October 31, 2018, for Nikko Global Funds - Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the "JGB Rate"), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>
	<u>253 090</u>	<u>215 246</u>

12.2 - Other operating income

	March 31, 2019	March 31, 2018
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	32 486	27 093
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 700
Write-off value adjustment on frozen funds	-	35 679
Reimbursement tax from previous years	24 964	-
Other	<u>2 319</u>	<u>1 248</u>
	<u>71 469</u>	<u>75 720</u>

Note 13 - Staff and directors**13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Directors	4	4

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2019 (continued)****13.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2019 and March 31, 2018 was as follows:

	March 31, 2019	March 31, 2018
Senior Management	2	2
Middle Management	2	3
Employees	<u>3</u>	<u>3</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

Note 14 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2019年12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.53円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2019年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2019年9月30日		2019年3月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
資産				
固定資産				
－その他の付帯設備、用具および備品	0	0	0	0
流動資産				
債権				
－売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,000,212	122,556	950,429	116,456
－関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
－その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,510	308	152,624	18,701
預金	8,250,712	1,010,960	8,718,219	1,068,243
手許現金	0	0	0	0
前払金	20,065	2,459	59,894	7,339
	9,273,499	1,136,282	9,881,166	1,210,739
資産合計	9,273,499	1,136,282	9,881,166	1,210,739
負債				
資本金および準備金				
－払込資本金	5,446,220	667,325	5,446,220	667,325
－繰越利益	0	0	0	0
－準備金				
法定準備金	303,592	37,199	214,772	26,316
その他の積立金	1,668,114	204,394	1,445,530	177,121
	1,971,707	241,593	1,660,302	203,437
－当期損益	1,025,528	125,658	1,776,405	217,663
	8,443,455	1,034,577	8,882,927	1,088,425
引当金				
－納税引当金	575,765	70,548	756,072	92,642
－その他の引当金	132,213	16,200	115,443	14,145
	707,978	86,749	871,515	106,787
非劣後債務				
－買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	122,066	14,957	126,724	15,527
－その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
	122,066	14,957	126,724	15,527
負債合計	9,273,499	1,136,282	9,881,166	1,210,739

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2019年4月1日から2019年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2019年9月30日		2019年3月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
費用				
その他の外部費用	146,408	17,939	14,117,836	1,729,858
人件費	572,499	70,148	1,231,095	150,846
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	100,141	12,270	253,090	31,011
その他の利息および類似財務費用	(1,943)	(238)	5,840	716
	817,104	100,120	15,607,861	1,912,431
 法人所得税	339,963	41,656	622,870	76,320
	1,157,067	141,775	16,230,731	1,988,751
 当期利益	1,025,528	125,658	1,776,405	217,663
費用合計	2,182,595	267,433	18,007,136	2,206,414
 収益				
純売上高	742,845	91,021	17,935,667	2,197,657
その他の営業収益	1,441,218	176,592	71,469	8,757
その他の利息および類似財務収益	(1,468)	(180)	0	0
	2,182,595	267,433	18,007,136	2,206,414
 当期損失	0	0	0	0
収益合計	2,182,595	267,433	18,007,136	2,206,414

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益（調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、また、かかる取引のために直接的な支払は行われず、その代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを請け負うことを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または直接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

① 資本金の額

2020年1月末日現在、38,215,092米ドル（約42億円）

② 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接の子会社であり、1965年に設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき、適法に設立され、有効に存続し、業務を行うための免許の付与を受けており、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもある。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

① 資本金の額

2019年12月末日現在、90,154,448ユーロ（約110億円）

② 事業の内容

SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、SMB C日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

（3）ゴールドマン・サックス証券株式会社（「代行協会員」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、836億1,600万円

② 事業の内容

同社は、日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

（4）株式会社三井住友銀行（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2019年6月末日現在、約1兆7,709億9,600万円

② 事業の内容

銀行法に基づき、監督庁からの免許を受け銀行業を営んでいる。

（5）ミレニアム・ファンド・サービス・ジャパン株式会社（「管理会社業務代行会社」）

① 資本金の額

2019年6月末日現在、50万円

② 事業の内容

主に金融商品のリスクマネジメントならびにファンド商品の組成・運営に関するコンサルティング業務を営んでいる。

（6）三井住友DSアセットマネジメント株式会社（「サービス支援会社」）

① 資本金の額

2019年6月末日現在、20億円

② 事業の内容

サービス支援会社は、金融商品取引業者（関東財務局長登録番号：（金商）第399号）として2007年から金融庁の登録を受けている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

信託証券の規定に従い、受託会社は、ファンドの受託業務を行う。

(2) SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるファンドの総管理事務代行会社としてSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、トラストの事務を管理し、トラストの会計記録を付け、ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

総管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、SMB C日興証券株式会社の子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、トラストに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、ファンドに関する総管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、総管理事務代行契約に基づくファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社は各ファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上

記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

ファンドまたはファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(3) ゴールドマン・サックス証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

(4) 株式会社三井住友銀行

日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

(5) ミレニアム・ファンド・サービスズ・ジャパン株式会社

ファンドの管理会社業務代行業務を行う。

(6) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

ファンドのサービス支援業務を行う。

3【資本関係】

管理会社のすべての株式を所有しているSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMBC日興証券株式会社の100%子会社である。SMBC日興証券株式会社および株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手

数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第

3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2020年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約する取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、これらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9 (d) 項または第7.9 (e) 項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9 (a) 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17 (c) 項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4 (1) (b) 条（管理投資信託）または第4 (3) 条（第4 (3) 条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行または発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清 算

13.1 会 社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - （iv）本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - （vi）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - （vii）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

(viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の分配が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、

運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (x x i) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

(x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）

(x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）

(A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動

(x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）

(A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

(B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定

(C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙等に、管理会社もしくは日本における販売会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。

- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の事項を記載する。

購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨

- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。

ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨

投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合の繰上償還に係る以下の趣旨の留意事項「ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日（2023年4月1日）以降、投資先債券の価格がターゲット水準以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指す。投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日（2030年3月29日）までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合がある。ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではない。早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではない。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想される。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合がある。換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかる。投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合がある。」

参照戦略に関する以下の趣旨の留意事項

「参照ファンドに帰属するウェイトは、あらかじめ決められたルールに従って運用されるアルゴリズムを適用することにより、計算代理人によりリバランスされる。参照戦略に埋め込まれたリターンを超えて、リターンを強化するような参照戦略のアクティブ運用はない。市場参加者はしばしば市場、政治、金融またはその他の要素の観点から素早く投資を調整する。アクティブ運用商品は、アクティブ運用ではない商品よりも、直接かつ適切に、目下の市場、政治、金融またはその他の要素に対して潜在的に反応することができる。」

- (4) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下する。また、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の発行者等の状況の変化等を受けて変動するため、投資元本を割り込むことがある。また、ファンドの1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがある。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。」

- (5) 受益証券の券面は、発行されない。

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年2月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社である SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または基本信託証書、信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド法に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	ゴールドマン・サックス証券株式会社、または管理会社が随時ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（随時改正される。）をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）をいう。
ファンド営業日	①ルクセンブルグ、ケイマン諸島、ロンドン、ニューヨークおよびダブリンで銀行が営業している日、②ニューヨークで証券取引所が営業を行っている日で、かつ③日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日または日曜日を除く。）、またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
計算日	関連する評価日の1ファンド営業日後の日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。

保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるSMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または基本信託証書、信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド法に定める規定に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社である株式会社三井住友銀行、または信託証書補遺に定める条件に従って管理会社がファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（a）（i）米国人、（ii）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは非居住法人を除く。）、または（iii）（i）もしくは（ii）記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者、のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
最終買戻日	2030年3月28日（または、当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）をいう。
G S	ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよび／またはその関連会社をいう。
当初発行価格	ファンドの受益証券（場合によってはファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）に関して、ファンドの受益証券（場合によってはファンドの各クラスまたはシリーズの受益証券）の当初発行について信託証書補遺および／または本書に規定される受益証券1口当たりの価格をいう。
管理会社業務代行契約	管理会社がファンドに関して管理会社に管理会社業務代行業務を提供する管理会社業務代行会社を任命した契約をいう。
管理会社業務代行会社	ミレニアム・ファンド・サービシズ・ジャパン株式会社、またはファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
募集期間	2020年3月2日から2020年3月27日または管理会社が決定するその他の日までをいう。
日本	日本、日本の領土および領地をいう。

日本円	日本の法定通貨をいう。
ミューチュアル・ ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるSMB C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または基本信託証書、信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド法に定める規定に従ってファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
償還日	2030年3月29日（または、当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）をいう。
純資産価額	ファンドの受益証券（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）を構成するすべての資産の額から当該ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書補遺および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により関連する基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり 純資産価格	ファンド（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズ）の関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、関連するファンドの信託財産（または、場合によってはファンドの関連するクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産価額を発行済みの当該ファンド（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズ）の受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。但し、日本円建ての受益証券（もしあれば）については、本書に異なる定めがない限り、円の単位に四捨五入して算出される。
投資先債券計算代理人	ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよび／またはその関連会社をいう。
債券満期日	2030年3月26日をいう。但し、投資先債券の要項に従い調整される場合がある。
英文目論見書	ファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
発行価格	100米ドルをいう。

基準通貨	ファンド（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズ）に関して、受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	基本信託証書および信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
買戻日	毎ファンド営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。
サービス支援会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社、またはファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
ファンド	受託会社と管理会社の間で2017年2月7日に作成された基本信託証書および2020年2月10日に作成された信託証書補遺に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドである早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03をいう。
サブ・ファンド決議	（a）関連するトラストのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	ファンドの受益証券（または、場合によってはファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	ファンドに関して、ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一つまたは複数のファンド（またはファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、受益証券の発行、買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託証書	ファンドに関して、ファンドを設定する信託証書補遺によって補完された基本信託証書をいう。

信託財産	ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の買付金額および関連する信託証書に基づいてファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド、または信託証書補遺に定める規定に従ってファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	ファンドの受益証券およびそのあらゆるクラスをいう。文脈上別途の意味となるべき場合を除き「受益証券」は全クラスの受益証券を含む。
米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	（a）トラストのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）トラストのすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、トラストのすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。（i）米国に居住する自然人、（ii）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（iii）執行者または財産管理人が米国人である財団、（iv）受託者が米国人である信託、（v）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（vi）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（vii）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（viii）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）。

評価日

毎ファンド営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「会社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2019年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年6月21日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソ
シエテ・コーペラティブ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors and Those Charged with Governance for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company’s financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of “Réviseur d'Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “Réviseur d'Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 21, 2019

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin
Partner

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。